

第3期 小美玉市
子ども・子育て支援事業計画
(案)

小美玉市

はじめに



市長あいさつ挿入予定

令和7年〇月

小美玉市長 島田幸三

もくじ

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 子ども・子育てに関わる社会情勢及び国の動向	3
第3節 子ども・子育て支援事業計画に関わる法制度等の改正	7
第4節 第3期計画の概要	9
1 計画の位置付け	9
2 計画の期間	10
3 計画の策定体制	11
4 SDGs との関係	11
第2章 小美玉市の子どもを取り巻く状況	12
第1節 データからみる市の状況	12
1 人口、世帯の傾向	12
2 子どもの数の傾向	15
3 ひとり親世帯の傾向	17
4 婚姻状況の傾向	18
5 就労状況の傾向	22
6 教育、保育施設の傾向	24
7 小学校、中学校の傾向	28
8 放課後児童クラブの傾向	30
9 支援を必要とする子どもと家庭の傾向	32
第2節 子ども・子育て支援アンケート調査からみる市の状況	34
1 調査の概要	34
2 調査結果	36
第3節 施設等調査からみる市の状況	60
1 調査の概要	60
2 調査の結果	61
第4節 第2期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価	65
第5節 現状と傾向、課題のまとめ	66
現状と傾向、課題1 就学前児童の保育ニーズの高まりへの対応	66
現状と傾向、課題2 就学児童・生徒の居場所づくりへの対応	66
現状と傾向、課題3 子どもとその保護者や家族の悩み・不安への対応	67
現状と傾向、課題4 生活困窮家庭とその子どもへの対応	68
現状と傾向、課題5 発達や虐待などへの対応	68

第3章 計画の基本的な方向性 69

第1節 計画の基本的な視点	69
基本的な視点1 就学前児童の保育環境のさらなる整備	69
基本的な視点2 就学児童・生徒の居場所づくりの充実	69
基本的な視点3 子どもとその保護者や家族への相談支援体制の整備	70
基本的な視点4 生活困窮家庭とその子どもへのサポートの充実	70
基本的な視点5 多機関連携による子どもが安全・安心できる環境の確保	70
第2節 計画の基本理念	71
第3節 計画の基本目標	72
基本目標1 誕生前から幼児期までの支援	72
基本目標2 就学後から18歳までの子どもへの支援	72
基本目標3 課題や困難を抱える子どもや家族への支援	72
基本目標4 子育て当事者への支援	73
基本目標5 子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり	73
第4節 施策の体系	74

第4章 施策の展開 75

基本目標1 誕生前から幼児期までの支援	75
施策1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの保健・医療	75
施策2 出産に関する支援、産前産後の支援の充実	77
施策3 幼児教育・保育の質の向上	79
施策4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援	81
基本目標2 就学後から18歳までの子どもへの支援	83
施策1 学童期・思春期の保健対策	83
施策2 生きる力を育む教育の充実	85
施策3 多様な体験の充実	88
施策4 子どもの交流の場・居場所の充実	90
基本目標3 課題や困難を抱える子どもや家族への支援	92
施策1 子どもの貧困の解消に向けた対策	92
施策2 児童虐待防止対策、ヤングケアラー対策の充実	94
施策3 障がい児施策の充実	96
施策4 いじめや不登校、自殺への対策と悩みや不安を抱える子どもへの支援	99
施策5 権利に関する普及啓発	100
基本目標4 子育て当事者への支援	101
施策1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	101
施策2 子育ての不安や悩みへの相談支援、情報提供の充実	103
施策3 家庭教育及び地域コミュニティ力の向上	105

施策4 ひとり親家庭への支援の推進.....	107
施策5 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備.....	109
基本目標5 子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり	111
施策1 子どもの安全の確保.....	111
施策2 子育てを支援する生活環境の整備.....	113
第5章 量の見込みと確保の方策	114
第1節 教育・保育提供区域の設定.....	114
第2節 量の見込みの基本的な考え方と市の将来人口の推計.....	115
1 量の見込みの基本的な考え方	115
2 市の将来人口の推計	115
第3節 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策	116
1 1号認定	117
2 2号認定	117
3 3号認定	118
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び 確保の方策	119
1 利用者支援事業.....	119
2 地域子育て支援拠点事業.....	120
3 妊婦健康診査.....	120
4 乳児家庭全戸訪問事業.....	121
5 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	121
6 子育て世帯訪問支援事業.....	122
7 児童育成支援拠点事業.....	122
8 親子関係形成支援事業.....	122
9 子育て短期支援事業	123
10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	123
11 一時預かり事業	124
12 延長保育事業（時間外保育事業）	125
13 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	126
14 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	127
15 産後ケア事業 対象：産後母子.....	128
16 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	128
17 実費徴収に係る補足給付を行う事業	128
18 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	128
第5節 その他の基本的な取組.....	129
1 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	129
2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	129

第6章	計画の推進体制と進捗管理	130
第1節	計画の推進体制	130
第2節	計画の進捗管理	130
資料編	131
資料1	小美玉市子ども・子育て会議条例	131
資料2	小美玉市子ども・子育て会議委員名簿.....	133
資料3	計画策定の経過	134

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

● 少子化の進行

日本の総人口は、平成 20（2008）年に 1 億 2,808 万人のピークをむかえ、その後は減少傾向のまま推移しており、今後も増加傾向に転じることはない予測です。

また、年少人口といわれる 0～14 歳の子どもの人口を総人口で割った割合は長く減少傾向にあり、さらに、人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の一つである合計特殊出生率も低下傾向にあります。特に、平成 2（1990）年に公表された「1.57 ショック」では、これまで合計特殊出生率が戦後最低だった昭和 41（1966）年の 1.58 を下回り、平成元（1989）年に 1.57 となったことで、「少子化」が注目されるようになりました。

● 働く女性の増加

一方、日本の女性の社会進出と活躍は、高度経済成長期以降のバブル景気を経て、昭和 60（1985）年の「男女雇用機会均等法」成立を転機にめざましく進展し、年々小さい子どもをもつ、子育て世帯の母親の就労者も増え続けています。それに伴い、共働き家庭も増えてきましたが、核家族化の進行で親族からの育児の手助けは望めず、また、長引く経済不況による経済的な理由から、ますます子育て世帯の母親が就労せざるを得ない状況になっていることもあり、今日まで全国的に保育のニーズが高まり続けています。その結果、保育所（園）の定員を超えて入所（園）ができなくなる待機児童問題が注目され、平成 27（2015）年前後から社会全体で“待機児童ゼロ”に向けた取組が進められてきました。

● 子育て家庭の困難状況

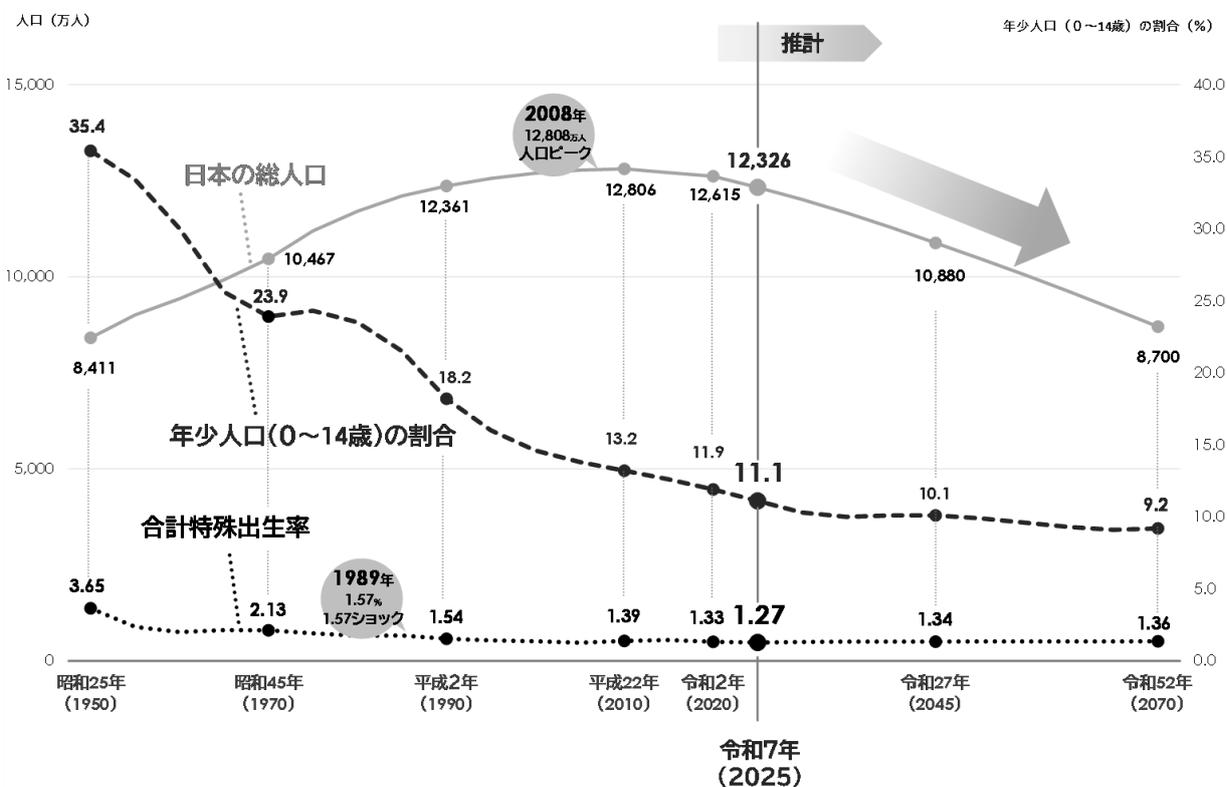
近年では、出生数等の減少もあり、待機児童数は徐々に減少していますが、人材不足や物価高騰など家計をひっ迫する社会的要因はいまだに多いことから、今後も共働き家庭が減ることは考えにくく、引き続き、保育環境の整備を進めていく必要があります。

また、共働き家庭等が増えれば、就学後の子どもの居場所づくりや、家庭での養育と教育を支援する取組の重要性はさらに増すと思われます。そのため、子どもが安全・安心に育つ環境づくりとともに、子どもの保護者（家族）が心身の余裕を持って子育てできるよう地域、学校、行政機関等がさらに連携を強め、周囲のサポート体制と支援制度の充実を図り、まちが一体となって子育て環境の充実を進めていくことが求められます。

● 「第3期小美玉市子ども・子育て支援事業計画」の策定

本市では、平成 27 (2015) 年度に「小美玉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市内の待機児童問題解消に向けた教育・保育施設の整備や支援制度・体制の整備のほか、各種子育て支援施策の取組を計画的に推進してきました。その5年後、令和 2 (2020) 年 3 月には「第 2 期小美玉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取組内容の見直しを図ってきました。第 2 期計画が令和 6 (2024) 年度で計画期間を満了することから、引き続き小美玉市の子育て環境の充実に向けた取組を推進するために、令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2029) 年度の 5 年間の計画期間とする「第 3 期小美玉市子ども・子育て支援事業計画 (以下、「第 3 期計画」という)」を策定するものです。

■ 日本の人口推計及び年少人口、合計特殊出生率の推計



資料：昭和 25 (1950) 年～令和 2 (2020) 年の人口及び年少人口 (0~14 歳) の割合、合計特殊出生率は、国勢調査の実績値、令和 7 (2025) 年以降の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所による推計で、令和 2 (2020) 年までの国勢調査の実績値を基にして算出された令和 5 (2023) 年時点の公表データ

合計特殊出生率とは：人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の 1 つです。その年次の 15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当し、人口動態の出生の傾向をみるときの主要な指標となっています。

第2節 子ども・子育てに関わる社会情勢及び国の動向

● 子どもや家庭への支援の充実

前述（第1節 計画策定の趣旨）のとおり、全国的に少子化が進む中、核家族化の進行、女性の社会進出と活躍、経済不況などを背景に共働き家庭が増加することで、保育の需要と必要性は高いままとなっています。そのため、各市町村には、それぞれの実情を踏まえた上で、引き続き就学前の子どもの教育・保育提供量の充実を図ることに加えて、就学後の子どもの学校と家以外の居場所の確保と機能の充実が求められています。

また、特に支援の必要性が高い子どもの発達や障がい、いじめ、不登校、ヤングケアラーなどの子ども自身の悩みや不安のほか、保護者（家族）の養育・教育力の低下やダブルケア、虐待、経済的生活の困窮、心身の障がい、ひとり親家庭などの子育て当事者の悩みや不安にも対応した、きめ細かな支援の充実を図るための法制度の整備が進められています。

● 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

市町村子ども・子育て支援事業計画と法制度の関連をみると、平成24（2012）年に「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、第1期の「子ども・子育て支援事業計画」が各自治体で策定され、地域の実情に応じた「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」が新制度として実施されました。また、平成30（2018）年にはすべての子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができる環境を整備していくことが必要であるとして、「幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正」に伴い基本方針が改正され、これを踏まえ市町村第2期「子ども・子育て支援事業計画」が策定されました。

● 子ども・子育てに関連する各種法制度の施行

そのほかの子ども・子育てに関連する主な法制度の動向としては、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するための「少子化社会対策基本法」が平成15（2003）年9月に施行され、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び企業における取組を促進する「次世代育成支援対策推進法」が平成17（2005）年4月に施行されました。

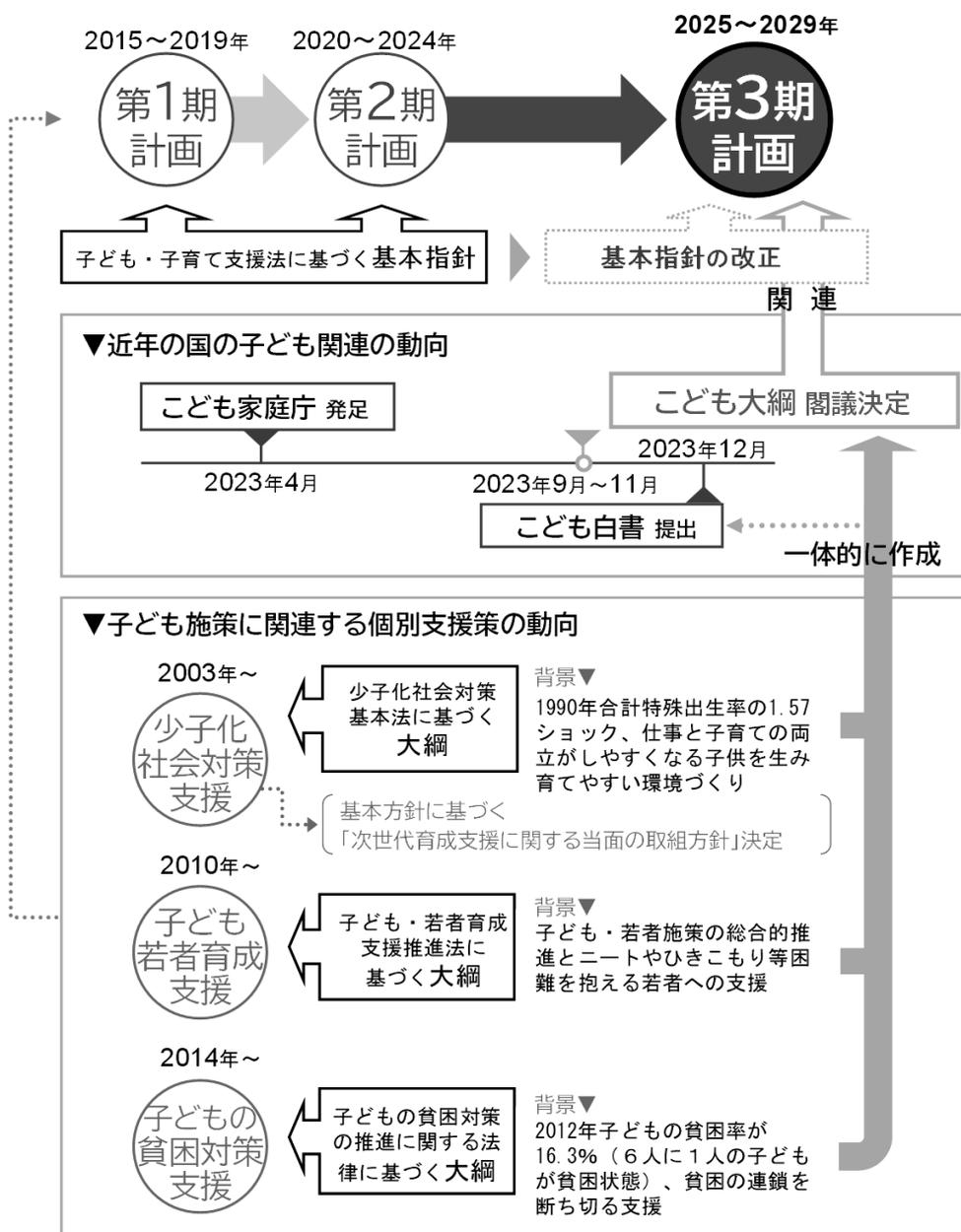
さらに、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現に向け、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、分野を超えて社会総がかりで、子ども・若者の育成・支援の取組を推進する「子ども・若者育成支援推進法」が平成22（2010）年4月に施行され、さらに、平成26（2014）年1月には子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るための取組を推進する「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されています。

● こども基本法の施行

その後、国は令和5（2023）年4月にこども家庭庁を創設、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を令和5（2023）年4月に施行、同年12月には上記の3法「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく各“大綱”を一元化した「こども大綱」を閣議決定しました。加えて、令和6（2024）年5月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策の全体像であり、いわばこども版骨太方針とする「こどもまんなか実行計画」を閣議決定しました。

■ 子ども・子育て支援事業計画関連法制度の動向

▼ 子ども・子育て支援事業計画 策定経緯



(参考)子ども計画関連の法制度概要

○ 子ども・子育て関連3法

平成 24 (2012) 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定子ども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいいます。

各法では、認定子ども園、幼稚園、保育所(園)を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設や、認定子ども園制度の改善(幼保連携型認定子ども園の改善等)、地域の実情に応じた子ども・子育て支援などについて明記し、教育・保育事業提供量の確保に向けた施設整備や地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた取組を推進することとしています。

このうち、「子ども・子育て支援法」は、令和 6 (2024) 年 6 月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、①ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、②全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、③共働き・共育での推進などが盛り込まれました。

○ 少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法

少子化の抑制を目的とした取組を推進する「少子化社会対策基本法」は、平成 6 (1994) 年に当時の文部省、厚生省、労働省、建設省の 4 大臣合意のもとに始まったエンゼルプラン(正式名称は「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」)が始まりで、その後、平成 11 (1999) 年に閣議決定した少子化対策推進基本方針に基づく重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について定めた新エンゼルプランを経て、平成 15 (2003) 年 9 月に「少子化社会対策基本法」が施行されました。

さらに、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を、社会全体で整備する時限法として「次世代育成支援対策推進法」が平成 17 (2005) 年 4 月に施行されました。これに基づき、国・自治体・事業主が次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定・実施することで、子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを通して、少子化の流れを変えることを目指しています。同法は、時限立法ではありながら、令和 6 (2024) 年の改正により令和 17 (2035) 年まで延長しています。

○ 子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者育成支援施策の総合的な推進や、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を図ることを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」は平成 22 (2010) 年 4 月に施行されました。

同法を基にした取組では、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現に向け、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、分野を超えて社会総掛かりで、子ども・若者の育成・支援の取組を推進しています。

○ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は平成 26（2014）年 1 月に施行されました。

同法は、令和元（2019）年 6 月に改正案が成立し、その目的に“子どもの将来のみならず、「現在」も改善すること”を明記し、基本理念を“児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見が尊重されること”、としました。

さらに、令和 6（2024）年 6 月に、超党派の議員立法による「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が国会において成立し、名称を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、基本理念に「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されるなど抜本的な変更が行われました。

第3節 子ども・子育て支援事業計画に関わる法制度等の改正

(1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て関連3法」のうちの一つです。令和5（2023）年12月に閣議決定されたこども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、関係する内容を改正する案が令和6（2024）年10月に施行されました。

■子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要

こども家庭庁「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要」（令和6年2月）より抜粋

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策
(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組 <ul style="list-style-type: none">● 児童手当について、支給期間を中学生までから高校生年代までとする、支給要件のうち所得制限を撤廃する、第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。● 妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。
(2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 <ul style="list-style-type: none">● 妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。● 保育所（園）等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。● 産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。● 教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。● 施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。● 児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。● ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。● 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。
(3) 共働き・共育での推進 <ul style="list-style-type: none">● 両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期間に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。● 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。
2. こども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設
こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、こども・子育て支援特別会計を創設する。
3. こども・子育て支援金制度の創設
<ul style="list-style-type: none">● 国は必要な費用に充てるため、医療保険者からこども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。● 医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（こども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。● 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8（2026）年度から令和10（2028）年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。● 令和6（2024）～10（2028）年度までの各年度に限り、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。

(2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下、「基本指針」という）は、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項と子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定め、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備や、その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的として策定された、いわば子ども・子育て支援事業計画策定のガイドラインです。

同基本指針は、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う必要があることから「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下、「改正法」という）が、第208回国会において成立したもので、令和6（2024）年4月1日に施行されました。

また、この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められました。

■基本指針の改正案の概要

こども家庭庁「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案について（概要）」より抜粋
（第6回子ども・子育て支援等分科会 2024年8月2日、資料3）

1. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針への位置付けを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み(事業需要量)を設定する際の参酌基準を設定する。
2. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加
児童福祉法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)を推進すること等を規定。
3. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、基本指針への位置付け等を行う。
4. 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針への位置付け等を行う。
5. 産後ケアに関する事業の追加
地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。
○その他所要の改正
その他の関係法令の改正等を踏まえ、所要の改正を行う。

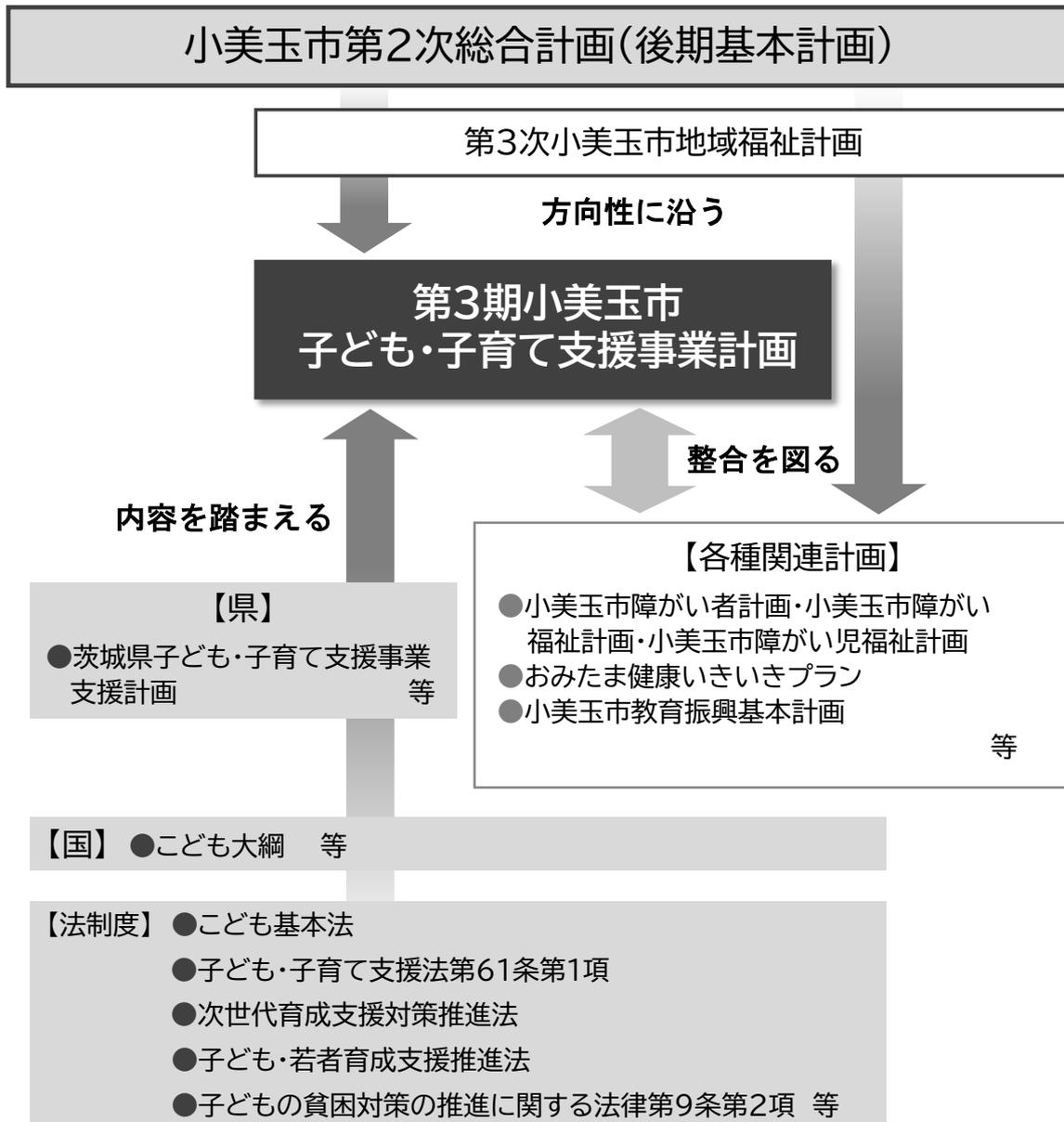
第4節 第3期計画の概要

1 計画の位置付け

第3期計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「第3期小美玉市子ども・子育て支援事業計画」並びに子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「小美玉市子どもの貧困対策推進計画」並びに次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するための計画です。

本市の最上位計画である「小美玉市第2次総合計画（後期基本計画）」のもと、地域における福祉活動等を積極的に推進し、地域共生社会を目指す「第3次小美玉市地域福祉計画」をはじめ、市の各種関連計画と整合を図るとともに、県の「茨城県子ども・子育て支援事業支援計画」の内容を踏まえて策定するものです。

■第3期計画と個別計画等との関係性



2 計画の期間

第3期計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間とします。

■第3期計画の計画期間

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
	小美玉市第2次総合計画 【基本構想】 (平成30(2018)～令和9(2027)年度)			次期計画		
	【後期基本計画】 (令和5(2023)～令和9(2027)年度)					
	第3次小美玉市地域福祉 計画(令和3(2021)～ 令和7(2025)年度)			次期計画		
前期計画	第3期小美玉市子ども・子育て支援事業計画 ＜小美玉市子どもの貧困対策推進計画＞ (令和7(2025)～令和11(2029)年度)				次期計画	
	小美玉市障がい者計画(第6次)・ 第7期小美玉市障がい福祉計画・ 第3期小美玉市障がい児福祉計画 (令和6(2024)～令和8(2026)年度)			次期計画		
前期計画	おみたま健康いきいきプラン (令和7(2025)～令和11(2029)年度)				次期計画	
	小美玉市教育振興基本計画 (令和5(2023)～令和9(2027)年度)			次期計画		

3 計画の策定体制

第3期計画は、「小美玉市子ども・子育て会議」から意見を聴取し、就学前児童保護者や小学生保護者、並びに妊産婦を対象としたアンケート調査により、本市の子ども・子育てに関する状況やニーズ等の把握を経て策定しました。

(1)小美玉市子ども・子育て会議

本会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、子どもの保護者や子ども・子育て支援事業者等で構成された合議制の機関であり、構成員である有識者や教育・保育関係者、子育て当事者から意見を聴取しました。

(2)ニーズ調査の実施

本調査は、第3期計画の策定にあたり、就学前児童から小学生までの保護者の保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況と利用意向、要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

(3)事業所等アンケート調査の実施

本調査は、第3期計画のうち、特に子どもの貧困対策推進計画の策定にあたり、保育・教育の現場並びに日頃から相談支援等を実施している機関に対して、本市の生活困窮家庭の実態や困りごと、不安を抱えている若者などへの必要な支援等について把握することを目的に実施しました。

(4)パブリックコメントの実施

本市の公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、市民の皆様から広く意見を募集し、計画への反映に努めました。

4 SDGs との関係

なお、第3期計画では、SDGs（Sustainable Development Goals〈持続可能な開発目標〉の略称）を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すための地域づくりを進めていきます。SDGsには17のゴールがあり、本計画で取り組むゴールは、「小美玉市第2次総合計画 後期基本計画」において、まちづくりの基本目標2「人を育てる学びの場づくり」の「基本施策1 子ども・子育て支援の充実」を基本とするSDGsゴールである次の3つの目標とします。

第3期計画で取り組む
3つのSDGs目標



第2章 小美玉市の子どもを取り巻く状況

第1節 データからみる市の状況

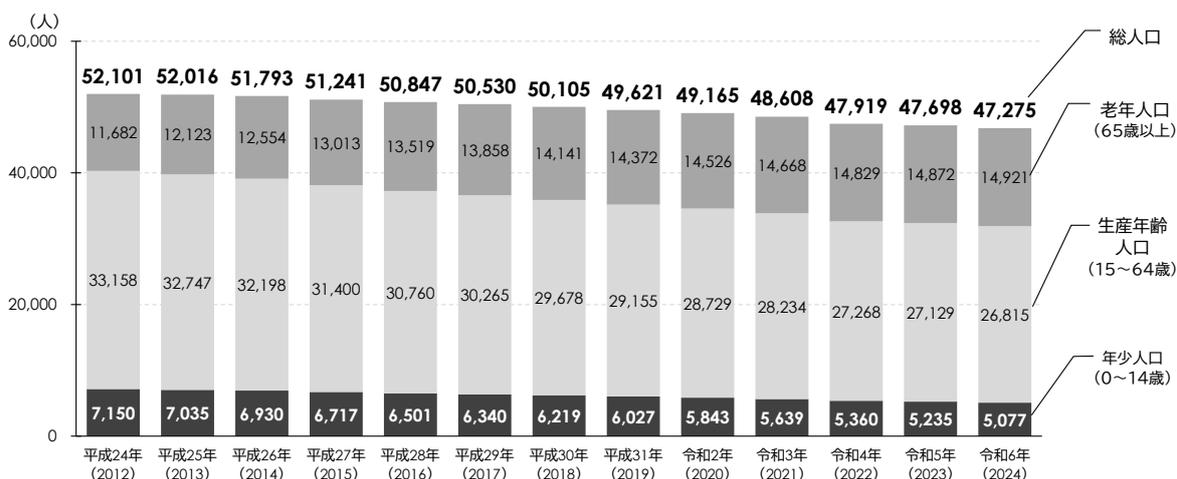
1 人口、世帯の傾向

(1)人口の推移

市の総人口は、ゆるやかな減少傾向で推移しており、平成24（2012）年の52,101人から令和6（2024）年では約1割減少して47,275人となっています。

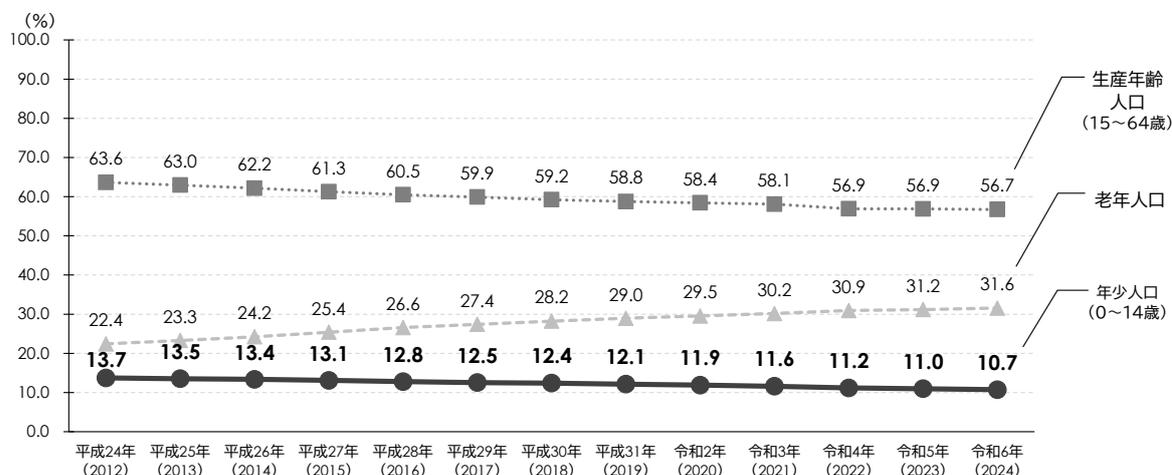
年少人口（0～14歳）の推移をみると、平成24（2012）年の7,150人から減少傾向で推移しており、令和6（2024）年では約3割減少して5,077人となっており、総人口のうち10.7%を占めています。

■小美玉市の人口推移（年齢3区分別）



注）総人口は、「不詳」を加えた値のため、各年齢区分の合計と一致しません。

■小美玉市の人口割合の推移（年齢3区分別）



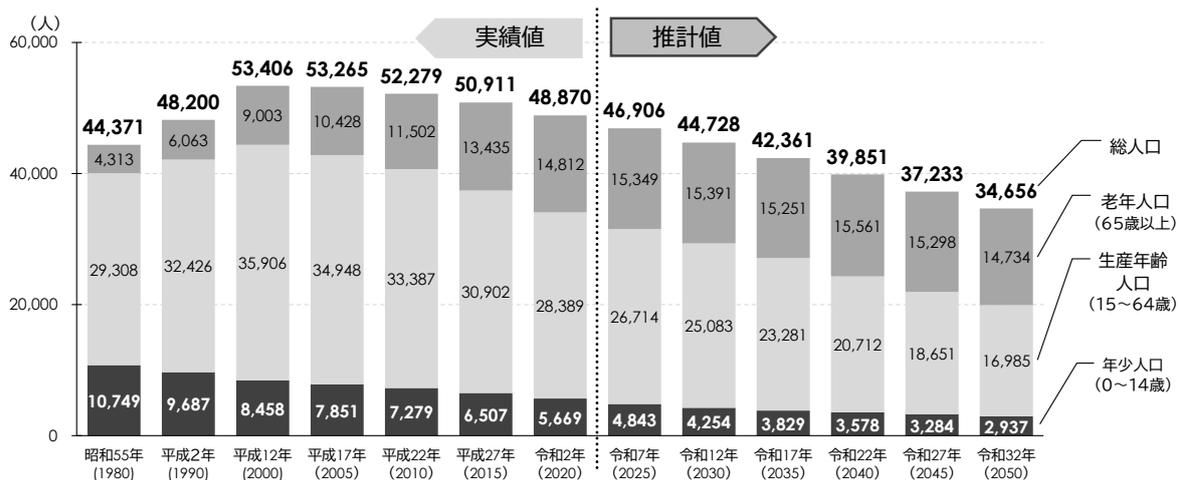
資料：平成24（2012）～平成30（2018）年の数値は茨城県常住人口調査（各年10月1日時点）
平成31（2019）～令和6（2024）年は住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 人口の推計(国勢調査の統計データベースによる社人研推計)

市の人口推計について、国勢調査の統計データをベースにした国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による推計をみると、総人口は令和7(2025)年以降減少傾向で推移し、令和32(2050)年では34,656人となる予測です。

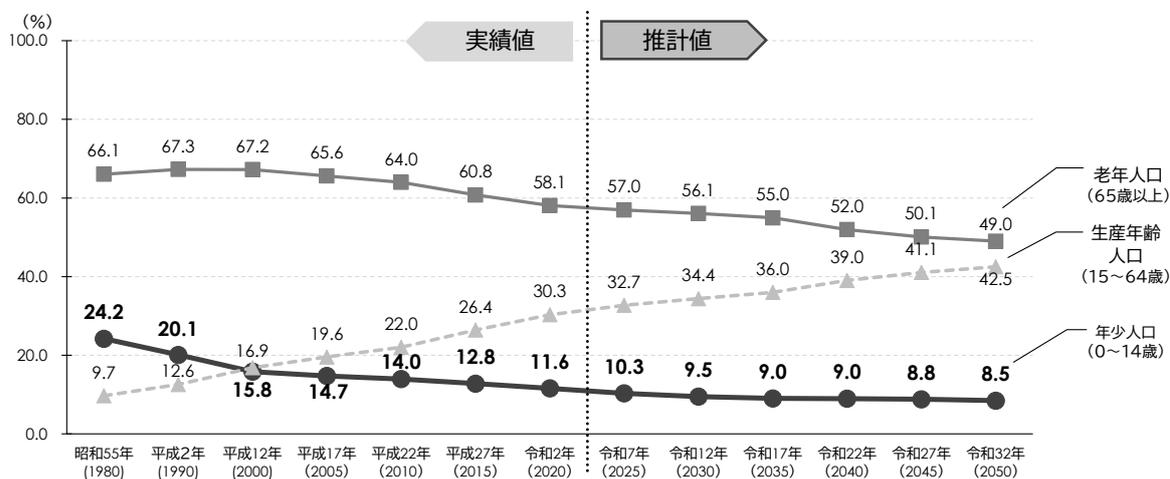
年少人口(0~14歳)の推移をみると、令和2(2020)年の5,669人が、令和32(2050)年には2,937人まで減少し、総人口のうち8.5%となる予測です。

■小美玉市の人口推計(年齢3区分別)



注) 総人口は、「不詳」を加えた値のため、各年齢区分の合計と一致しません。

■小美玉市の人口割合の推計(年齢3区分別)



資料: 昭和55(1980)~令和2(2020)年の人口は、国勢調査の実績値、令和7(2025)年以降の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による推計で、令和2(2020)年までの国勢調査の実績値を基にして算出された令和5(2023)年時点の公表データ

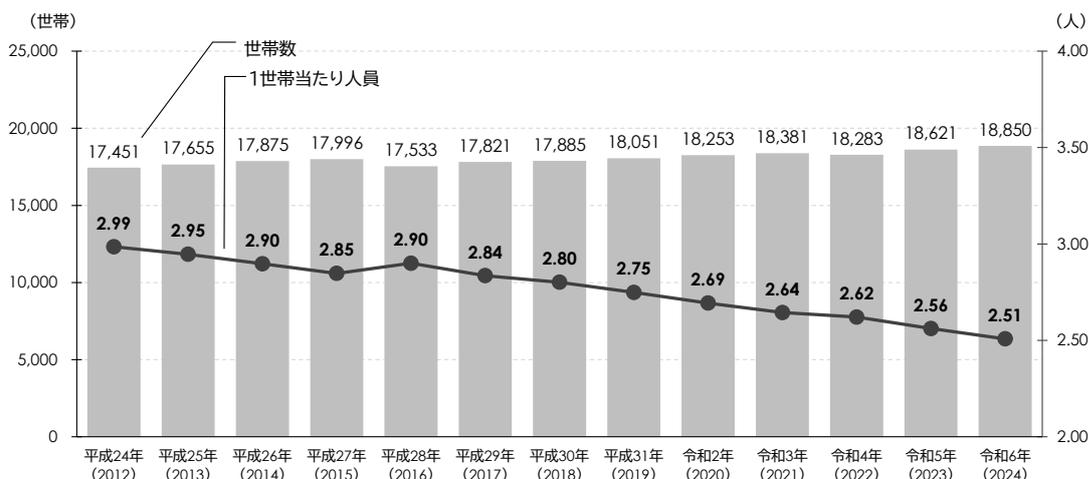
(3)世帯の推移

市の世帯数は増加傾向で推移しており、令和6（2024）年には18,850世帯となっています。一方、1世帯あたり人員はおおむね減少傾向で推移しており、令和6（2024）年には2.51人となっています。

また、市の18歳未満の子どもがいる核家族世帯数の推移をみると、減少傾向で推移していますが、18歳未満の子どもがいる一般世帯数に占める割合をみると、全国、茨城県ほど高くはありませんが、増加傾向で推移しています。

このことから、核家族化が進行していることが示唆されます。

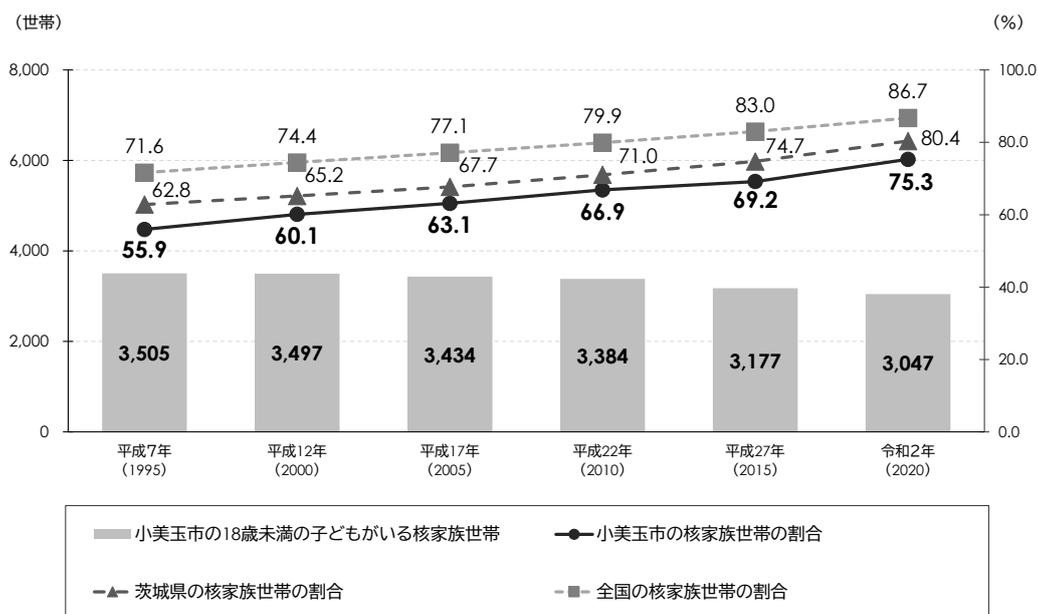
■小美玉市の世帯数、1世帯あたり人員の推移



資料：茨城県常住人口調査（各年1月1日時点）

注）1世帯あたり人員は、世帯数を住民基本台帳に基づく総人口で除した値

■小美玉市の18歳未満の子どもがいる核家族世帯数と全国、茨城県、小美玉市の割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

2 子どもの数の傾向

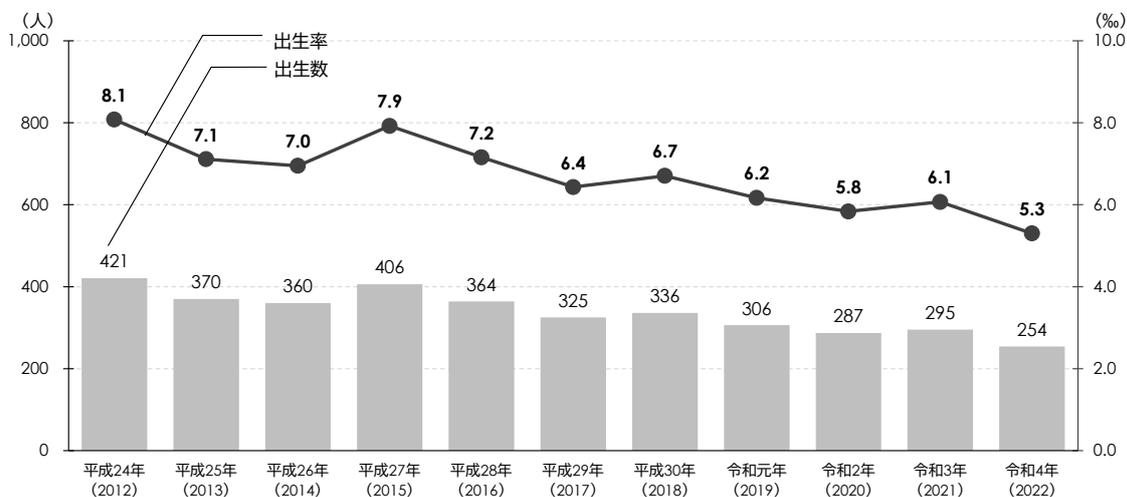
(1) 出生数の推移

市の出生数は、おおむね減少傾向で推移しており、平成 24 (2012) 年の 421 人から令和 4 (2022) 年では 254 人となっています。また、出生率もおおむね減少傾向で推移しており、平成 24 (2012) 年の 8.1‰ (パーミル) *から令和 4 (2022) 年では 5.3‰ (パーミル) となっています。

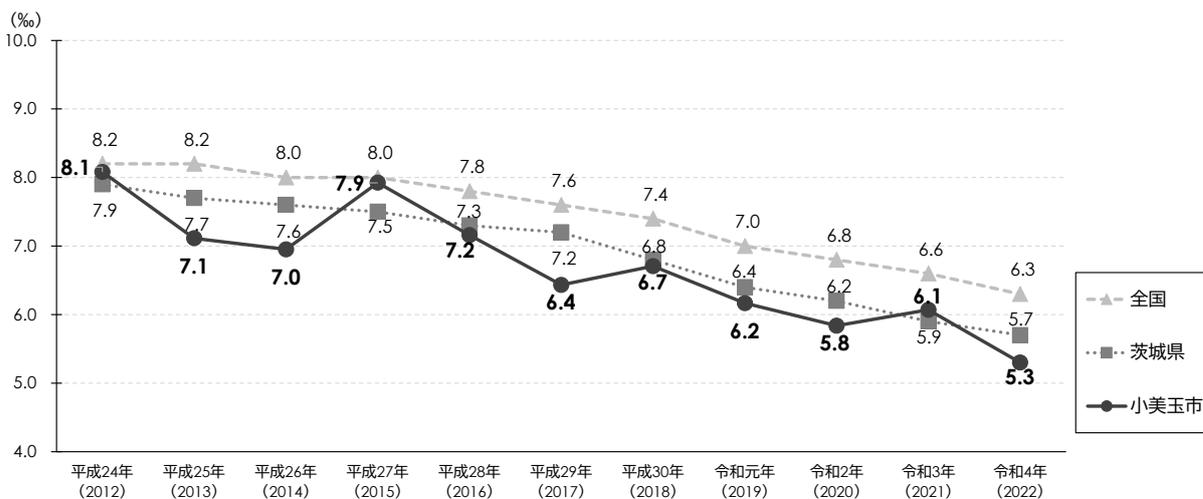
市の出生率を全国、茨城県と比較してみると、全国と茨城県よりわずかに低い値で推移しています。

※‰(パーミル)は、1,000 分の1を1とする単位のこと、1‰は 0.1%

■小美玉市の出生数、出生率の推移



■全国、茨城県、小美玉市の出生率の推移

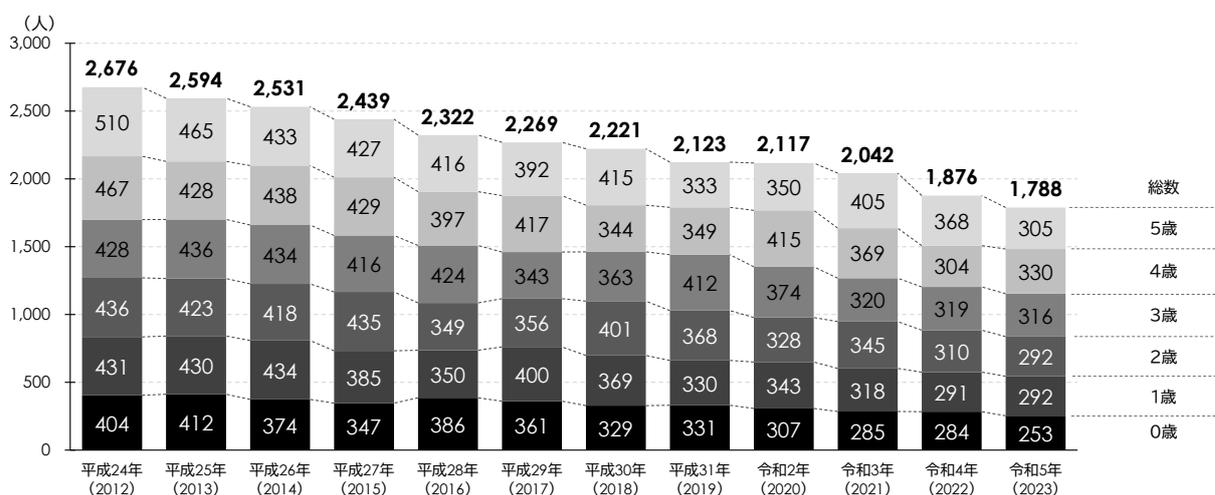


資料：平成 24 年～平成 30 年の数値は茨城県保健福祉統計年報、令和元年以降の数値は茨城県人口動態統計 (各年 1 月 1 日時点)

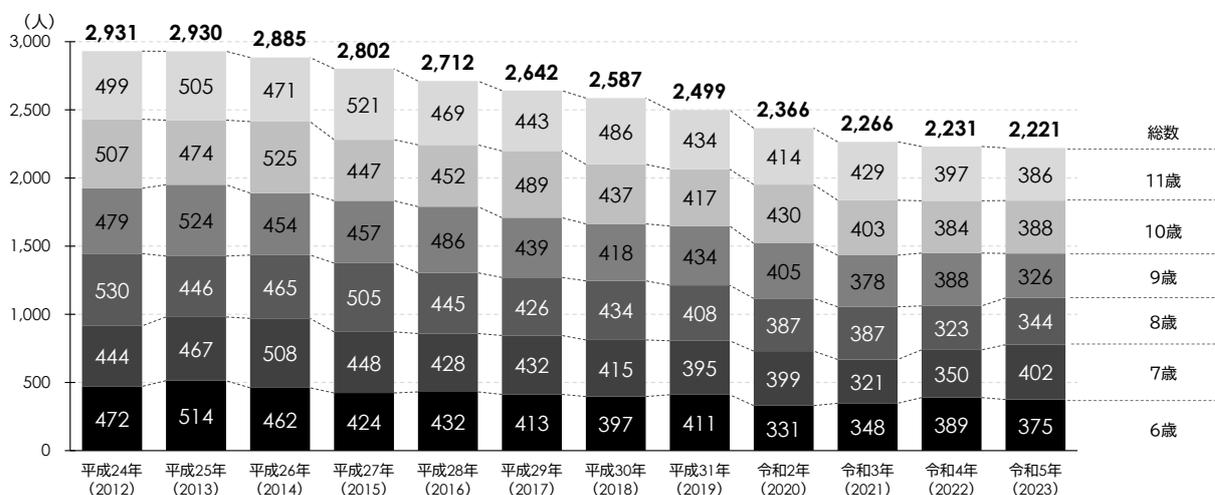
(2) 就学前児童数・就学児童数の推移

市の就学前児童数及び就学児童数の推移をみると、どちらも減少傾向で推移しています。就学前児童では、平成24(2012)年の2,676人から令和5(2023)年は1,788人まで減少、就学児童では、平成24(2012)年の2,931人から令和5(2023)年は2,221人まで減少しています。

■小美玉市の就学前児童数の推移



■小美玉市の就学児童数の推移



資料：茨城県常住人口調査（各年1月1日時点）

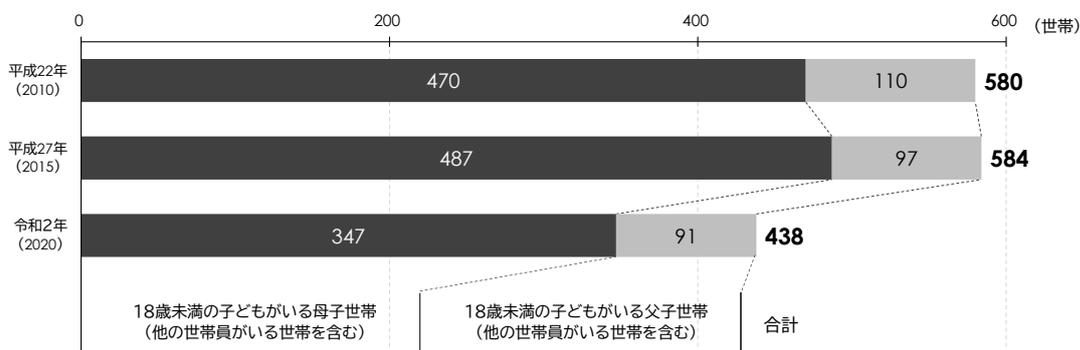
3 ひとり親世帯の傾向

(1) 18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯の推移

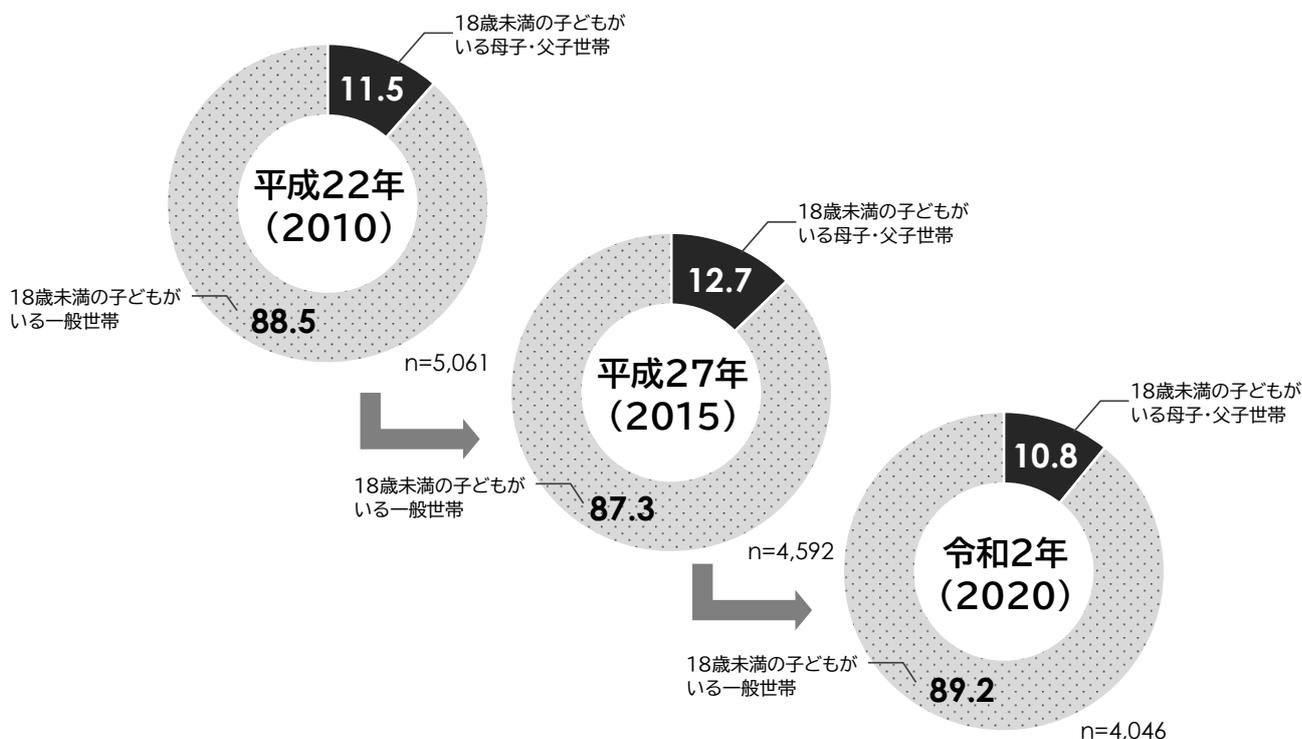
市の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の推移をみると、平成22（2010）年の580世帯から令和2（2020）年には438世帯に減少しており、その内訳は、母子世帯が347世帯、父子世帯が91世帯となっています。

しかし、18歳未満の子どもがいる一般世帯に占める母子・父子世帯の割合は、平成22（2010）年が11.5%、平成27（2015）年が12.7%、令和2（2020）年が10.8%で、多少の増減はあるものの、おおむね一定の割合での推移がみられます。

■小美玉市の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯の推移



■小美玉市の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

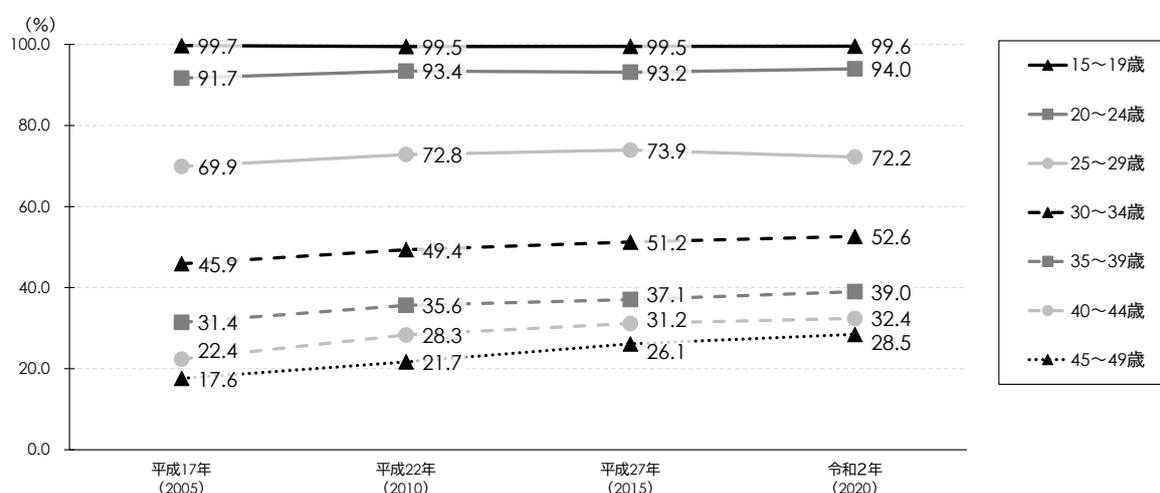
4 婚姻状況の傾向

(1) 年齢別、未婚男女の割合の推移

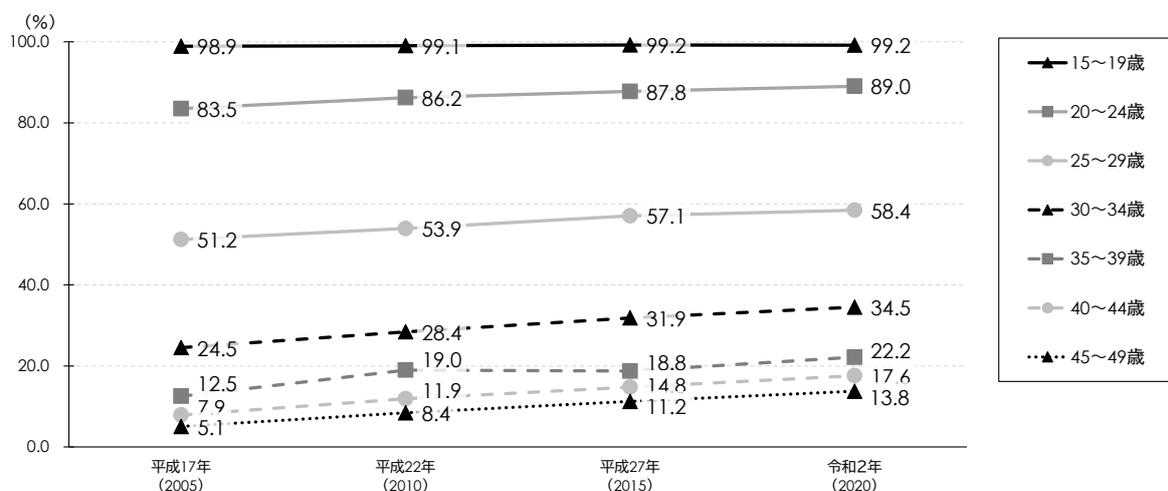
市の年齢別、未婚男女の割合の推移をみると、男女ともに15～19歳を除くすべての年齢層でおおむね増加の傾向がみられます。平成17(2005)年から令和2(2020)年にかけて8.7ポイント以上増加がみられた年齢層は、男性では40～44歳と45～49歳、女性では30～34歳、45～49歳となっています。

また、令和2(2020)年の市の年齢別、未婚男女の割合を全国、茨城県と比較すると、男性は30～44歳の年齢層が全国よりわずかに多くなっていますが、茨城県の水準と比べると同程度となっています。女性はいずれの年齢層でも全国、茨城県とほぼ同程度となっています。

■小美玉市の年齢別、未婚男性の割合の推移

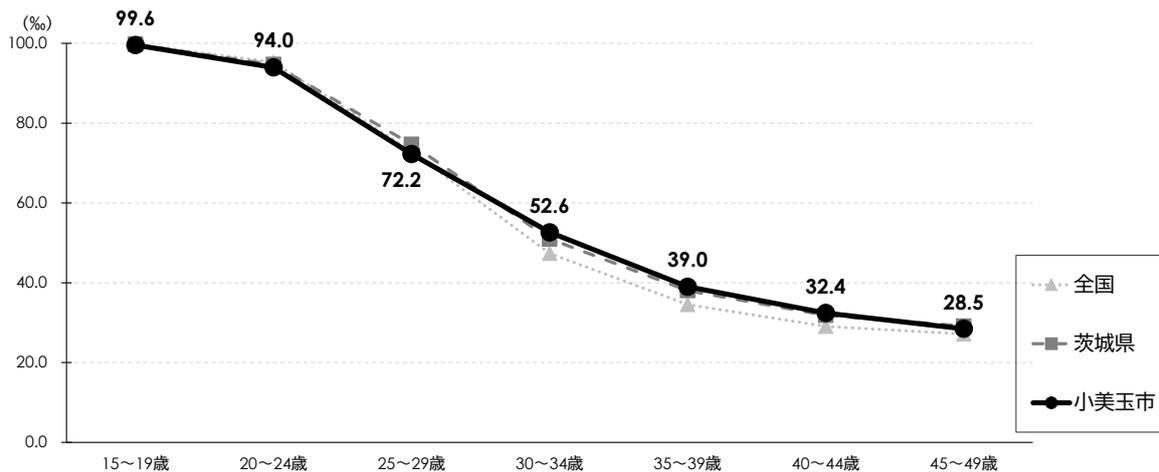


■小美玉市の年齢別、未婚女性の割合の推移

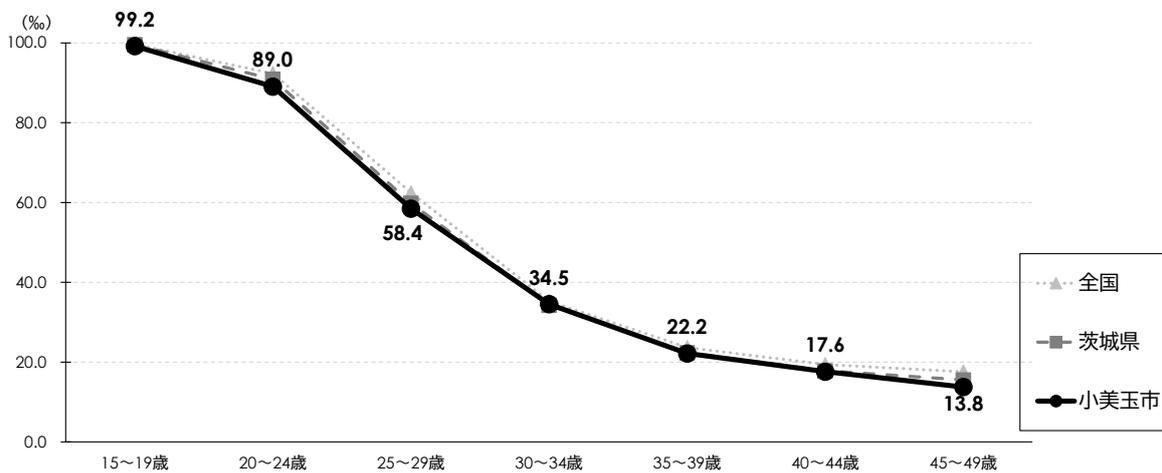


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

■全国、茨城県、小美玉市の年齢別、未婚男性の割合の推移



■全国、茨城県、小美玉市の年齢別、未婚女性の割合の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

(2) 婚姻、離婚の推移

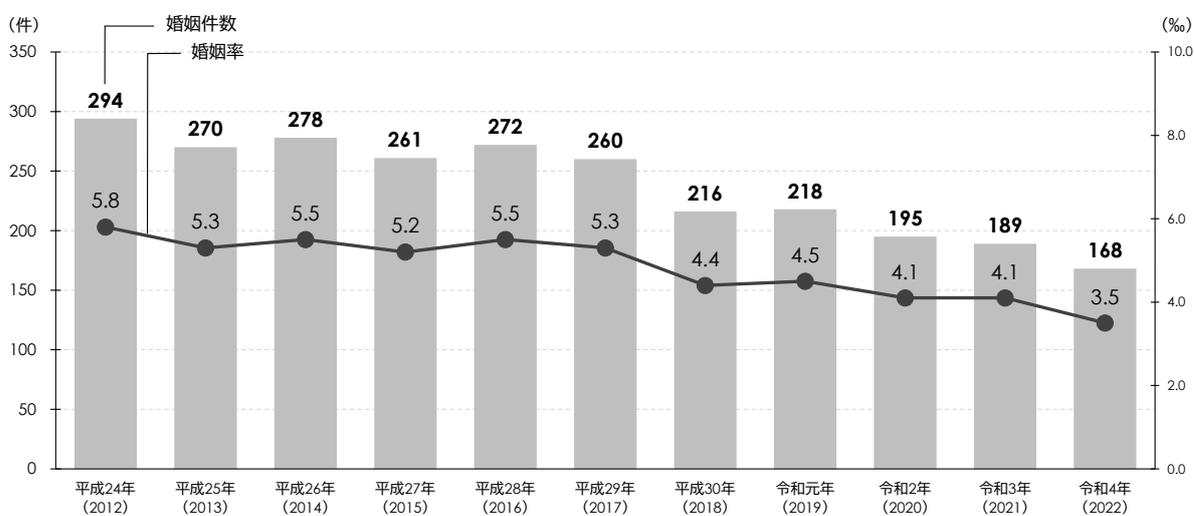
市の婚姻件数と婚姻率は、おおむね減少傾向で推移しており、平成 24 (2012) 年の 294 件 (5.8%) から令和 4 (2022) 年には 168 件 (3.5%) まで減少しています。

離婚件数と離婚率は、増減を繰り返しながら推移しており、平成 24 (2012) 年が 95 件 (1.86%)、令和 4 (2022) 年が 85 件 (1.79%) でわずかに減少しています。

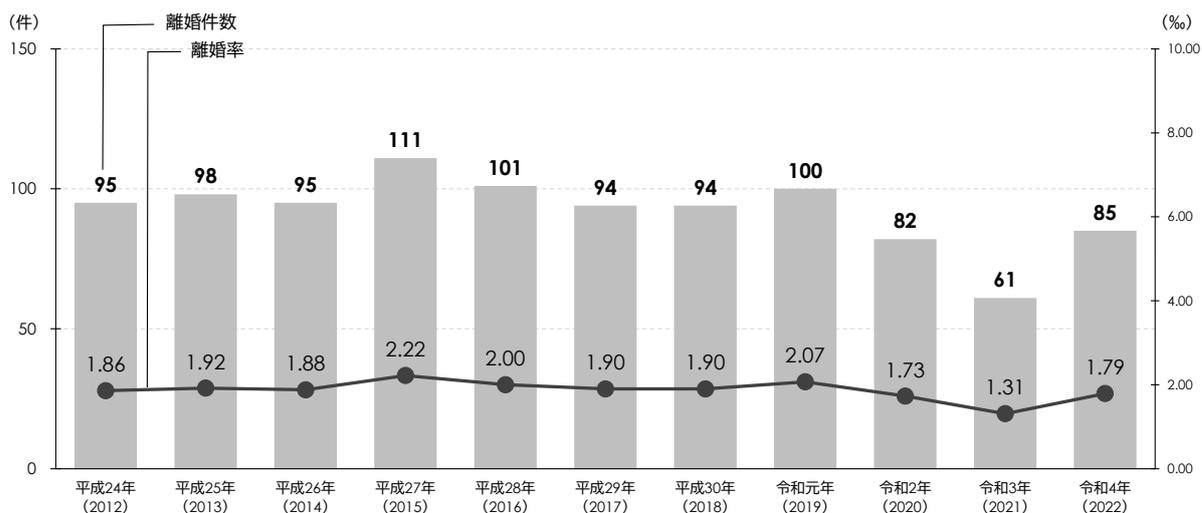
婚姻率と離婚率を全国、茨城県と比較すると、市の婚姻率は全国、茨城県と比べてわずかに高い値で推移してきましたが、平成 30 (2018) 年以降はやや低い年がみられます。

離婚率は令和 3 (2021) 年を除いて、全国、茨城県と比べてわずかに高い値で推移しています。

■小美玉市の婚姻件数、婚姻率の推移

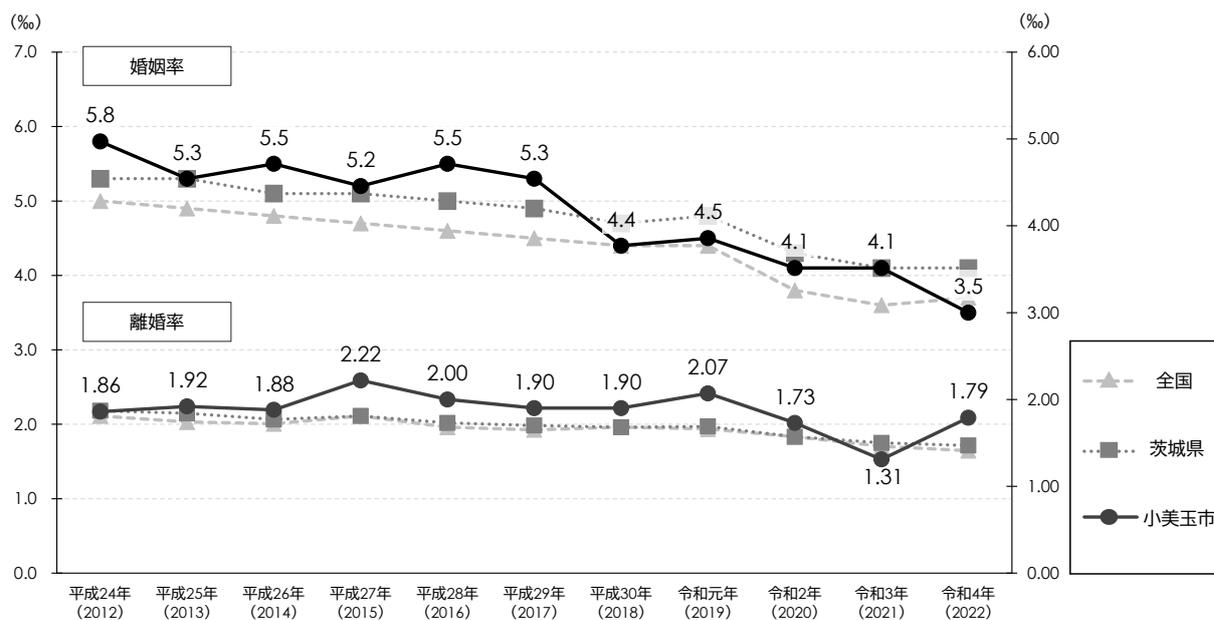


■小美玉市の離婚件数、離婚率の推移



資料：平成 24 年～平成 30 年の数値は茨城県保健福祉統計年報、令和元年以降の数値は茨城県人口動態統計（各年 1 月 1 日時点）

■全国、茨城県、小美玉市の婚姻率・離婚率の推移



資料：平成24年～平成30年の数値は茨城県保健福祉統計年報、令和元年以降の数値は茨城県人口動態統計（各年1月1日時点）

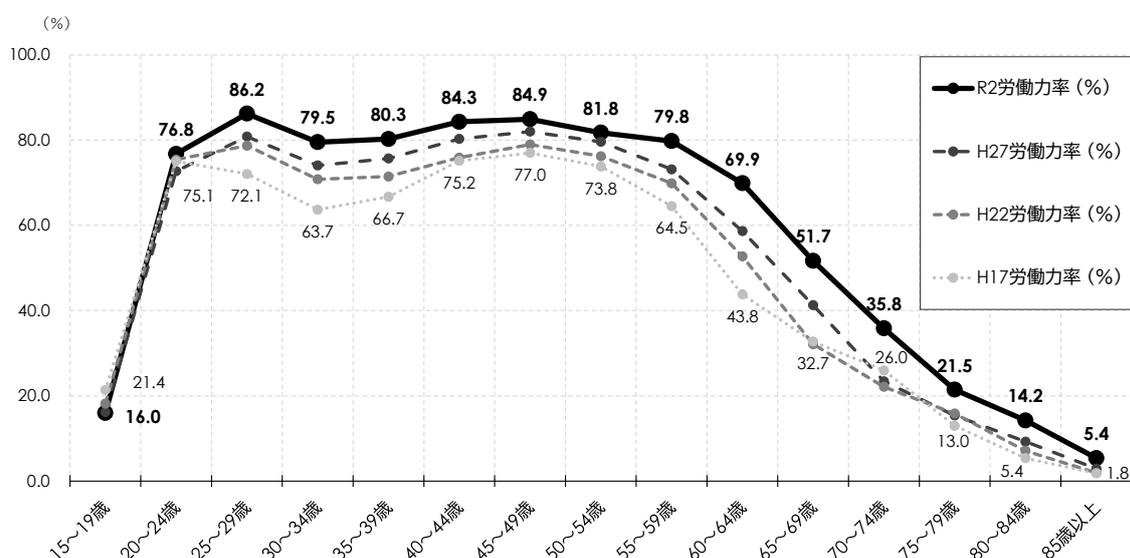
5 就労状況の傾向

(1) 年齢別女性の労働力率の推移

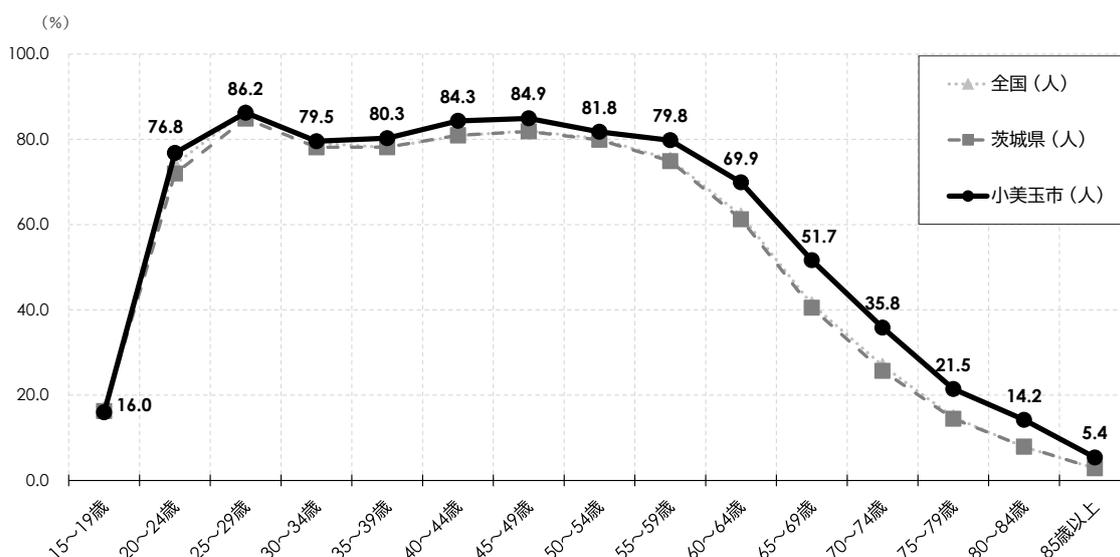
市の年齢別女性の労働力率（就労している女性の割合）をみると、平成 17（2005）年から令和 2（2020）年にかけて、15～19 歳を除くほとんどすべての年齢層で増加の傾向がみられます。特に、結婚、出産、育児をする女性が多い年齢層である 20～40 歳代は大きく増加しています。

令和 2（2020）年時点の市の年齢別女性の労働力率を全国、茨城県と比較すると、いずれの年齢層でも小美玉市が同程度かわずかに高い値となっています。

■小美玉市の年齢別、女性の労働力率の推移



■全国、茨城県、小美玉市の年齢別、女性の労働力率（令和 2（2020）年時点）

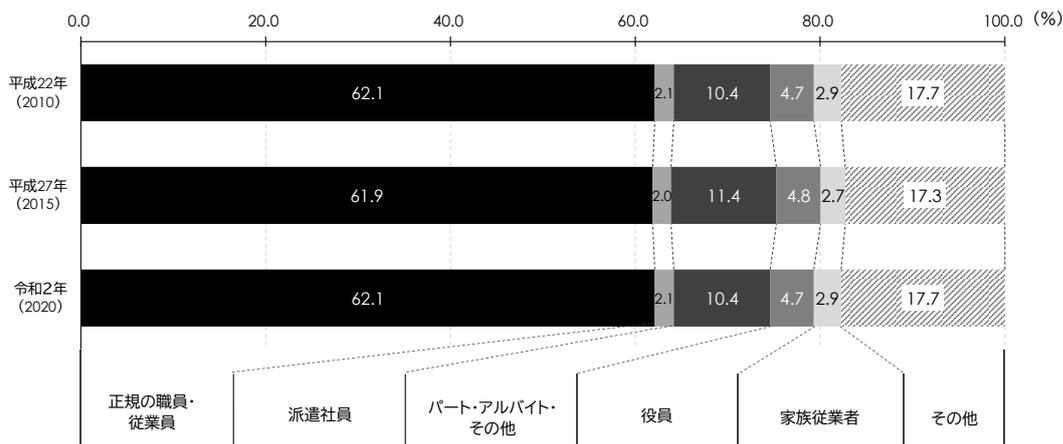


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

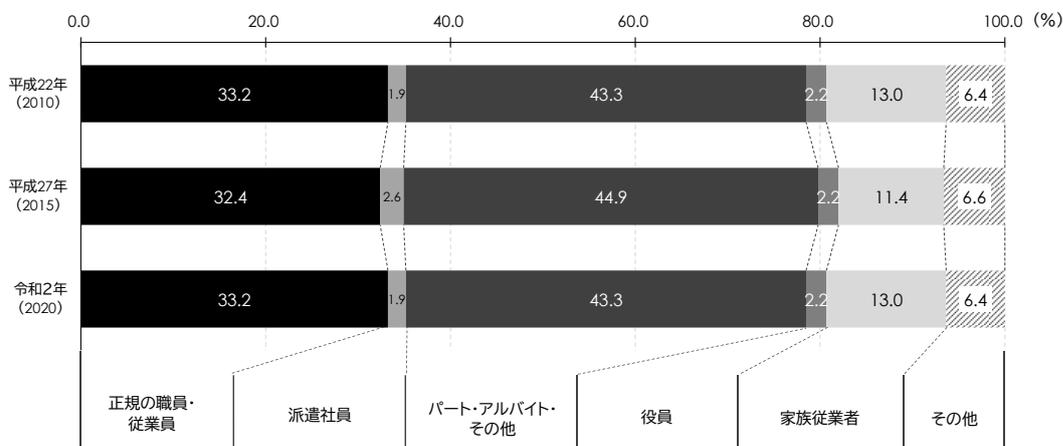
(2)地位別従業者数の割合の推移

市の男性、女性の地位別従業者数の割合の推移をみると、平成 22 (2010) 年から令和 2 (2020) 年にかけて、男性では「正規の職員・従業員」が約 6 割を占めて最も多く、その他の区分も含めて年の経過による大きな変動はみられません。一方、女性では、「パート・アルバイト・その他」が約 4 割を占めて最も多く、次いで「正規の職員・従業員」が約 3 割を占めており、その他の区分も含めて年の経過による大きな変動はみられません。

■小美玉市の男性の地位別、従業者数の割合の推移



■小美玉市の女性の地位別、従業者数の割合の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

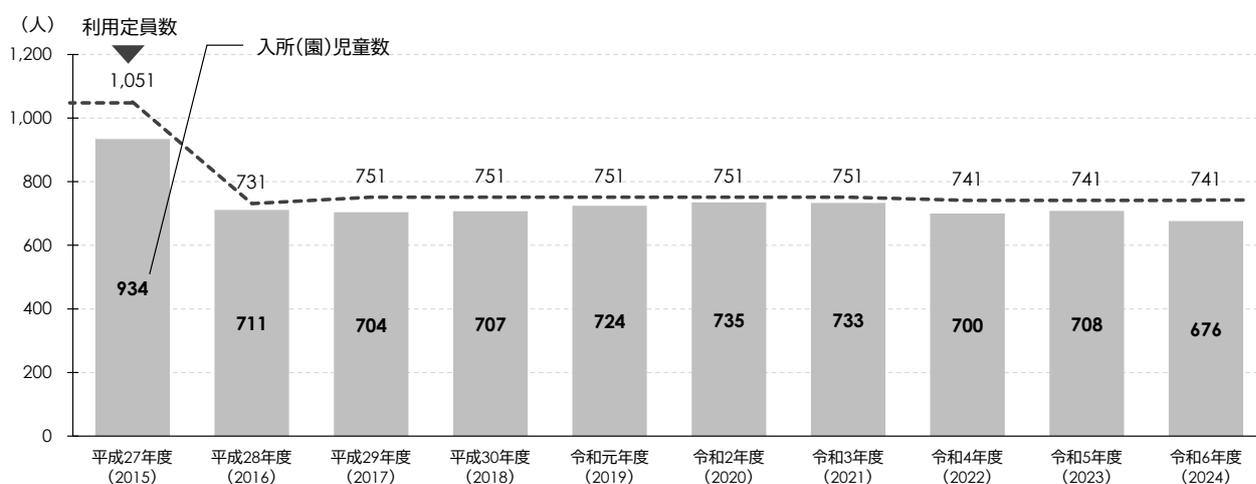
6 教育、保育施設の傾向

(1) 認可保育所(園)の入所(園)児童数の推移

市内の認可保育所(園)は、令和6(2024)年度に私立保育所(園)が9か所(うち1か所は分園)となっています。

入所児童数は、平成27(2015)年度は934人ですが、翌年の平成28(2016)年度に認定こども園が新たに3園設置されたことで700人台に減少し、以降は横ばいで推移してきましたが、令和6(2024)年度には676人と再び減少しました。利用定員数は入所(園)児童数より多い値で推移しており、令和6(2024)年度は741人となっています。

■小美玉市の認可保育所(園)の入所(園)児童数と利用定員数の推移



	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)
施設数	9か所	8か所	8か所	9(1)か所	9(1)か所	9(1)か所	9(1)か所	9(1)か所	9(1)か所	9(1)か所

注) () 内の数値は分園の設置数

資料：こども課(各年5月1日時点)

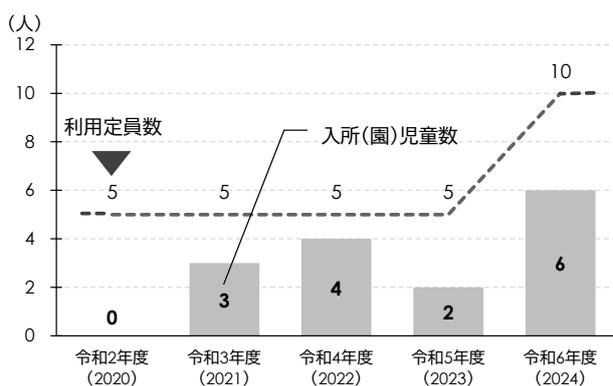
(2) 認可保育所(園)以外の保育施設等、入所児童数の推移

市内の認可保育所(園)以外の保育施設等は、令和6(2024)年度に家庭的保育事業が2か所、小規模保育事業所が1か所、認可外保育施設が2か所となっています。

入所(園)児童数は、いずれの保育施設等も年度によって増減していますが、利用定員数は入所(園)児童数より多い値で推移しています。

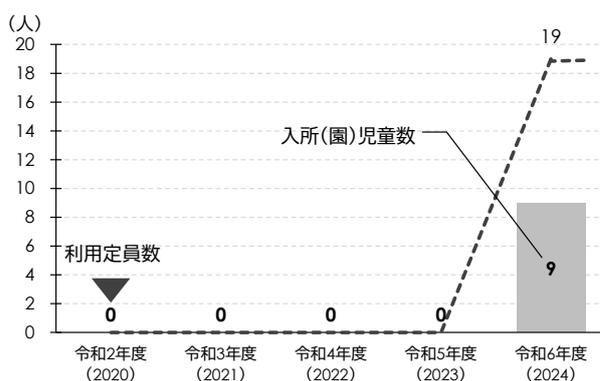
■小美玉市の認可保育所(園)以外の保育施設等の入所(園)児童数と利用定員数の推移

家庭的保育事業



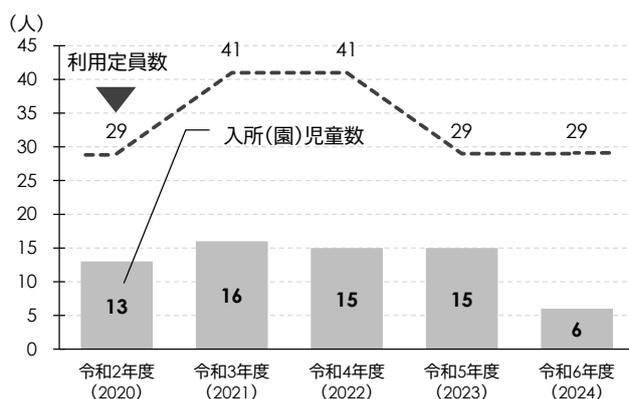
	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)
事業数	0か所	1か所	1か所	1か所	2か所

小規模保育事業所



	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)
事業数	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所

認可外保育施設



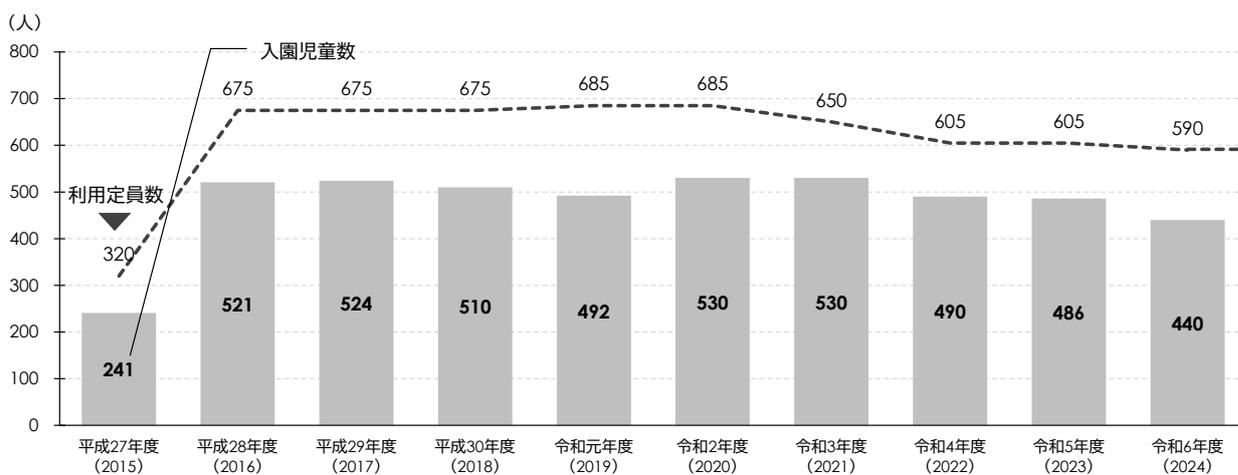
	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)
事業数	3か所	4か所	3か所	2か所	2か所

注) 認可外保育事業は、企業主導型保育・家庭的保育(ベビーシッター)の合計
資料: こども課(各年5月1日時点)

(3) 認定こども園の入園児童数の推移

市内の認定こども園は、令和6（2024）年度に私立認定こども園が5か所となっています。入園児童数は平成27（2015）年度に241人台で、翌年の平成28（2016）年度には3園が新たに設置されたことで500人台に増加し、以降は横ばいで推移しています。しかし、令和4（2022）年度には再び490人に減少し、以降も微減傾向での推移が続き、令和6（2024）年度には440人となりました。利用定員数は入園児童数より多い値で推移しており、令和6（2024）年度は590人となっています。

■小美玉市の認定こども園の入園児童数と利用定員数の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
施設数	2か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

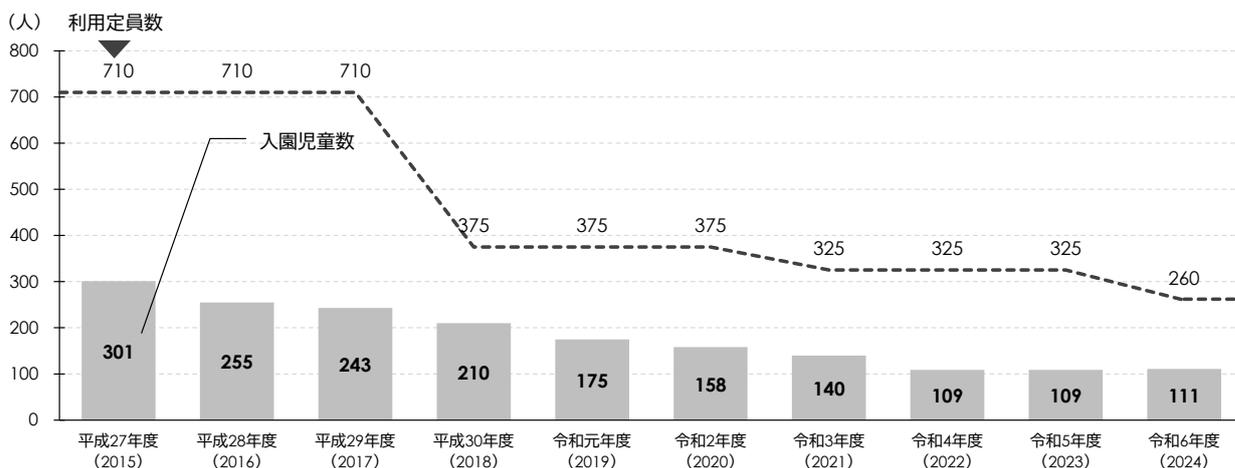
資料：こども課（各年5月1日時点）

(4) 幼稚園の入園児童数の推移

市内の幼稚園は、令和6（2024）年度に公立幼稚園が2か所となっています。

入園児童数は減少傾向で推移しており、平成27（2015）年度の301人から令和6（2024）年度には111人となっています。利用定員数は入園児童数より多い値で推移しており、令和6（2024）年度は260人となっています。

■小美玉市の幼稚園の入園児童数と利用定員数の推移



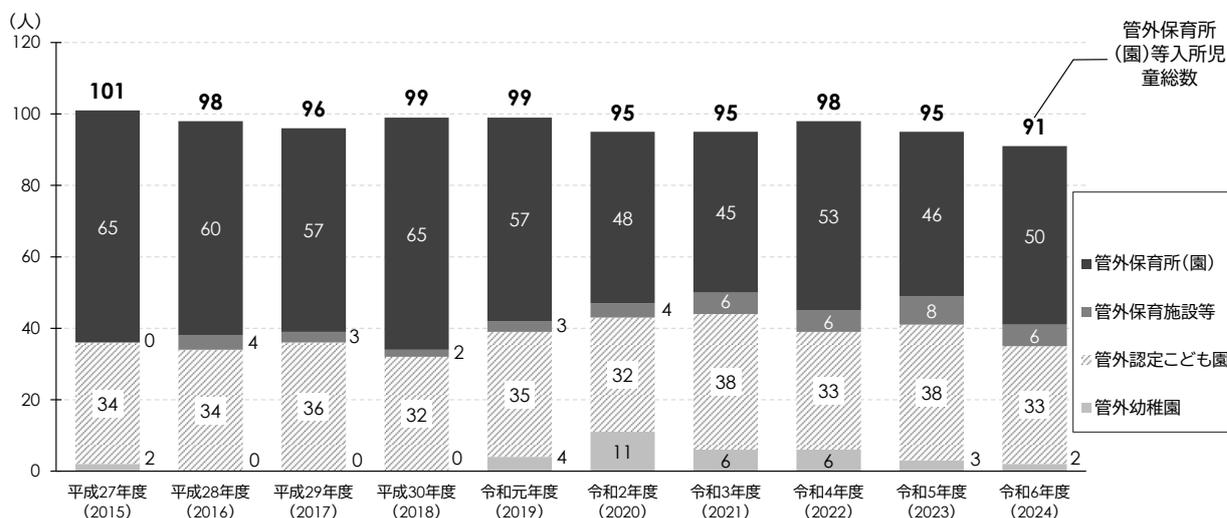
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
施設数	6か所	6か所	6か所	5か所	5か所	5か所	3か所	3か所	3か所	2か所

資料：教育指導課（各年5月1日時点）

(5) <参考>市外の保育所(園)等の入所児童数の推移

市外（管外）の保育所（園）や認定こども園、幼稚園、認可外保育施設等の入所児童数はおおむね90～100人程度で推移しており、令和6（2024）年度では管外保育所（園）が50人で最も多く、次いで管外認定こども園が33人となっています。

■小美玉市外（管外）の保育所（園）等の入所児童数の推移



7 小学校、中学校の傾向

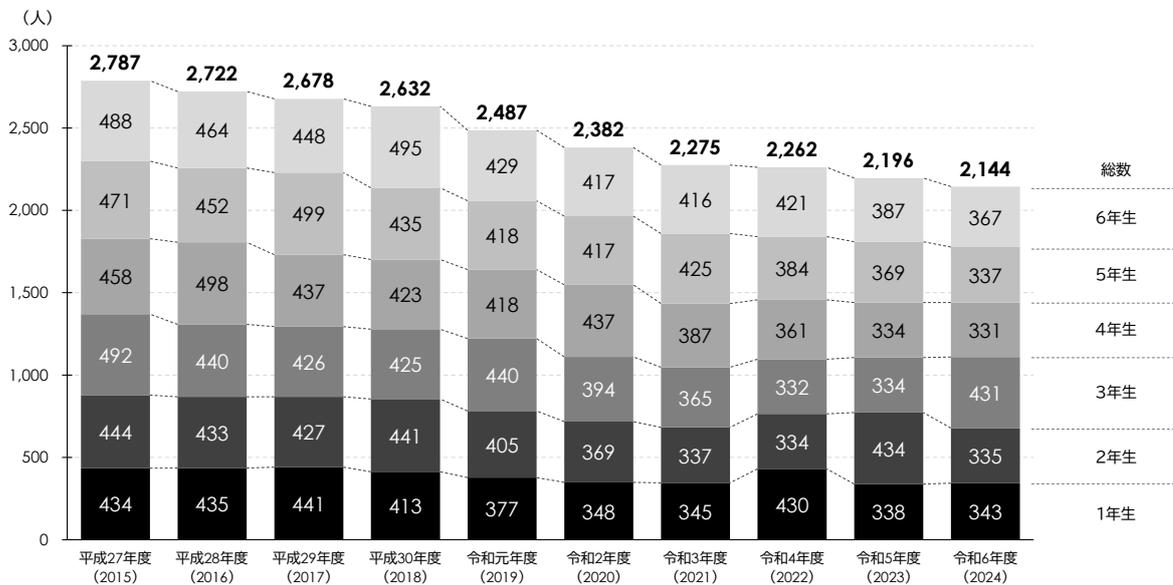
(1) 小学校の児童数の推移

市の小学校は平成 27 (2015) 年度の 12 校から令和 6 (2024) 年度には 7 校に減少し、児童数は減少傾向で推移しており、平成 27 (2015) 年度の 2,787 人から令和 6 (2024) 年度には 643 人減って 2,144 人となっています。

学級数も学校数の減少に応じて減少し、平成 27 (2015) 年度の 137 学級から令和 6 (2024) 年度には 24 学級減って 113 学級となっていますが、1 校に対する学級数は増加しており、平成 27 (2015) 年度の 11.4 学級/校から令和 6 (2024) 年度には 16.1 学級/校となっています。

また、特別支援学級は増減を繰り返しながら推移しており、平成 27 (2015) 年度の 28 学級から令和 6 (2024) 年度には 6 学級増えて 34 学級となっています。

■ 小美玉市の小学校の児童数の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
学校数	12 校	12 校	12 校	12 校	11 校	11 校	9 校	7 校	7 校	7 校
学級数	137 学級	134 学級	133 学級	130 学級	124 学級	123 学級	109 学級	112 学級	114 学級	113 学級
1 校に対する学級数	11.4 学級	11.2 学級	11.1 学級	10.8 学級	11.3 学級	11.2 学級	12.1 学級	16.0 学級	16.3 学級	16.1 学級
特別支援学級数	28 学級	26 学級	27 学級	27 学級	28 学級	33 学級	29 学級	29 学級	33 学級	34 学級

資料：教育指導課（各年 5 月 1 日時点）

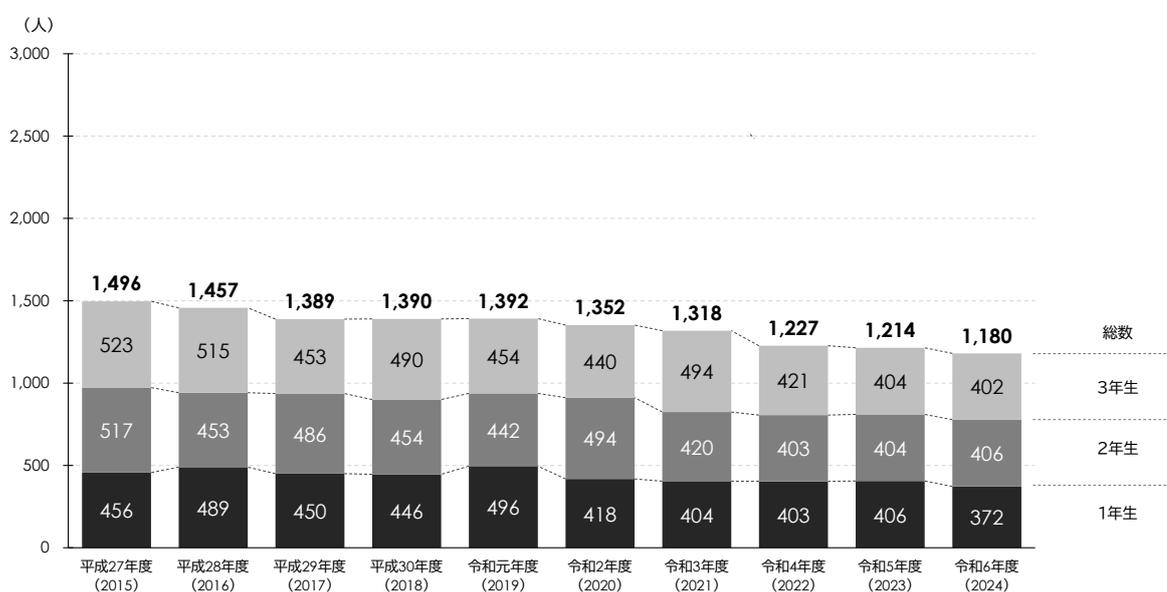
(2) 中学校の生徒数の推移

市の中学校は平成 27 (2015) 年度から 4 校を維持していますが、生徒数は減少傾向で推移しており、平成 27 (2015) 年度の 1,496 人から令和 6 (2024) 年度には 316 人減って 1,180 人となっています。

学級数は増減を繰り返しながら推移しており、平成 27 (2015) 年度の 55 学級から、令和 3 (2021) 年度に一時的に 48 学級まで減少しましたが、令和 6 (2024) 年度は再び 56 学級まで増加しています。

特別支援学級は平成 27 (2015) 年度の 10 学級から令和 3 (2021) 年度まではおおむね横ばいで推移していましたが、令和 4 (2022) 年度以降に増加し、令和 6 (2024) 年度には 18 学級となっています。

■小美玉市の中学校の生徒数の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
学校数	4校	4校	4校	4校	4校	4校	4校	4校	4校	4校
学級数	55学級	52学級	52学級	53学級	55学級	51学級	48学級	50学級	52学級	56学級
特別支援学級数	10学級	9学級	10学級	11学級	11学級	10学級	10学級	12学級	14学級	18学級

資料：教育指導課（各年 5 月 1 日時点）

8 放課後児童クラブの傾向

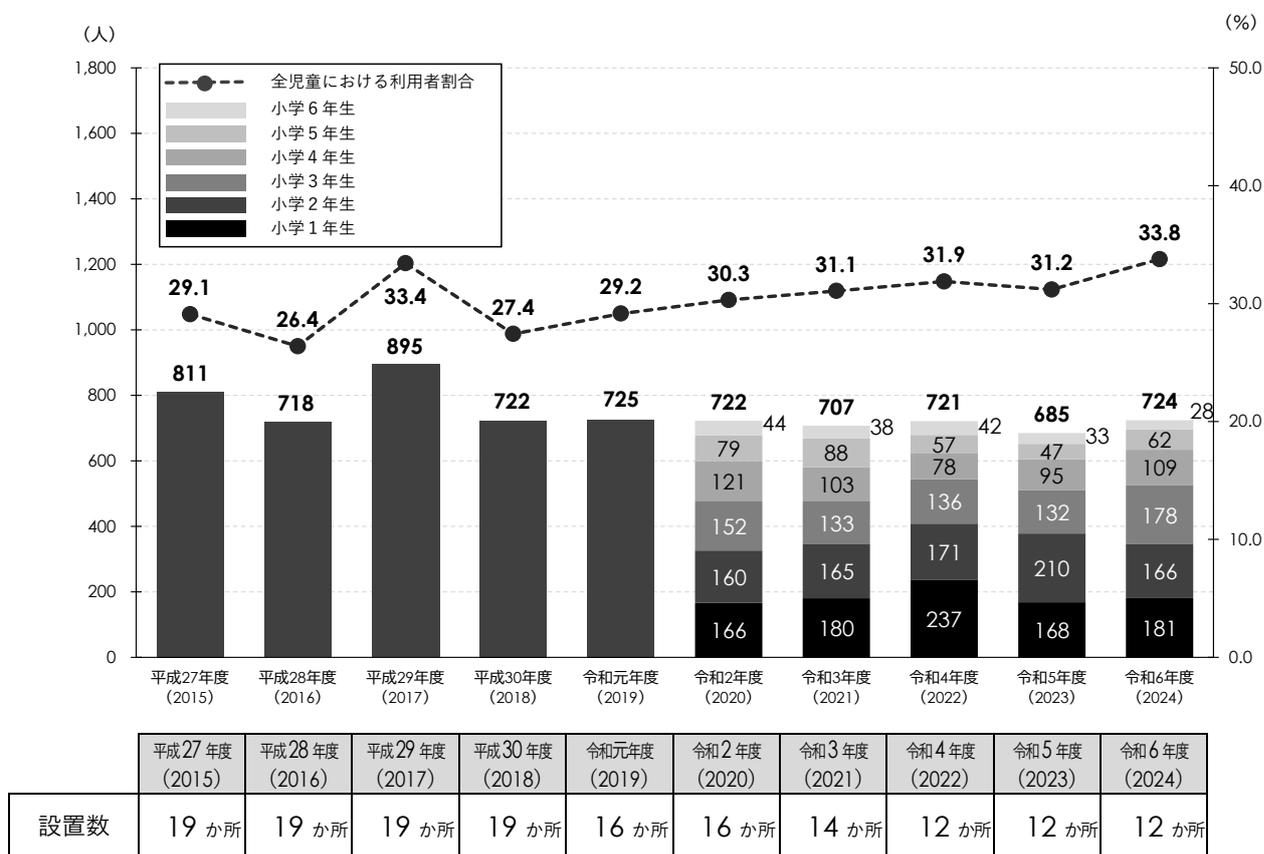
(1) 放課後児童クラブ利用者数の推移

市の放課後児童クラブ設置数は平成 27（2015）年度の 19 か所から、令和 6（2024）年度には 7 か所減っています。また、利用者数は増減を繰り返しながら推移していますが、令和 2（2020）年度以降はほぼ横ばいに推移し、令和 6（2024）年度は 724 人となっています。

一方、全児童における利用者割合は平成 30（2018）年度以降、増加傾向で推移しており、平成 30（2018）年度の 27.4% から令和 6（2024）年度には 6.4 ポイント増加して 33.8% となっています。

利用者数を学年別にみると、小学 4 年生の利用者数のみおおむね増加傾向で推移しており、その他の学年は横ばいか、増減を繰り返しながら推移しています。

■小美玉市の学年別、放課後児童クラブ利用者数及び全児童における利用者割合の推移



資料：こども課（各年度 3 月末日時点）

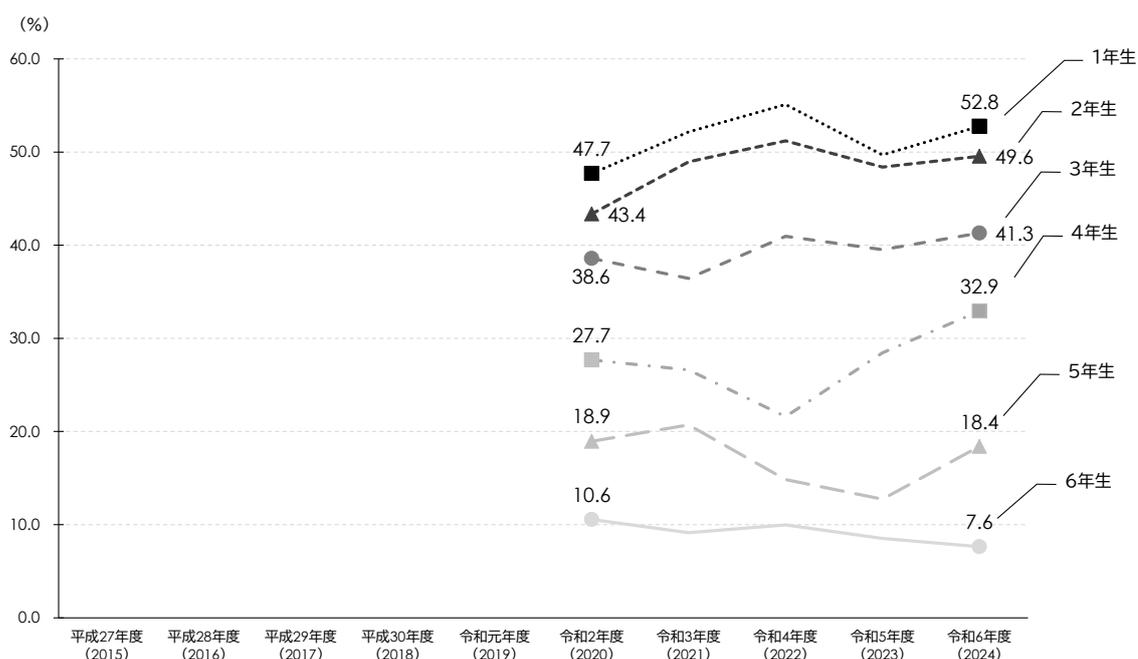
注）学年別利用者数は、令和 2（2020）年度以降のみ掲載

(2)全児童に占める放課後児童クラブ利用者割合の推移

令和2（2022）年度から令和6（2024）年度の5年間の利用者割合の動向を学年別にみると、低学年（1～3年生）がおおむね増加傾向で推移しており、令和6（2024）年度の低学年（1～3年）のうち、1、2年生が約5割で、全児童の半数以上が利用している状況です。

また、高学年（小学4～6年生）のうち、4年生は令和2（2020）年度の27.7%から令和6（2024）年度では32.9%とわずかに増加しています。一方、5年生は2割未満、6年生は1割未満の利用割合で推移しており、全体として低い傾向がみられます。

■小美玉市の学年ごとの放課後児童クラブ利用者割合の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
1年生						47.7%	52.2%	55.1%	49.7%	52.8%
2年生						43.4%	49.0%	51.2%	48.4%	49.6%
3年生						38.6%	36.4%	41.0%	39.5%	41.3%
4年生						27.7%	26.6%	21.6%	28.4%	32.9%
5年生						18.9%	20.7%	14.8%	12.7%	18.4%
6年生						10.6%	9.1%	10.0%	8.5%	7.6%
全学年計	29.1%	26.4%	33.4%	27.4%	29.2%	30.3%	31.1%	31.9%	31.2%	33.8%

資料：こども課（各年度4月1日時点）

注）学年別利用者割合は、令和2（2020）年度以降のみ掲載

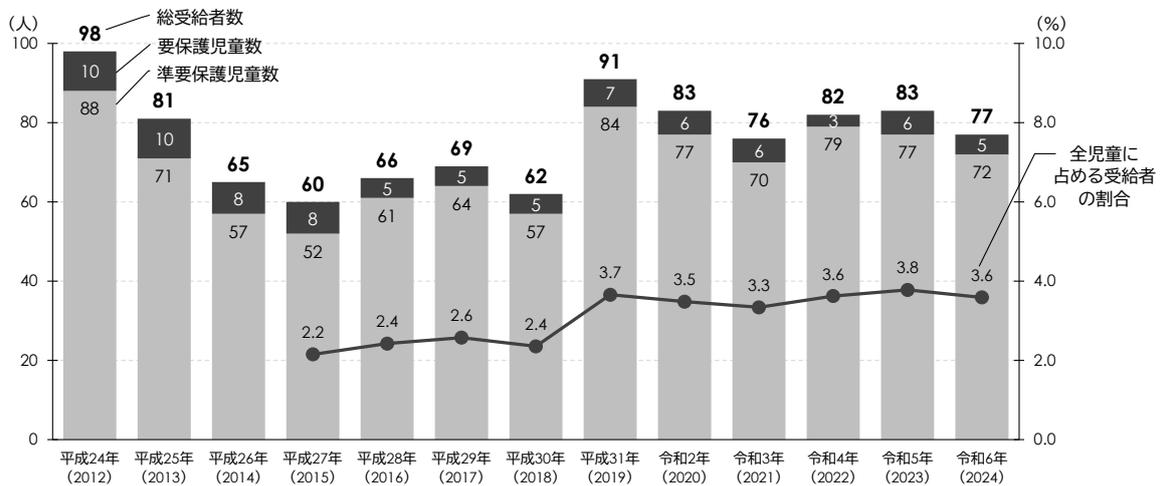
9 支援を必要とする子どもと家庭の傾向

(1) 就学援助受給者数の推移

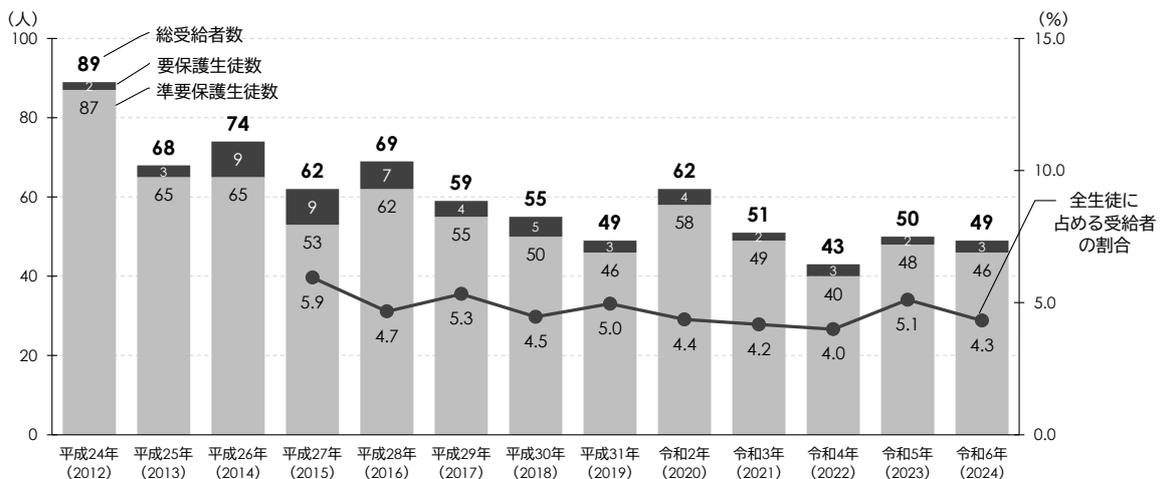
市の小学生の就学援助受給者数（要保護児童数、準要保護児童数）は、増減を繰り返しながら推移しており、平成24（2012）年は98人で、令和6（2024）年は77人となっています。また、全児童に占める受給者の割合はおおむね増加傾向で推移しており、平成27（2015）年の2.2%から令和6（2024）年には1.4ポイント増加して3.6%となっています。

市の中学生の就学援助受給者数（要保護生徒数、準要保護生徒数）は、増減を繰り返しながらおおむね減少傾向で推移しており、平成24（2012）年の89人から令和6（2024）年には49人となっています。また、全生徒に占める受給者の割合はおおむね減少傾向で推移しており、平成27（2015）年の5.9%から令和6（2024）年には1.6ポイント減少して4.3%となっています。

■小美玉市の就学援助受給者数（要保護児童数、準要保護児童数）、受給者割合の推移



■小美玉市の就学援助受給者数（要保護生徒数、準要保護生徒数）、受給者割合の推移



注) 全児童・生徒に占める受給者の割合は、素受給者数を「小学校、中学校の傾向」(28～29 ページ参照)の児童・生徒数で除した値です

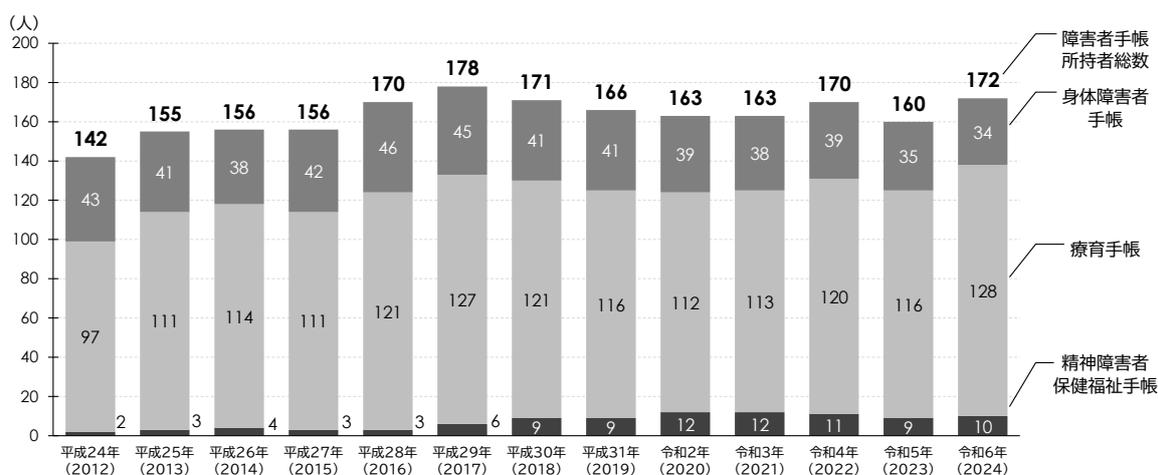
資料：教育指導課（各年4月1日時点）

(2) 18歳未満の障害者手帳所持者数の推移

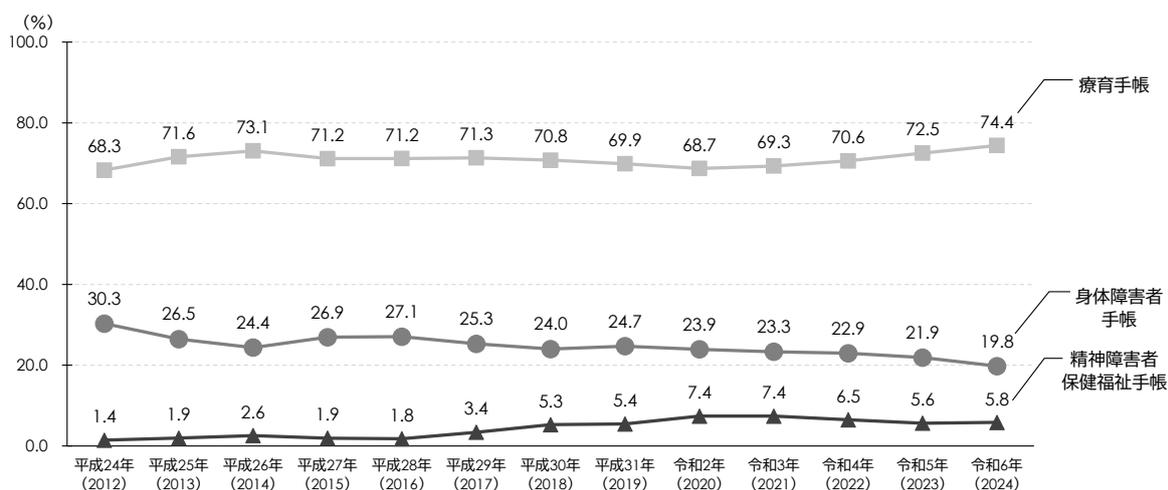
市の18歳未満の障害者手帳所持者数はおおむね増加傾向で推移しており、平成24(2012)年の142人から令和6(2024)年には172人となっています。令和6(2024)年の最も多い障害者手帳の種類は「療育手帳」で128人、次に「身体障害者手帳」が34人、「精神障害者保健福祉手帳」が10人となっています。

また、18歳未満の障害者手帳の種類別に所持者数とその割合をみると、「身体障害者手帳」が減少傾向で推移しており、「療育手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」はおおむね増加傾向で推移しています。

■小美玉市の18歳未満、障害者手帳（種類別）所持者数の推移



■小美玉市の18歳未満、障害者手帳（種類別）所持者割合の推移



第2節 子ども・子育て支援アンケート調査からみる市の状況

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、第3期計画の策定を進めるにあたり、子育て家庭の生活状況や市の施策に対する、保護者の皆様のご意見・ご要望を計画に反映させるために実施したものです。

(2) 調査の対象

調査対象	調査対象の概要
就学前児童保護者	就学前のお子さん、もしくは就学前のお子さんが小学生以上のきょうだいとともにいらっしゃるご家庭を対象
小学生保護者	小学生のお子さん、もしくは小学生のお子さんが就学前のきょうだいとともにいらっしゃるご家庭を対象

(3) 調査の時期及び方法

【調査期間】令和6（2024）年3月15日（金）～3月31日（日）

【調査方法】郵送配付・回収／WEB調査

(4) 配付・回収状況

調査対象	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児保護者対象	1,000票	471票	47.1%
小学生保護者対象	1,000票	513票	51.3%

(5) 経済的な状況の分類

本調査では、家庭の所得状況を把握し、国の基準に基づいて「低所得層」、「低所得層以外」とし、「低所得層」の実態や悩み、困りごと等を把握することを目的とした集計を行いました。

国の基準は、厚生労働省が公表した2022（令和4）年『国民生活基礎調査』で算出された貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）の127万円であり、本調査でも同様の値を基に世帯人数ごとに再計算し、各値を下回る層を「低所得層」、それ以外の層を「低所得層以外」としています。

なお、本調査の方法と厚生労働省による『国民生活基礎調査』は対象や規模、手法が異なるため、単純に比較することはできません。

以下の集計結果では、便宜上、貧困線を下回る「低所得層」をA層、「低所得層以外」をB層として表しています。

■区分ごとの該当数及び割合

就学前児童保護者票		
区 分	該当数	割合
A層 “低所得層”（中央値の2分の1未満）	29	6.2%
B層 “低所得層以外”（中央値の2分の1以上）	374	79.4%
不詳*	68	14.4%
合計	471	100.0%

小学生保護者票		
区 分	該当数	割合
A層 “低所得層”（中央値の2分の1未満）	54	10.5%
B層 “低所得層以外”（中央値の2分の1以上）	376	73.3%
不詳*	83	16.2%
合計	513	100.0%

注）※不詳は、世帯所得に関する設問で「無回答」だったため、A層、B層のどちらにも該当しない対象です。

(6) 調査結果の留意点

- 「集計結果」の図表は、原則として回答者の構成比(百分率)で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数(該当設問においては該当者数)を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記します。そのため、割合の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答(2つ以上選ぶ問)の設問では、すべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または回答者が皆無であることを表します。
- 図表の記載にあたり調査票の設問文、グラフ及び文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。
- 前々回調査は平成25(2013)年実施、前回調査は平成30(2018)年実施、今回調査は令和6(2024)年実施の結果を示しています。

2 調査結果

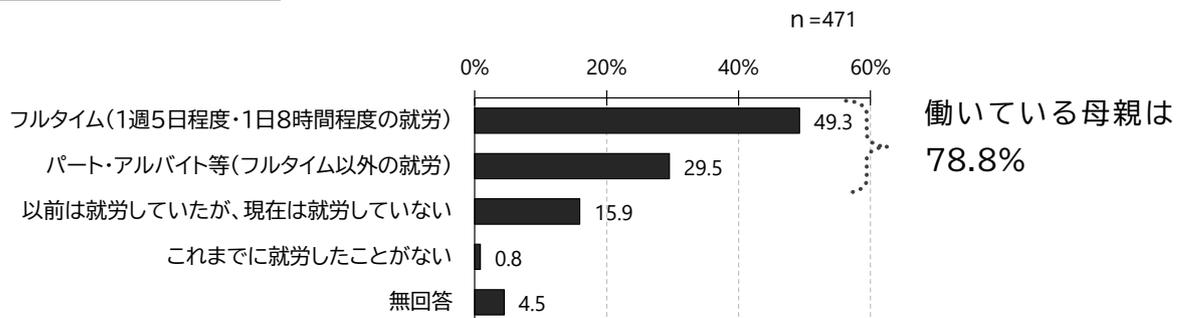
(1)保護者の就労形態の変化に伴う教育・保育ニーズの変化について ＜子ども・子育て調査結果の抜粋＞

▼問 母親の就労形態についてお答えください。

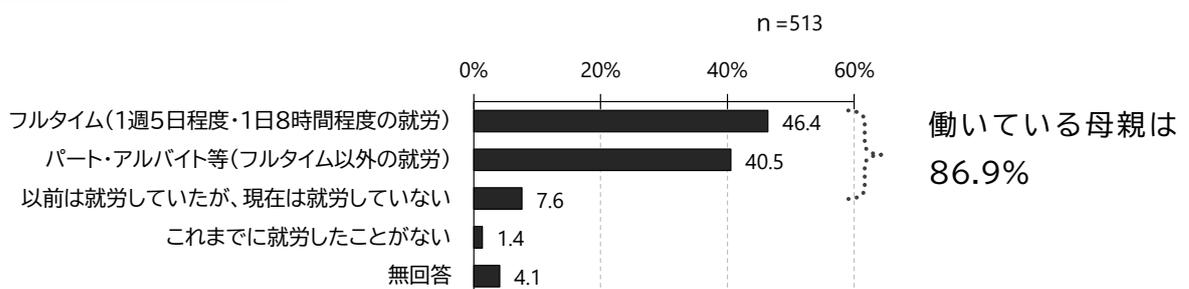
母親の就労形態について、就学前児童保護者は「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が49.3%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が29.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が15.9%となっています。

小学生保護者は「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が46.4%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が40.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が7.6%となっています。

就学前児童保護者



小学生保護者

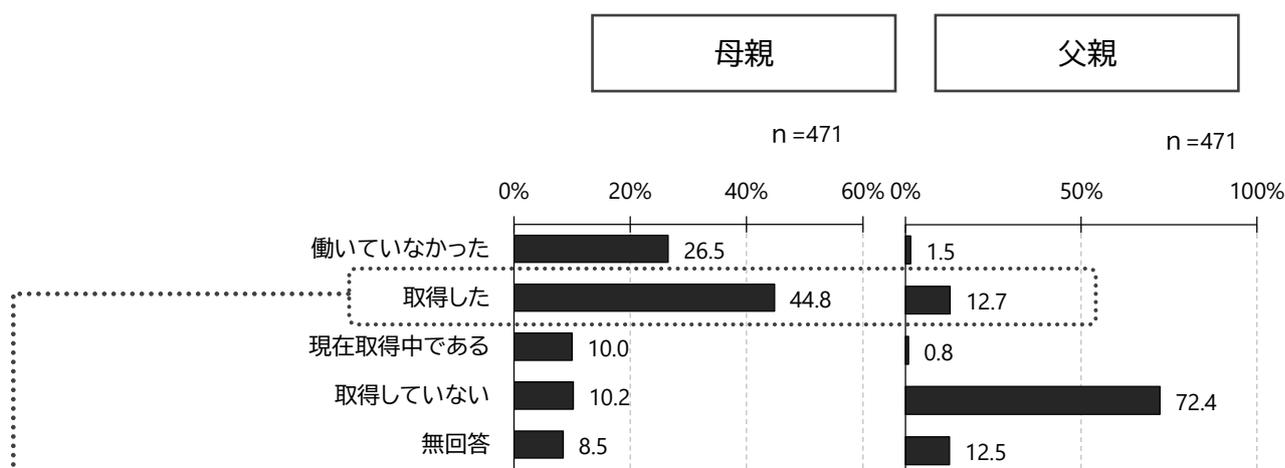


▼問 お子さんが生まれたとき、育児休業制度や短時間勤務制度を取得しましたか。
(複数回答) <就学前児童保護者>

育児休業制度や短時間勤務制度の利用の有無について、母親は「取得した」が44.8%と最も多く、次いで「働いていなかった」が26.5%、「取得していない」が10.2%となっています。

父親は「取得していない」が72.4%と最も多く、次いで「取得した」が12.7%、「働いていなかった」が1.5%となっています。

『前回調査結果との比較』をみると、「育児休業を取得した(取得中である)」は母親、父親とも約1割増加しています。

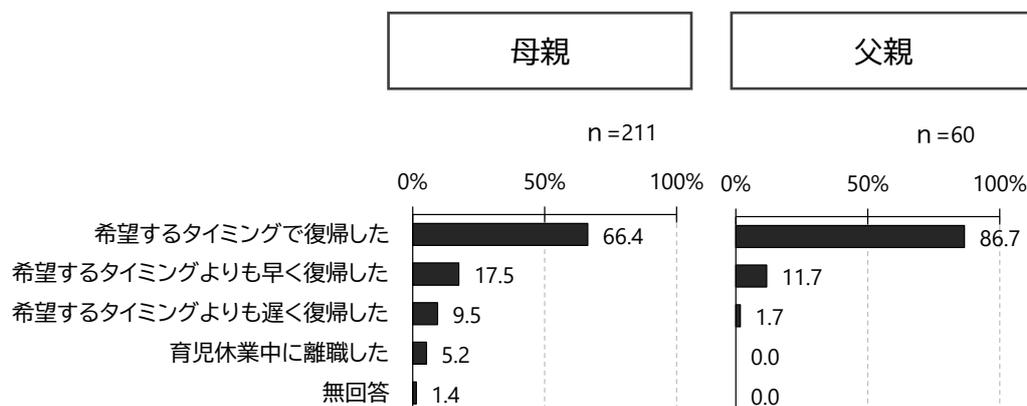


「育児休業を取得した」を選んだ方の職場復帰のタイミング

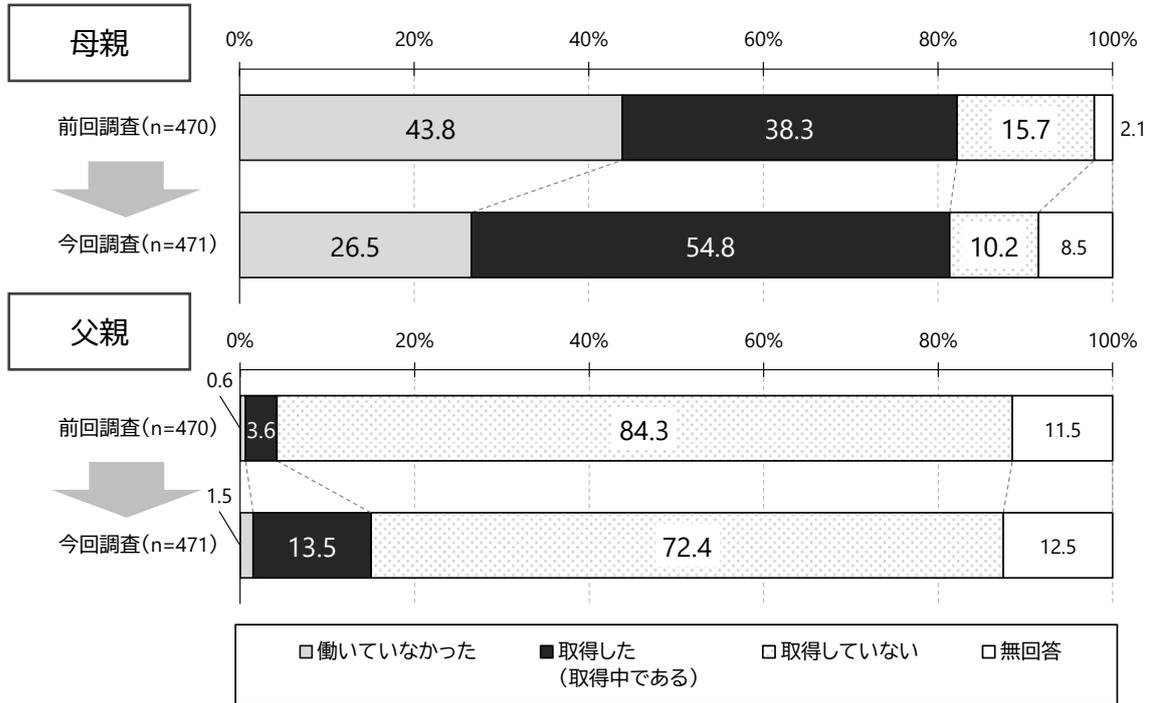
▼問 育児休業後、職場に復帰しましたか。 <就学前児童保護者>

育児休業後の職場復帰のタイミングについて、母親は「希望するタイミングで復帰した」が66.4%と最も多く、次いで「希望するタイミングよりも早く復帰した」が17.5%となっています。

父親は「希望するタイミングで復帰した」が86.7%と最も多く、次いで「希望するタイミングよりも早く復帰した」が11.7%となっています。



(参考)前回調査結果との比較



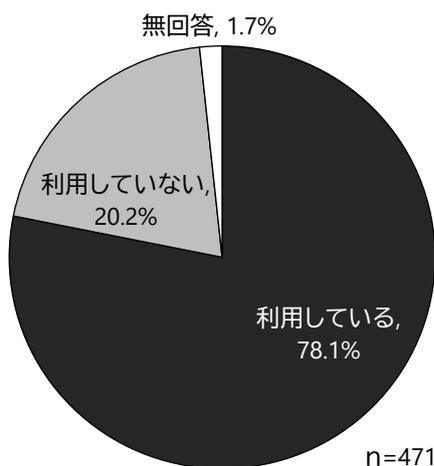
注) 前回調査の選択肢では「取得した」と「現在取得中である」が1つの選択肢となっていたため、今回調査の結果では「取得した」と「現在取得中である」を合わせた『取得した(取得中である)』で表記を統一し、比較しています。

▼問 就学前のお子さんは現在、保育所(園)や認定こども園(幼稚園)などを利用されていますか。<就学前児童保護者>

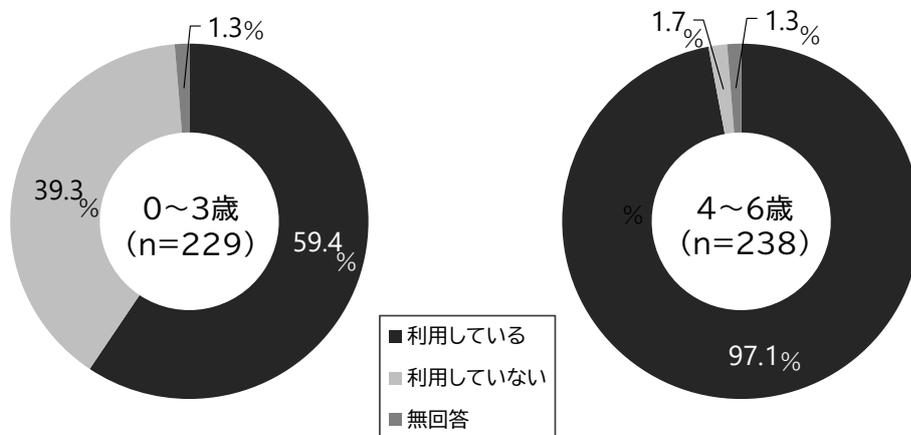
保育所(園)や認定こども園(幼稚園)などの利用の有無について、「利用している」が78.1%、「利用していない」が20.2%となっています。

年齢別クロス集計をみると、「利用している」は0～3歳が59.4%、4～6歳が97.1%で4～6歳ではほとんどの子どもが保育所(園)や認定こども園(幼稚園)などを利用している状況です。

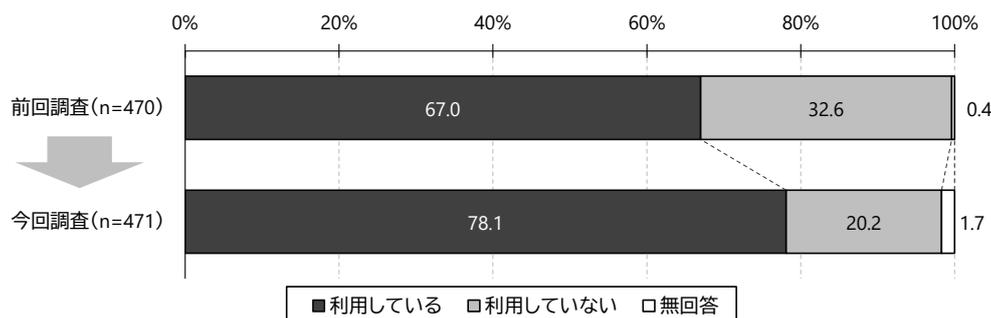
『前回調査結果との比較』をみると、「利用している」が約1割増加しています。



【年齢別クロス集計】



(参考) 前回調査結果との比較

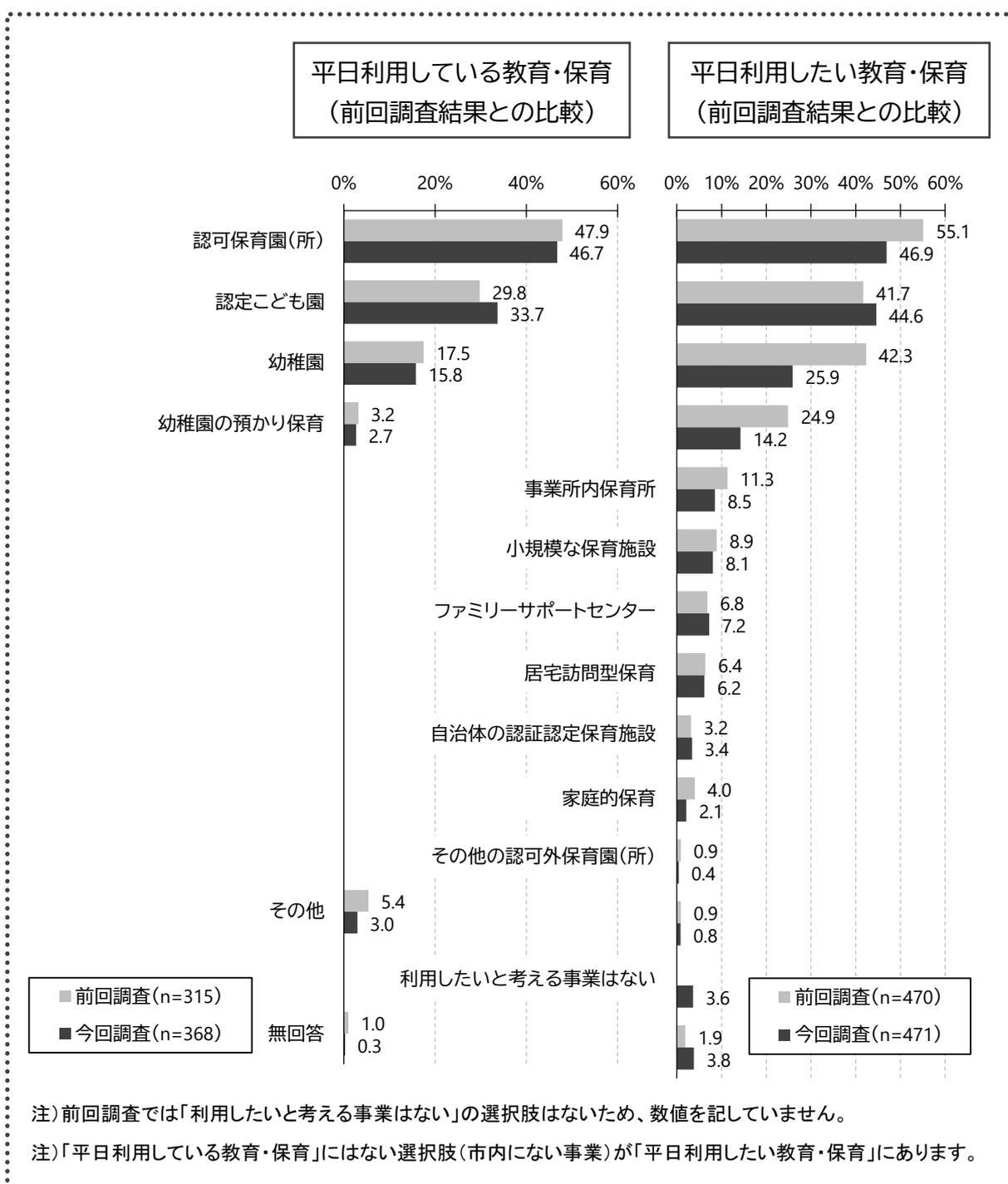


▼問 お子さんは、平日どのような教育・保育を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。(複数回答) <就学前児童保護者>

▼問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。(複数回答) <就学前児童保護者>

平日利用している教育・保育は、『前回調査結果との比較』をみると、大きな差はみられません。

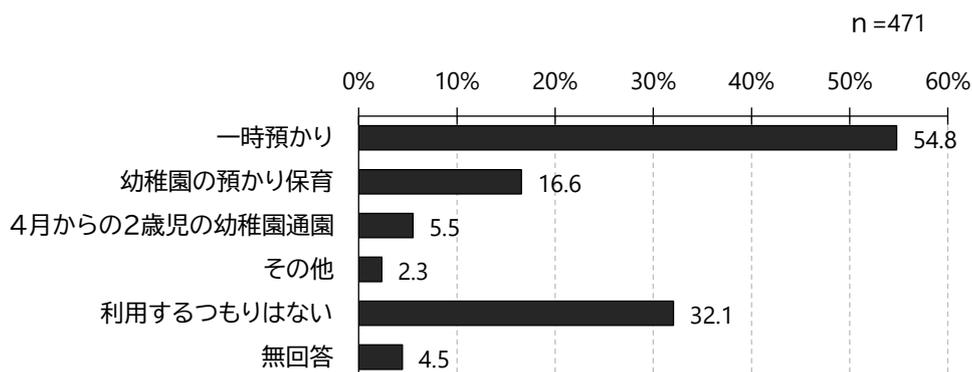
平日利用したい教育・保育は、『前回調査結果との比較』をみると、「幼稚園」と「幼稚園の預かり保育」が前回調査結果より1割以上減少しています。



▼問 今後「不定期に」利用したい一時預かり事業はありますか。(複数回答)
 <就学前児童保護者>

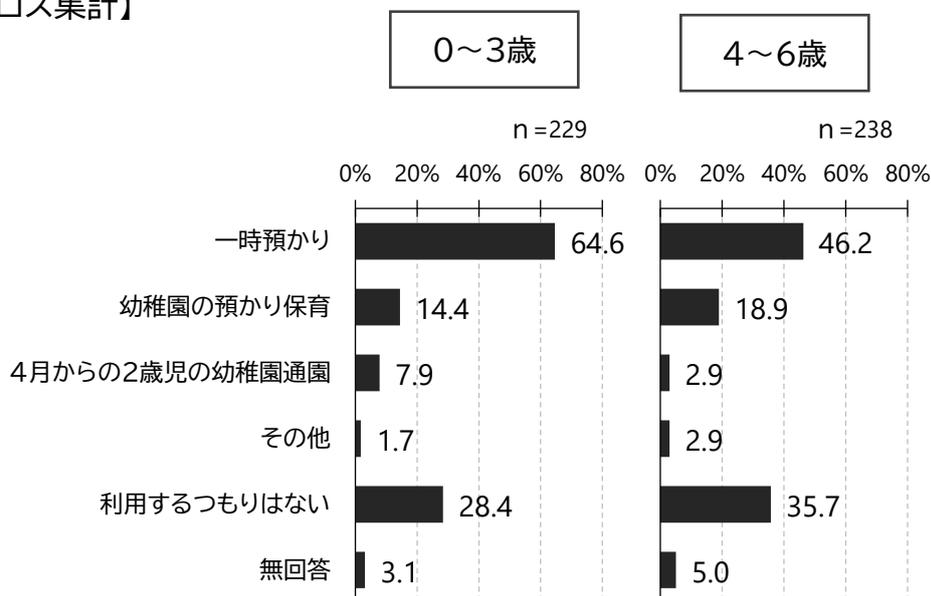
今後「不定期に」利用したい事業について、「一時預かり」が 54.8%と最も多く、次いで「利用するつもりはない」が 32.1%、「幼稚園の預かり保育」が 16.6%、「4月からの2歳児の幼稚園通園」が 5.5%、「その他」が 2.3%となっています。

子どもの年齢別にみると、「一時預かり」は0～3歳が 64.6%で、4～6歳の 46.2%より 15ポイント以上多くなっています。



一時預かり：私用など理由を問わずに保育所（園）や幼稚園、こども園などで一時的に子どもを保育する事業
 幼稚園の預かり保育：通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ

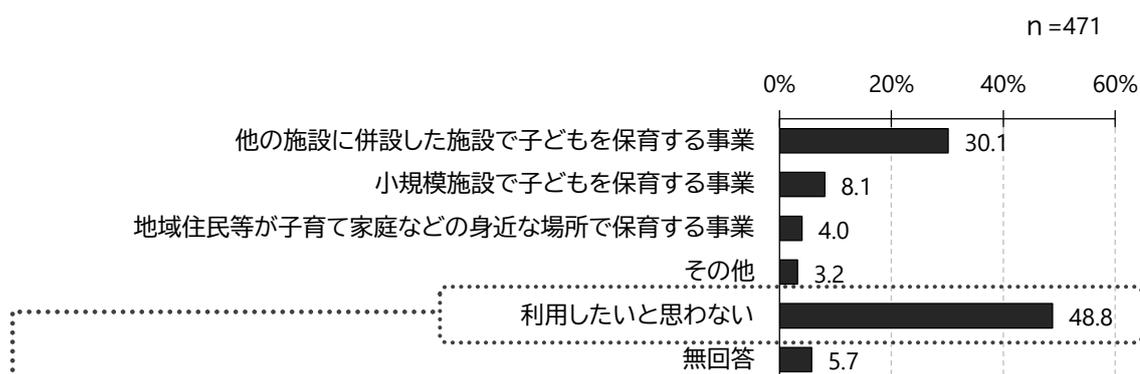
【年齢別クロス集計】



▼問 お子さんが病気やけがで教育・保育事業を利用できない場合に、どのような事業を利用したいと思いますか。〈就学前児童保護者〉

子どもが病気やけがの際に利用したい事業について、「利用したいと思わない」が 48.8%と最も多く、次いで「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が 30.1%、「小規模施設で子どもを保育する事業」が 8.1%となっています。

母親の就労形態別（次ページ参照）にみると、「利用したいと思わない」は、フルタイムが 40.5%、パート・アルバイト等が 59.0%、以前は就労していたが、現在は就労していないが 62.7%、これまでに就労したことがないが 75.0%となっており、就労形態によるニーズの差がみられます。

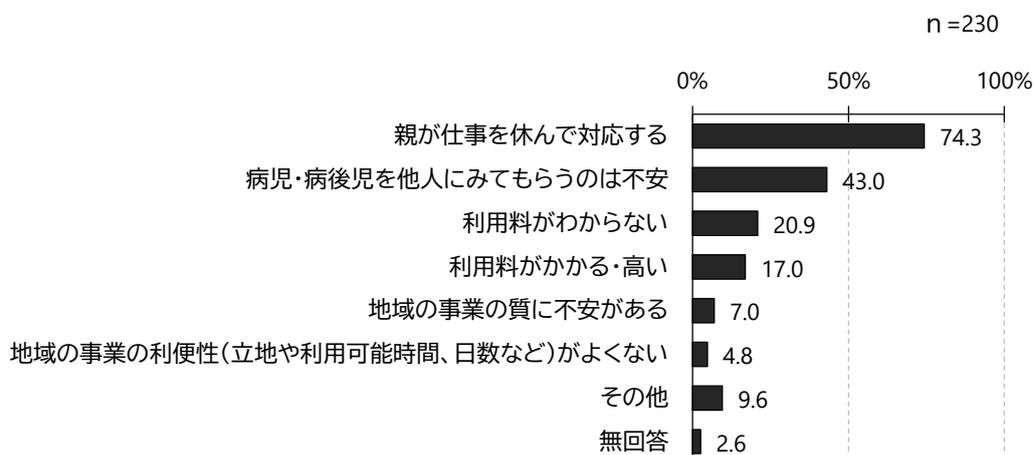


他の施設の例：保育所（園）や幼稚園、こども園など
 小規模施設で子どもを保育する事業の例：地域子育て支援拠点など
 地域住民等が子育て家庭などの身近な場所で保育する事業の例：在宅福祉サービス事業など

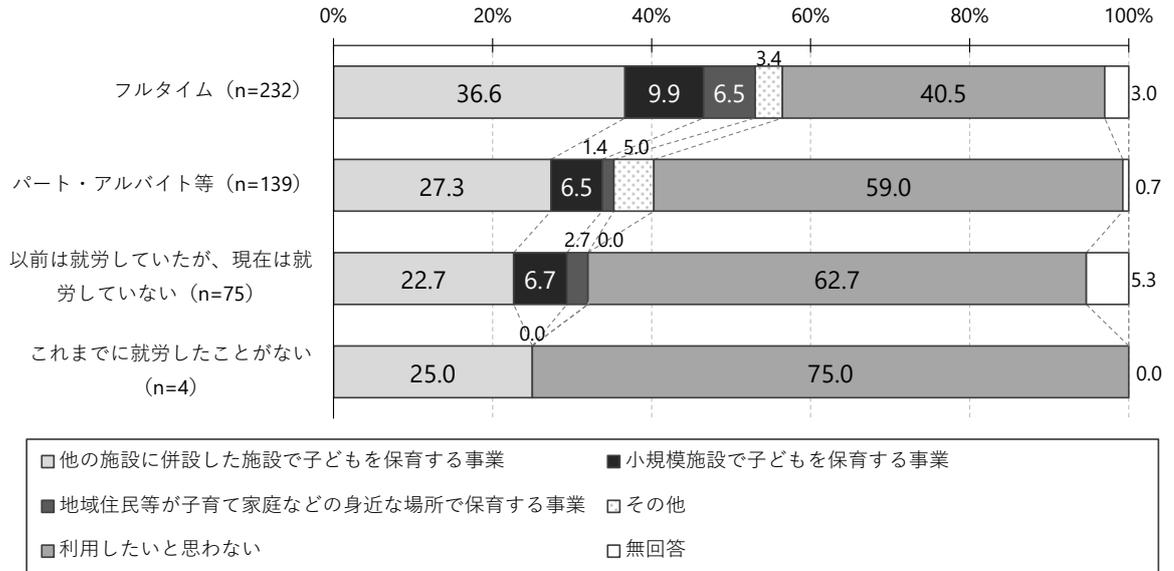
「利用したいと思わない」を選んだ方の理由

▼問 利用したいと思わない理由は何ですか。（複数回答）
 〈就学前児童保護者〉

いずれも利用したいと思わない理由について、「親が仕事を休んで対応する」が 74.3%と最も多く、次いで「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が 43.0%、「利用料がわからない」が 20.9%、「利用料がかかる・高い」が 17.0%、「その他」が 9.6%となっています。

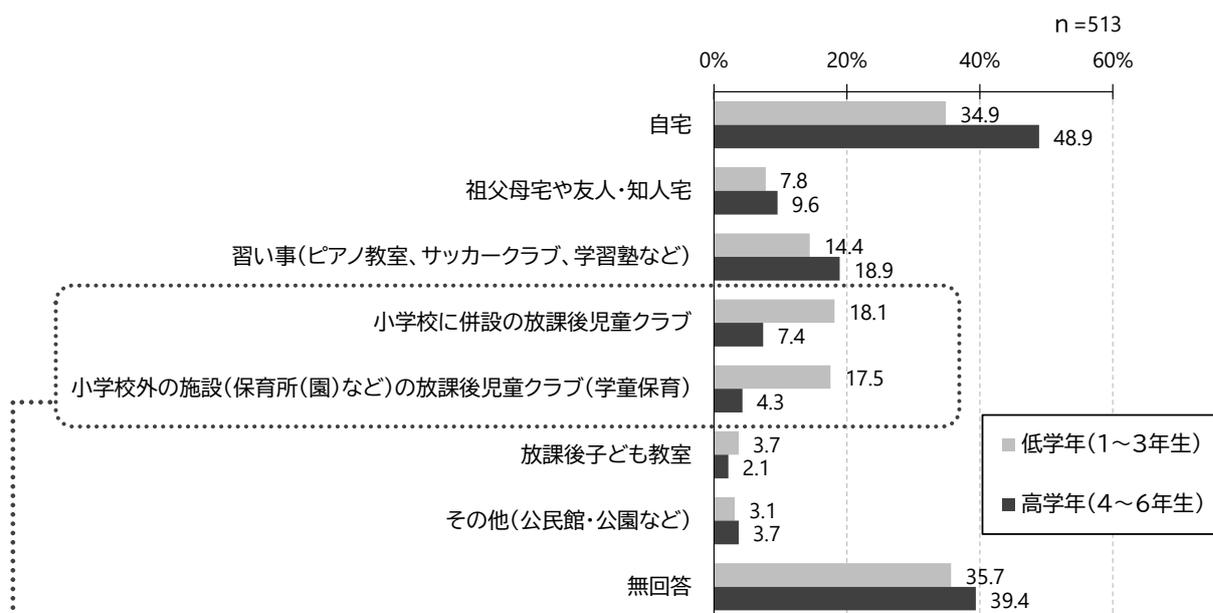


【母親の就労形態別クロス集計】



▼問 お子さんについて、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。または、過ごしていましたか。(複数回答) <小学生保護者>

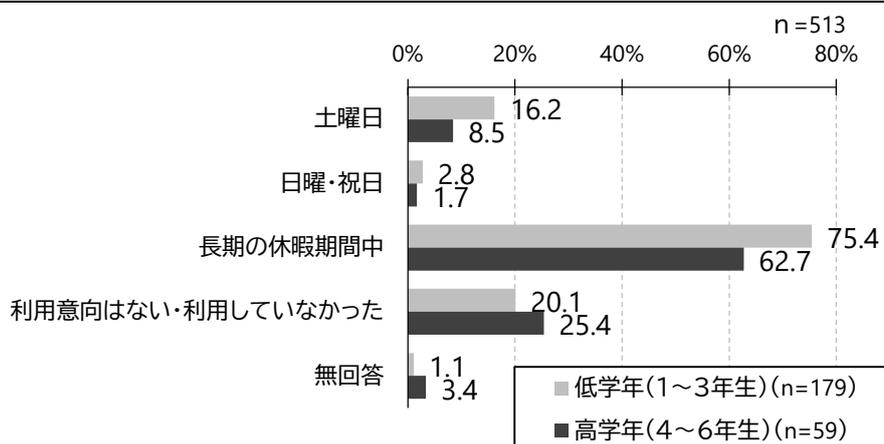
放課後に子どもを過ごさせたい、または過ごしていた場所について、低学年(1~3年生)は、「自宅」が34.9%と最も多く、次いで「小学校に併設の放課後児童クラブ」が18.1%、「小学校外の施設(保育所(園)など)の放課後児童クラブ(学童保育)」が17.5%となっています。高学年(4~6年生)は、「自宅」が48.9%と最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が18.9%、「祖父母宅や友人・知人宅」が9.6%となっています。



「放課後児童クラブ(学童クラブ)」を選んだ方の休日、休暇期間中の利用希望

▼問 お子さんについて、土曜日、日曜・祝日、長期の休暇期間中に、放課後児童クラブの利用を希望しますか。(複数回答) <小学生保護者>

低学年(1~3年生)は、「長期の休暇期間中」が75.4%と最も多く、次いで「利用意向はない・利用していなかった」が20.1%、「土曜日」が16.2%となっています。高学年(4~6年生)は、「長期の休暇期間中」が62.7%と最も多く、次いで「利用意向はない・利用していなかった」が25.4%、「土曜日」が8.5%となっています。

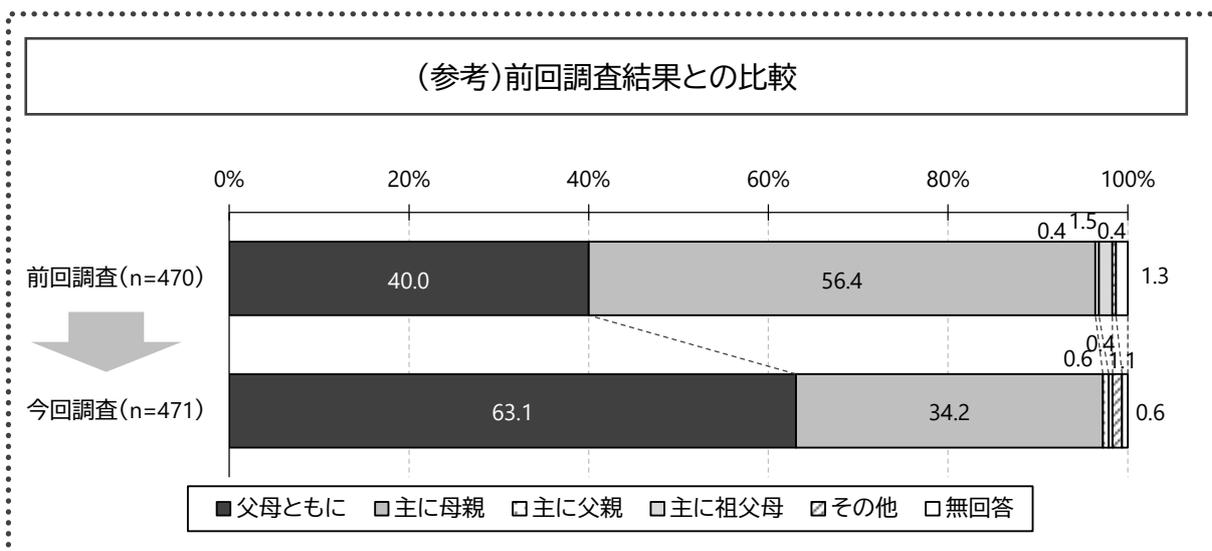
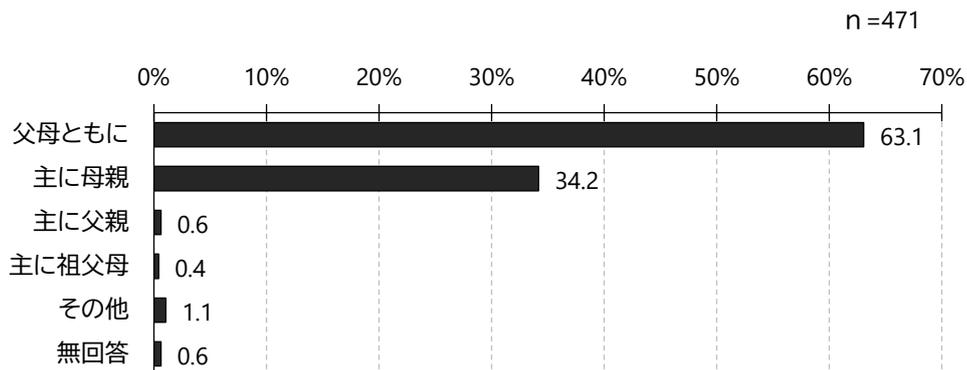


(2) 日頃子育てで感じていることについて<子ども・子育て調査結果>

▼問 お子さんの子育て(教育を含む)を主に行っている方をお答えください。
<就学前児童保護者>

「父母ともに」が63.1%と最も多く、次いで「主に母親」が34.2%、「その他」が1.1%、「主に父親」が0.6%、「主に祖父母」が0.4%となっています。

『前回調査結果との比較』をみると、「父母ともに」は、前回調査の40.0%から今回調査では約2割増えて63.1%となっています。



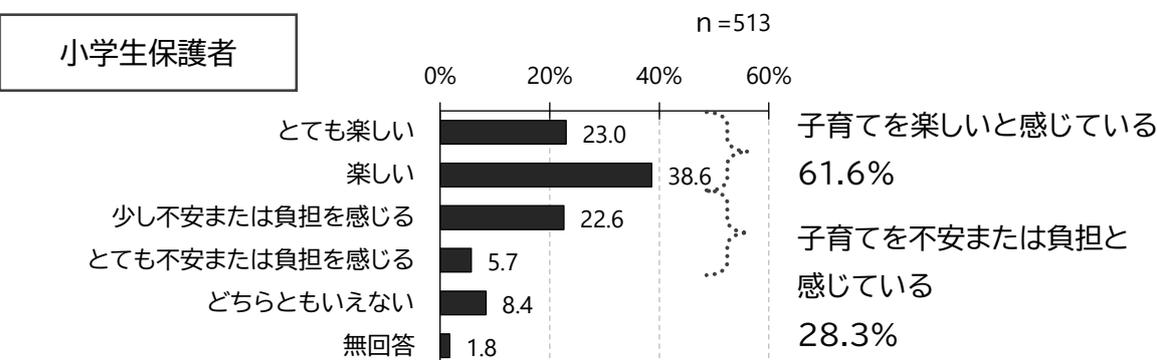
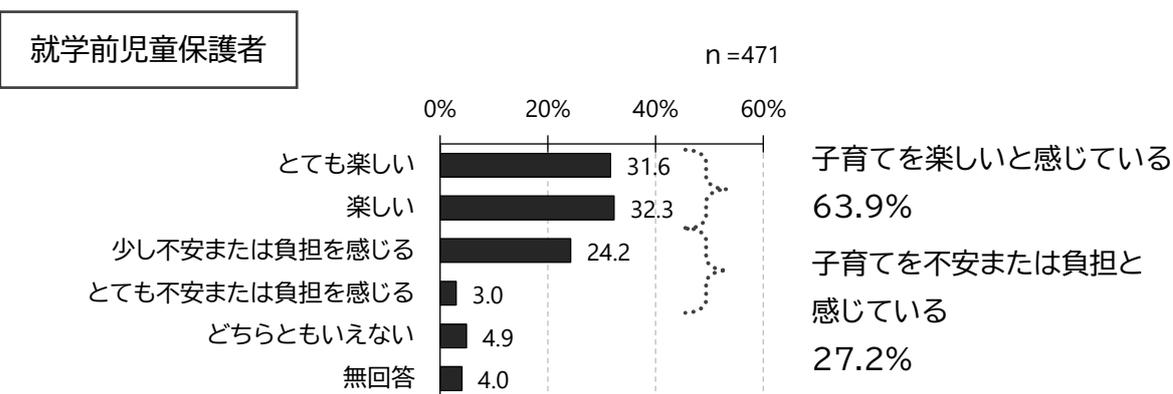
▼問 あなたは子育てをどのように感じていますか。

子育てで感じることに、就学前児童保護者は「楽しい」が32.3%と最も多く、次いで「とても楽しい」が31.6%、「少し不安または負担を感じる」が24.2%となっています。

小学生保護者は「楽しい」が38.6%と最も多く、次いで「とても楽しい」が23.0%、「少し不安または負担を感じる」が22.6%となっています。

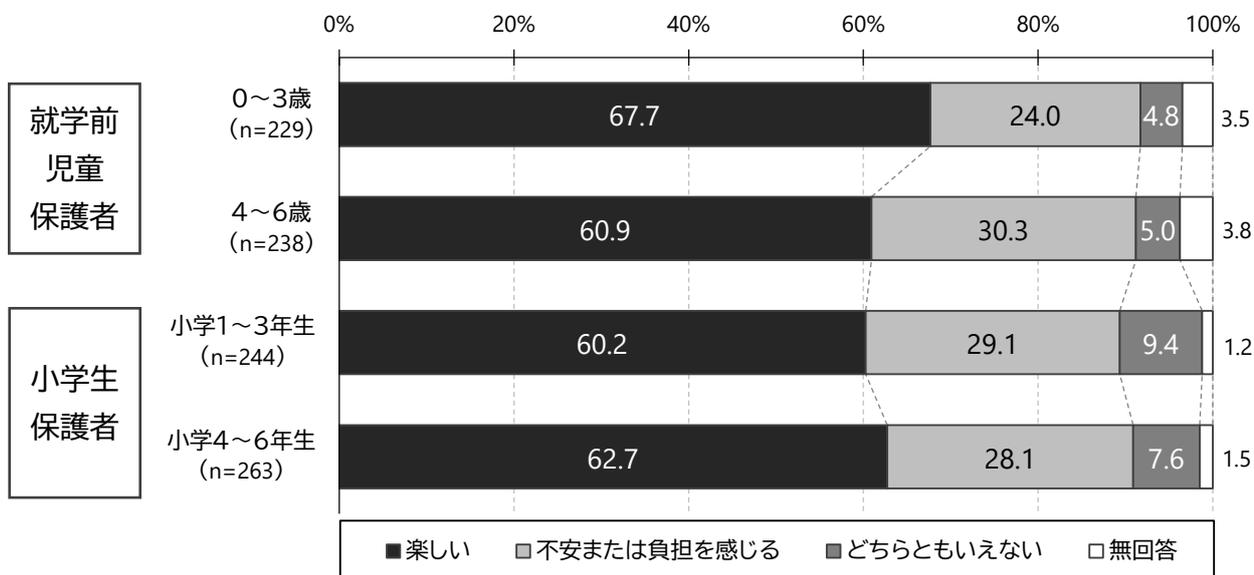
年齢・学年別にみると、大きな差はみられません。

配偶者の有無別にみると、『不安または負担を感じる』は就学前児童保護者、小学生保護者ともに配偶者はいないが、配偶者がいると比べて1割以上多くなっています。

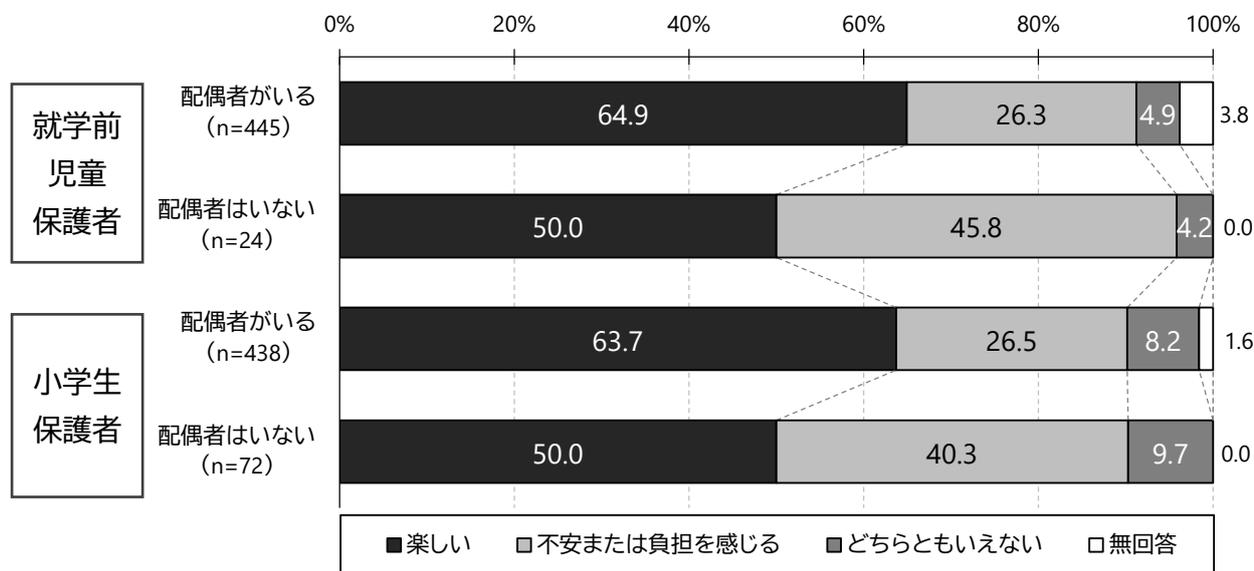


※クロス集計では、「とても楽しい」と「楽しい」を合わせた『楽しい』、「少し不安または負担を感じる」と「とても不安または負担を感じる」を合わせた『不安または負担を感じる』で表しています。

【年齢・学年別クロス集計】



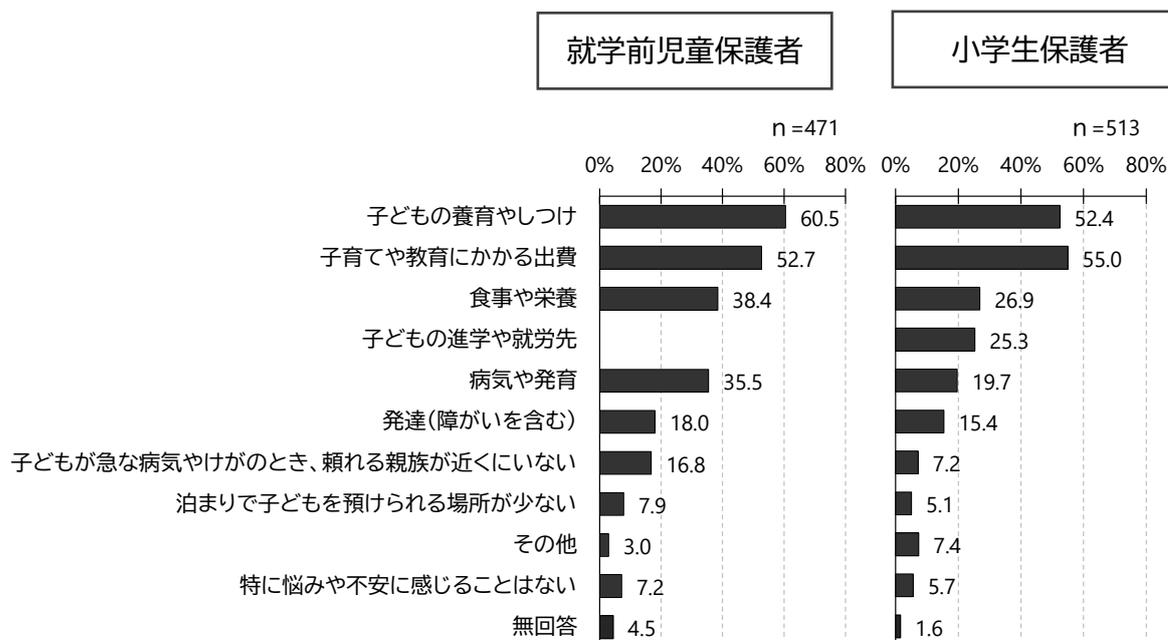
【配偶者の有無別クロス集計】



▼問 子育てで日頃悩んでいることや不安に感じることはどのようなことですか。
(複数回答)

子育てで日頃悩んでいることや不安に感じることにについて、就学前児童保護者は「子どもの養育やしつけ」が60.5%と最も多く、次いで「子育てや教育にかかる出費」が52.7%、「食事や栄養」が38.4%となっています。

小学生保護者は「子育てや教育にかかる出費」が55.0%と最も多く、次いで「子どもの教育やしつけ」が52.4%、「食事や栄養」が26.9%となっています。

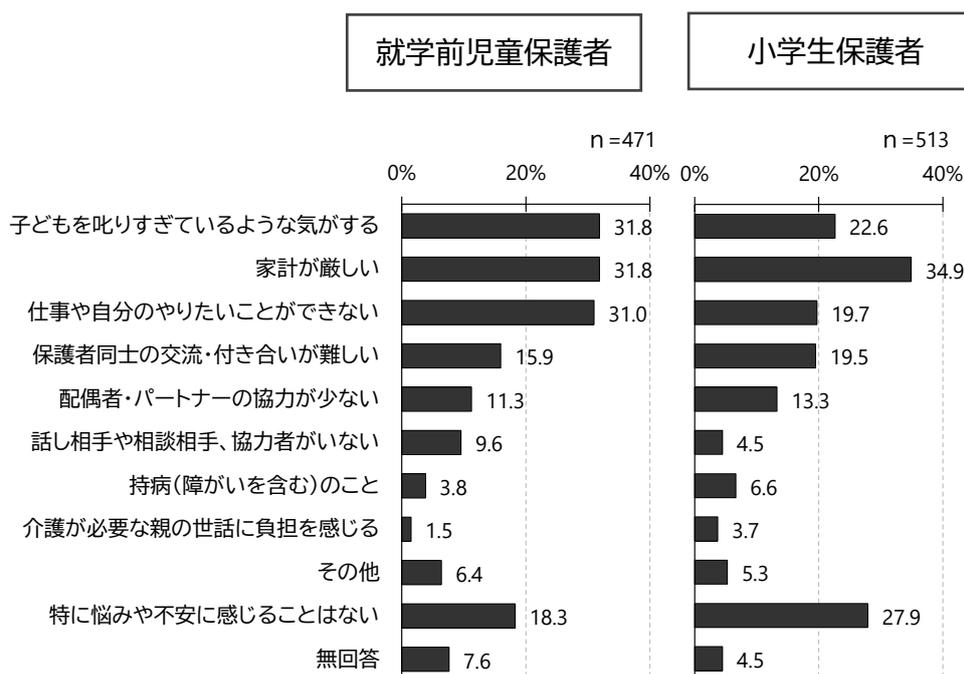


注) 選択肢「子どもの進学や就労先」は小学生保護者票のみ。

▼問 子育て以外で主にあなたのことについて、日頃悩んでいることや不安に感じることはどのようなことですか。(複数回答)

子育て以外で主に保護者が日頃悩んでいることや不安に感じることについて、就学前児童保護者は「子どもを叱りすぎているような気がする」及び「家計が厳しい」が31.8%、「仕事や自分のやりたいことができない」が31.0%、「特に悩みや不安に感じることはない」が18.3%、「保護者同士の交流・付き合いが難しい」が15.9%となっています。

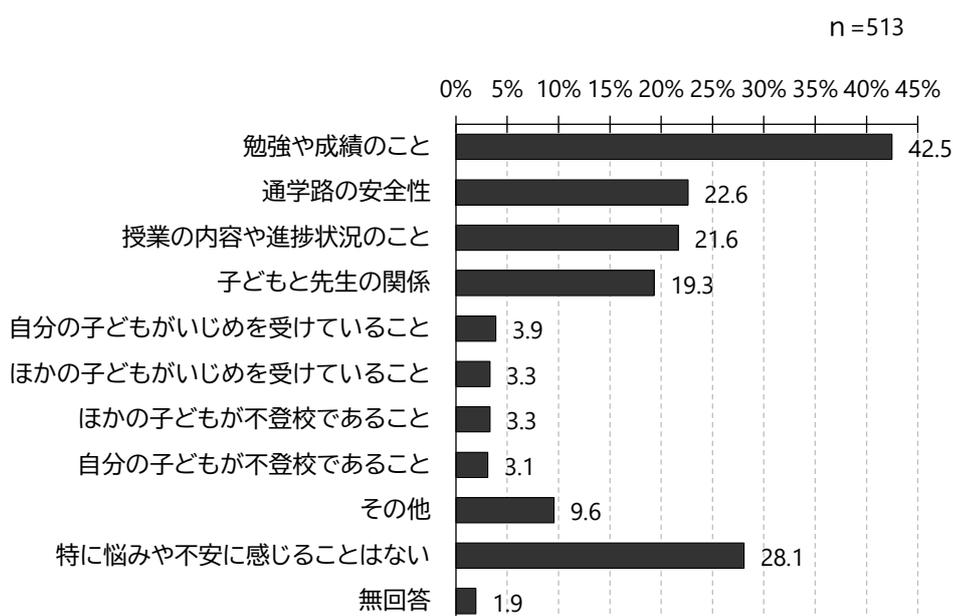
小学生保護者は「家計が厳しい」が34.9%と最も多く、次いで「特に悩みや不安に感じることはない」が27.9%、「子どもを叱りすぎているような気がする」が22.6%となっています。



▼問 子どもの小学校のことで日頃悩んでいることや不安に感じることはどのようなことですか。(複数回答) <小学生保護者>

子どもの小学校のことで日頃悩んでいることや不安に感じることについて、「勉強や成績のこと」が42.5%と最も多く、次いで「特に悩みや不安に感じることはない」が28.1%、「通学路の安全性」が22.6%、「授業の内容や進捗状況のこと」が21.6%、「子どもと先生の関係」が19.3%となっています。

母親の就労形態別にみると、「授業の内容や進捗状況のこと」は母親が働いている家庭（フルタイム、パート・アルバイト等）が2割～3割未満に対して、以前は就労していたが、現在は就労していない家庭では5割以上となっています。



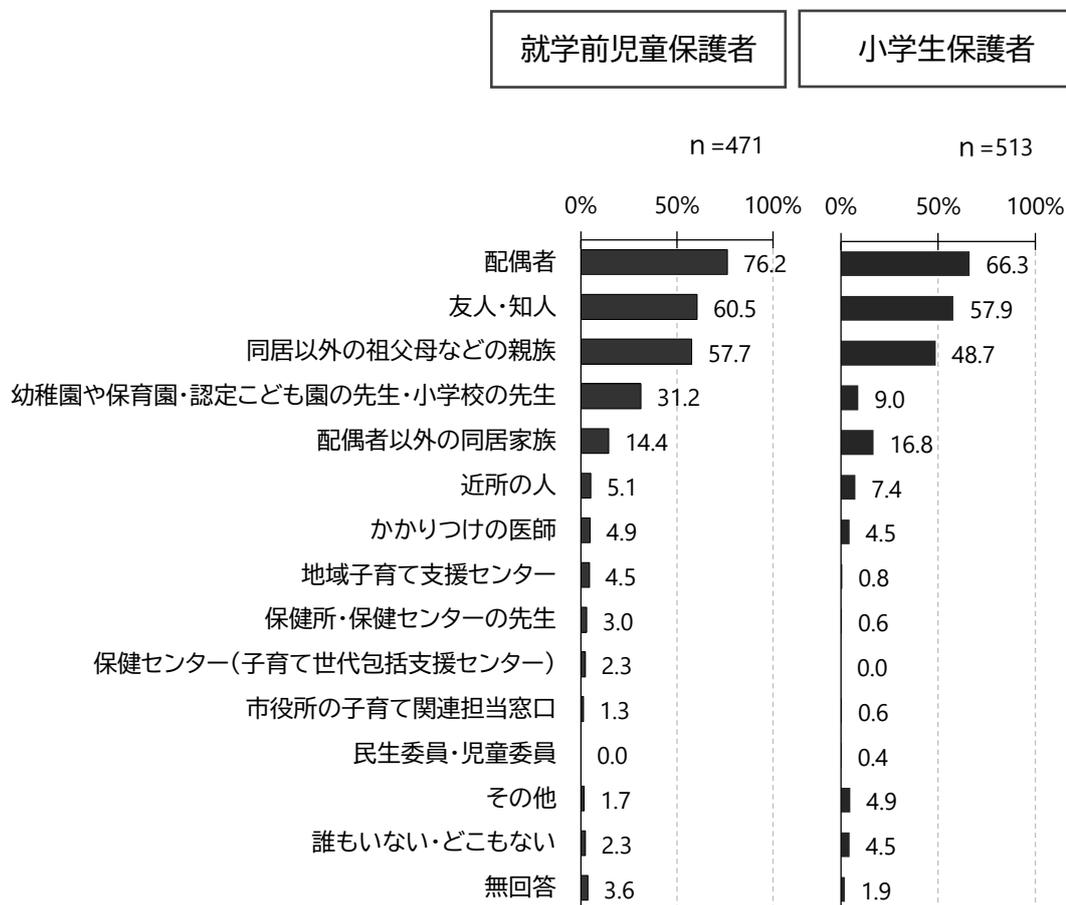
【母親の就労形態別クロス集計】(単位:%)

	勉強や成績のこと	授業の内容や進捗状況のこと	子どもと先生の関係	自分の子どもがいじめを受けていること	ほかの子どもがいじめを受けていること	自分の子どもが不登校であること
全体 (n=513)	42.5	21.6	19.3	3.9	3.3	3.1
フルタイム (n=238)	45.0	23.9	22.7	4.6	3.4	2.5
パート・アルバイト等 (n=208)	41.8	14.9	16.3	1.9	1.9	4.3
以前は就労していたが、現在は就労していない (n=39)	43.6	51.3	20.5	7.7	7.7	2.6
これまでに就労したことがない (n=7)	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0

	ほかの子どもが不登校であること	通学路の安全性	その他	特に悩みや不安に感じることはない	無回答
全体 (n=513)	3.3	22.6	9.6	28.1	1.9
フルタイム (n=238)	2.9	22.3	8.8	25.2	1.3
パート・アルバイト等 (n=208)	3.4	22.6	8.2	34.1	0.5
以前は就労していたが、現在は就労していない (n=39)	7.7	25.6	23.1	10.3	0.0
これまでに就労したことがない (n=7)	0.0	28.6	28.6	28.6	0.0

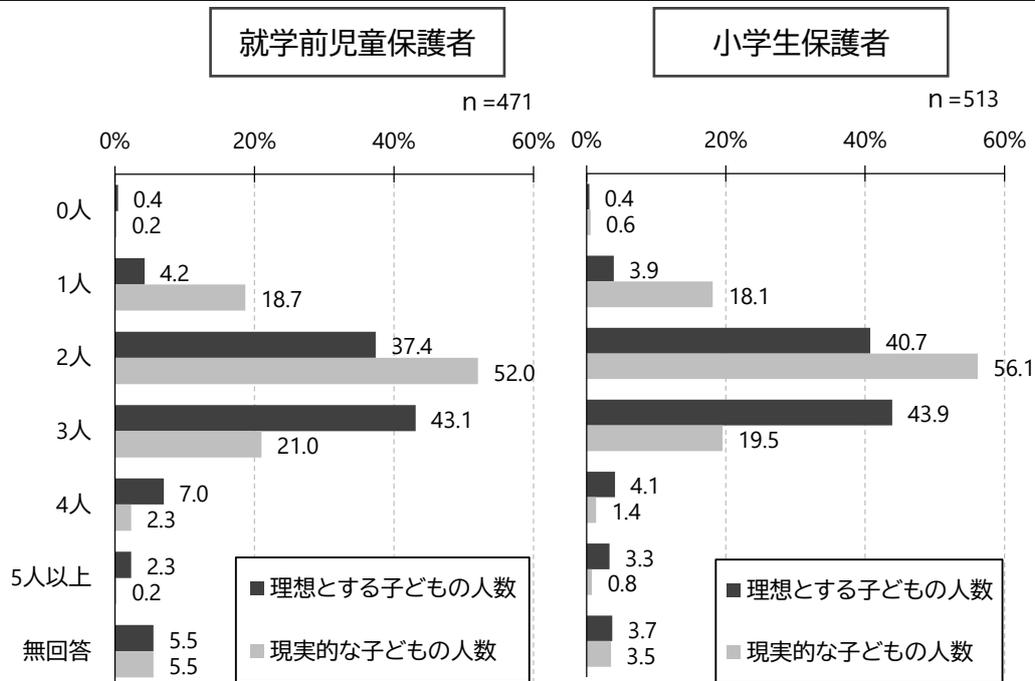
▼問 子育て(教育を含む)について、気軽に相談できる先は誰(どこ)ですか。(複数回答)

子育て(教育を含む)について、気軽に相談できる先について、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「配偶者」が最も多く、それぞれ76.2%、66.3%、次いで「友人・知人」がそれぞれ60.5%、57.9%、「同居以外の祖父母などの親族」がそれぞれ57.7%、48.7%となっています。



▼問 あなたのご家庭が理想とする子どもの人数は何人ですか。また、現在いらっしゃるお子さんを含めて、現実的に子育てが可能と思われる子どもの人数は何人ですか。
(複数回答)

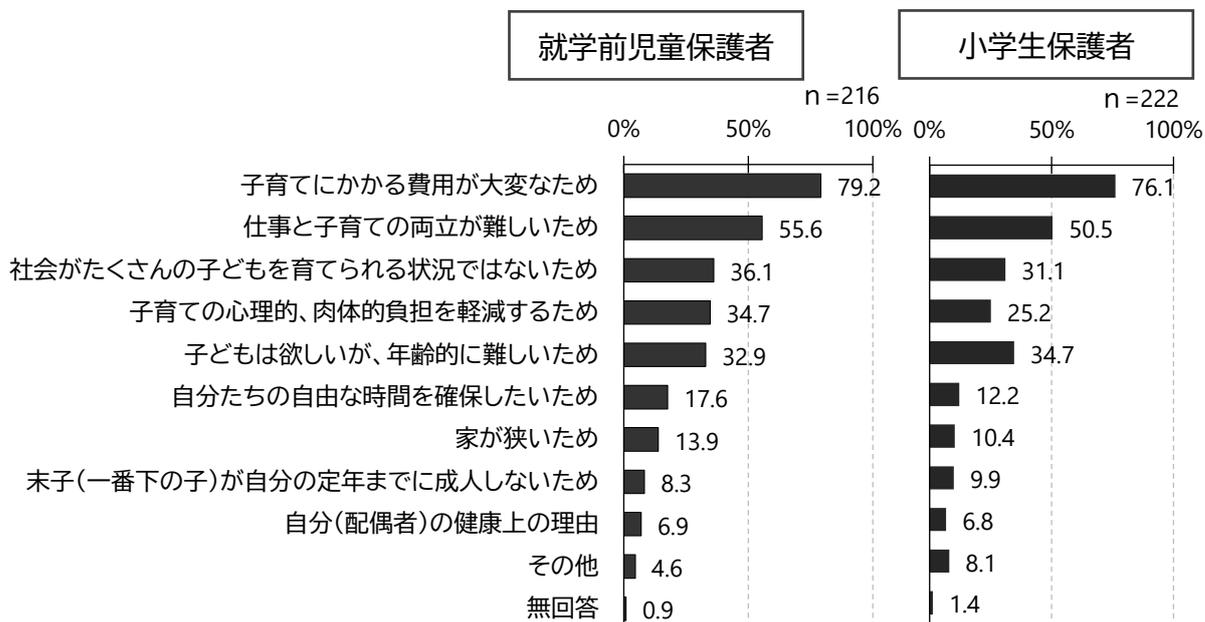
理想とする子どもの人数は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「3人」が4割以上で最も多く、現実的な子どもの人数は「2人」が5割以上で最も多くなっています。



理想の子どもの人数より現実的に子育て可能な子どもの人数が少ない理由

▼問 その理由は何ですか。(複数回答)

就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「子育てにかかる費用が大変なため」が7割以上で最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいため」が5割以上となっています。

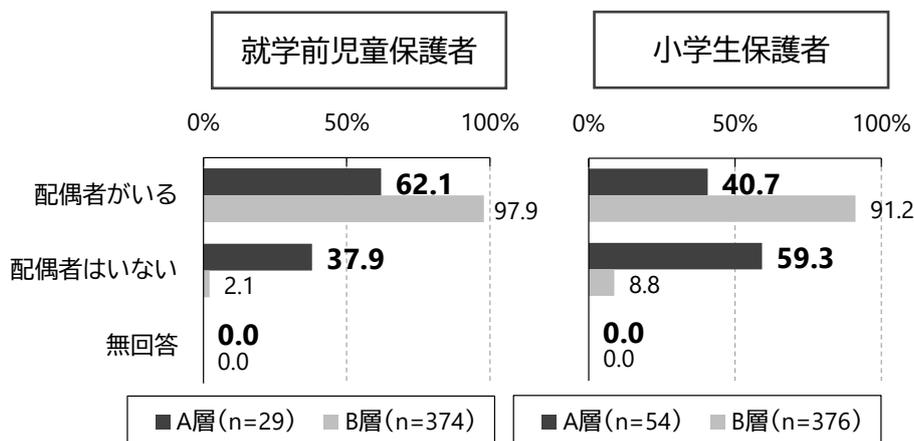


(3) 生活困窮家庭の状況について

▼問 あなたに配偶者(夫または妻)はいらっしゃいますか。

配偶者の有無について、就学前児童保護者では、「配偶者はいない」は、A層（低所得層）が37.9%で、B層（低所得層以外）の2.1%と比べて35ポイント以上多くなっています。

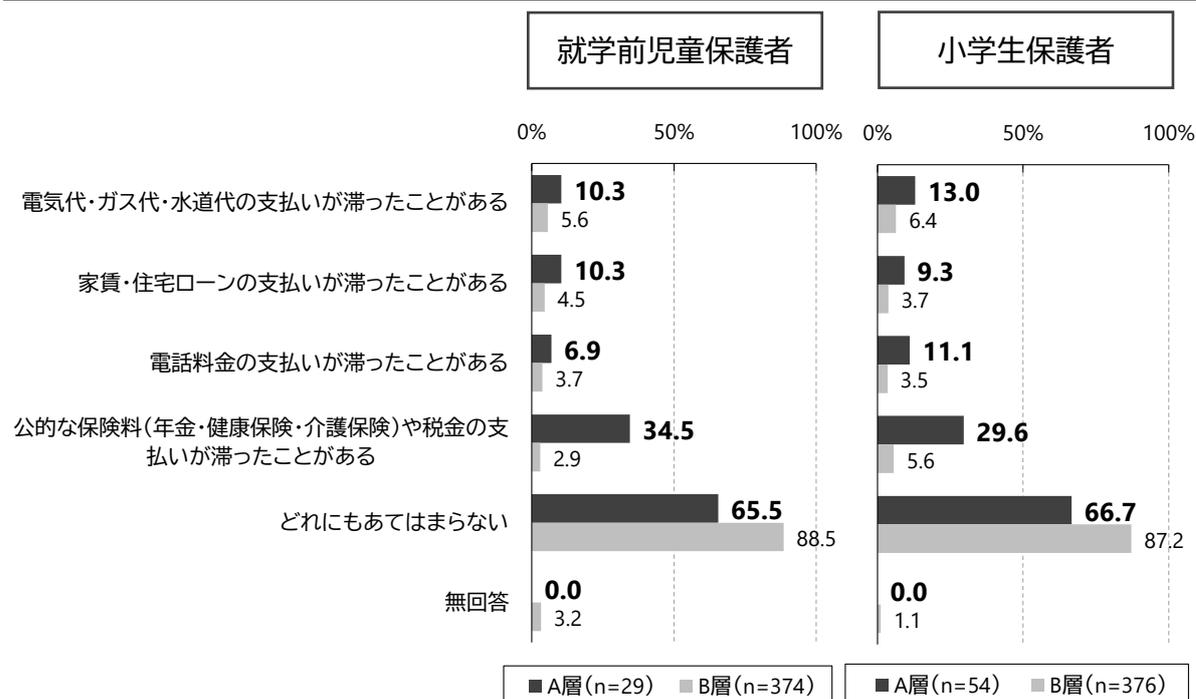
小学生保護者では、「配偶者はいない」はA層が59.3%で、B層の8.8%より50ポイント以上多くなっています。



▼問 あなたの世帯では、過去1年間に経済的な理由で、次のような経験をされたことがありますか。(複数回答)

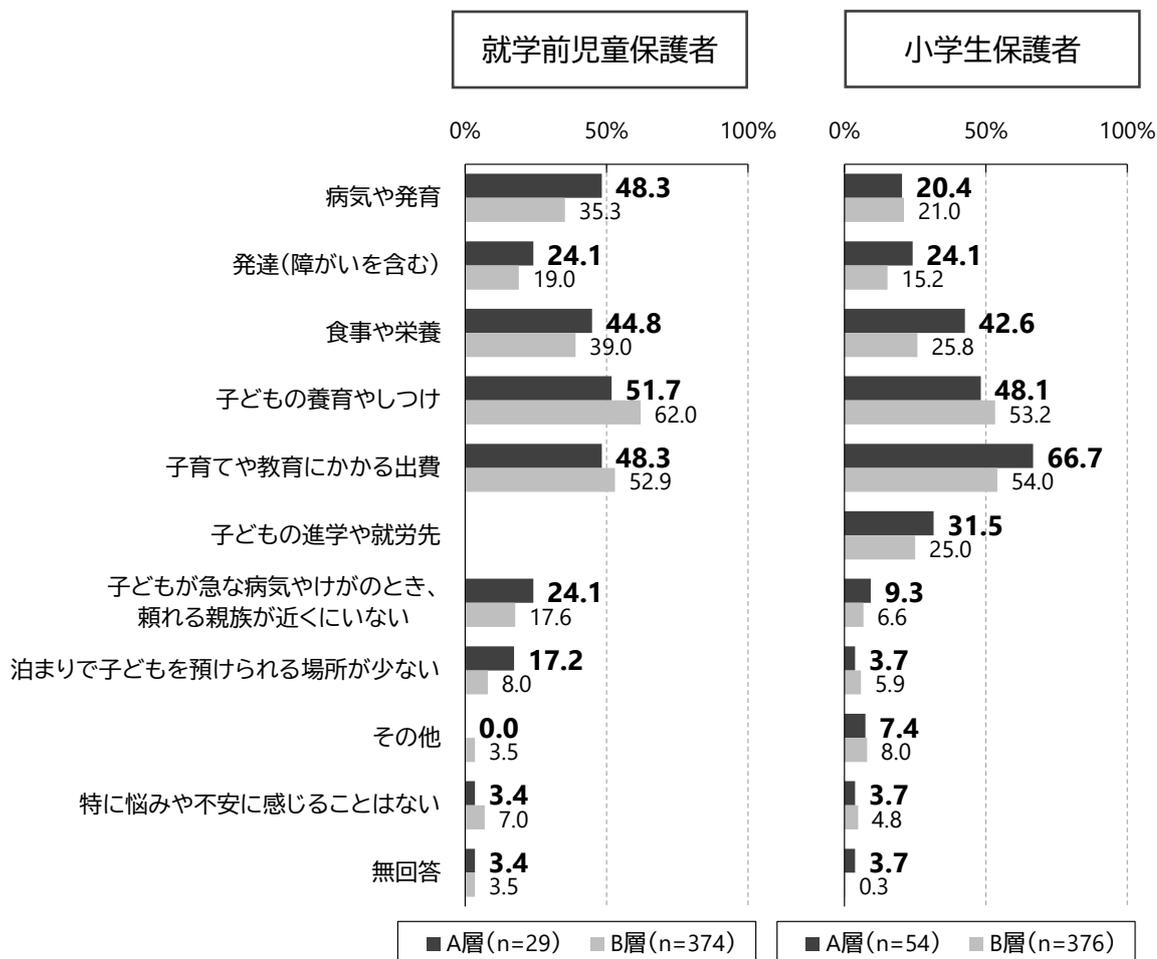
経済的な理由による経験について、就学前児童保護者では「どれにもあてはまらない」はA層が65.5%で、B層の88.5%より20ポイント以上少なくなっています。

小学生保護者では「どれにもあてはまらない」はA層が66.7%で、B層の87.2%より20ポイント以上少なくなっています。



▼問 子育てで日頃悩んでいることや不安に感じることはどのようなことですか。
(複数回答)

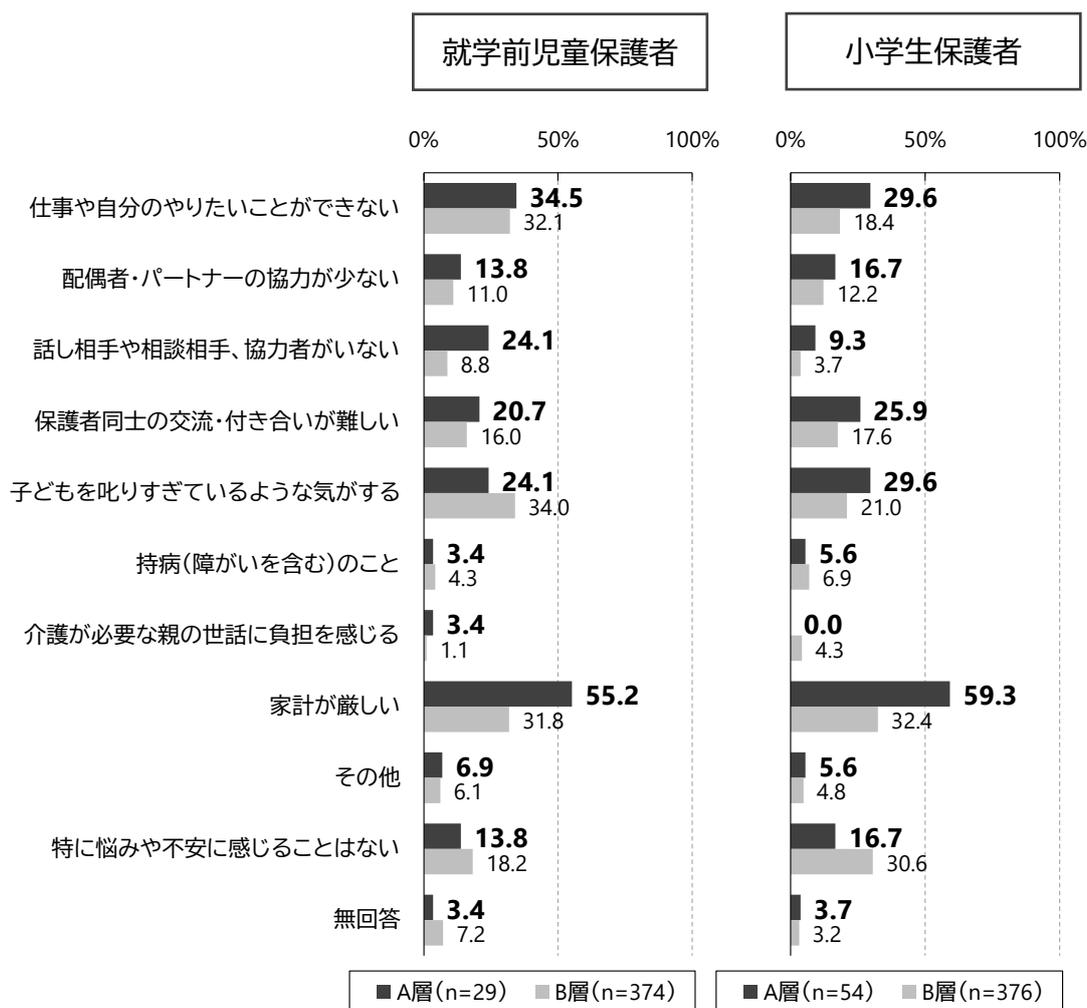
子育てで日頃悩んでいることや不安に感じていることについて、就学前児童保護者では、「病気や発育」はA層が48.3%で、B層の35.3%より10ポイント以上多くなっています。小学生保護者では、「子育てや教育にかかる出費」は、A層が66.7%で、B層の54.0%より10ポイント以上多くなっています。



▼問 子育て以外の主にあなたのことで、日頃悩んでいることや不安に感じることはどのようなことですか。(複数回答)

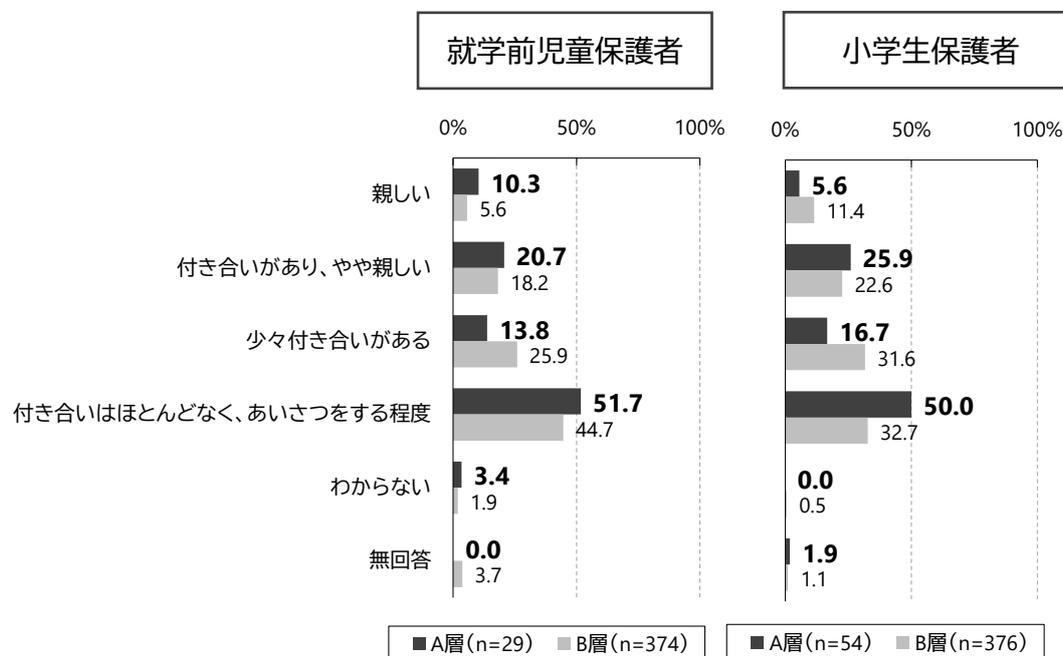
子育て以外の主にあなたのことで、日頃悩んでいることや不安に感じていることについて、就学前児童保護者では、「話し相手や相談相手、協力者がいない」では、A層がB層より15ポイント以上多く、「家計が厳しい」では20ポイント以上多くなっています。

小学生保護者では、「仕事や自分のやりたいことができない」は、A層が29.6%で、B層の18.4%より10ポイント以上多くなっています。また、「家計が厳しい」は、A層が59.3%で、B層の32.4%より25ポイント以上多くなっています。



▼問 あなたのご家庭では、ご近所や地域の人々との付き合いはどうか。
(複数回答)

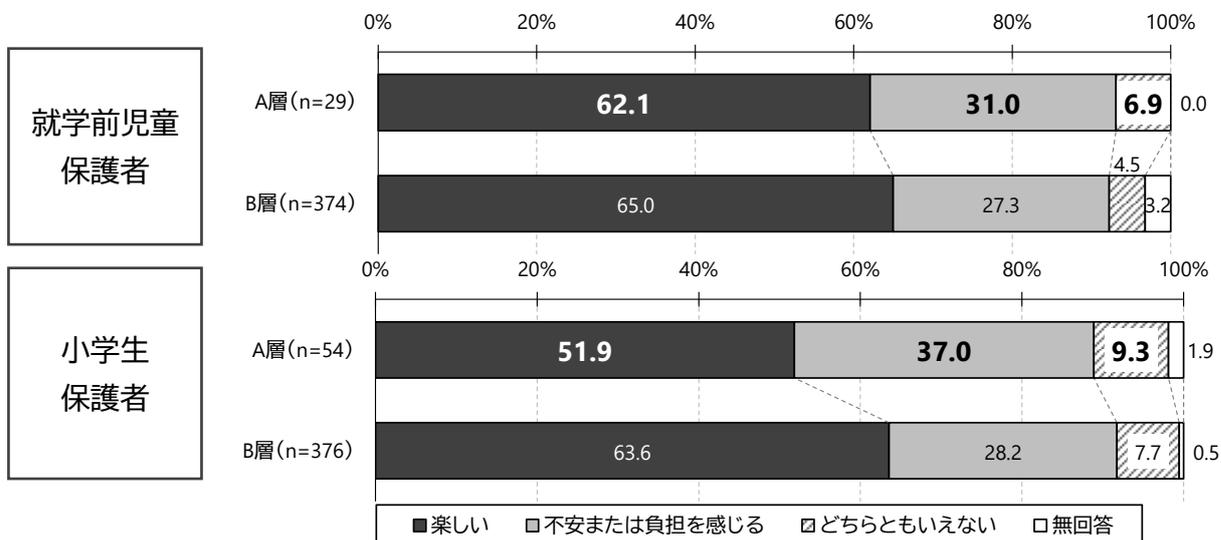
ご近所や地域の人々との付き合いについて、就学前児童保護者では、A層、B層別にみても、大きな差はみられませんが、小学生保護者では、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」はA層が50.0%で、B層の32.7%より15ポイント以上多くなっています。



▼問 あなたは子育てをどのように感じていますか。

子育てで感じることに、就学前児童保護者では、A層、B層別にみても、大きな差はみられませんが、小学生保護者では、「楽しい」はA層が51.9%で、B層の63.6%より10ポイント以上少なくなっています。

※クロス集計は、「とても楽しい」と「楽しい」の合計『楽しい』、「少し不安または負担を感じる」と「とても不安または負担を感じる」の合計『不安または負担を感じる』で表しています。

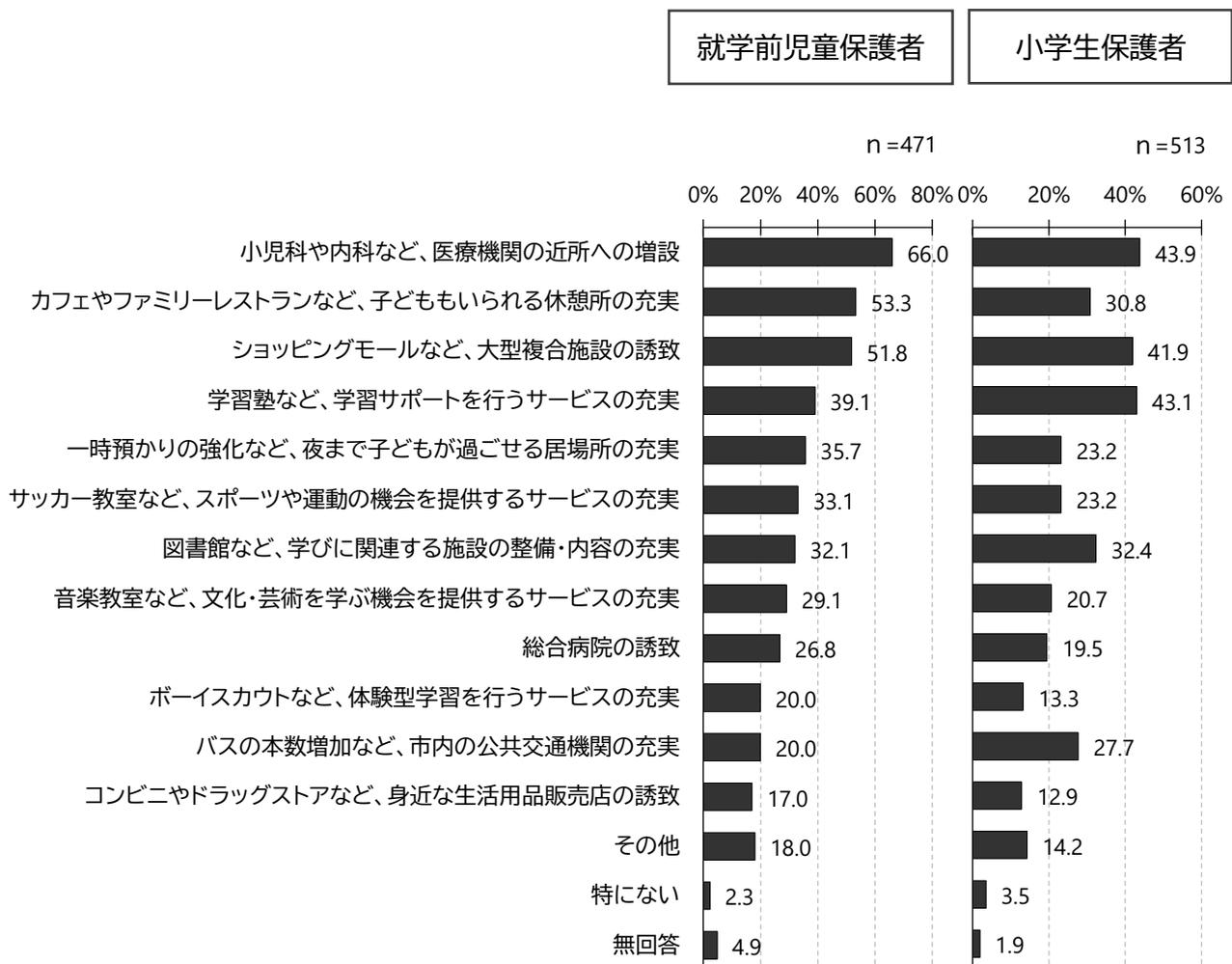


(4) まちの子育て環境の状況について

▼問 これからの小美玉市での子育て環境の充実に向けて、どのようなことを望みますか。
(複数回答)

これからの小美玉市での子育て環境の充実に向けて望むことについて、就学前児童保護者は「小児科や内科など、医療機関の近所への増設」が66.0%と最も多く、次いで「カフェやファミリーレストランなど、子どももいられる休憩所の充実」が53.3%、「ショッピングモールなど、大型複合施設の誘致」が51.8%となっています。

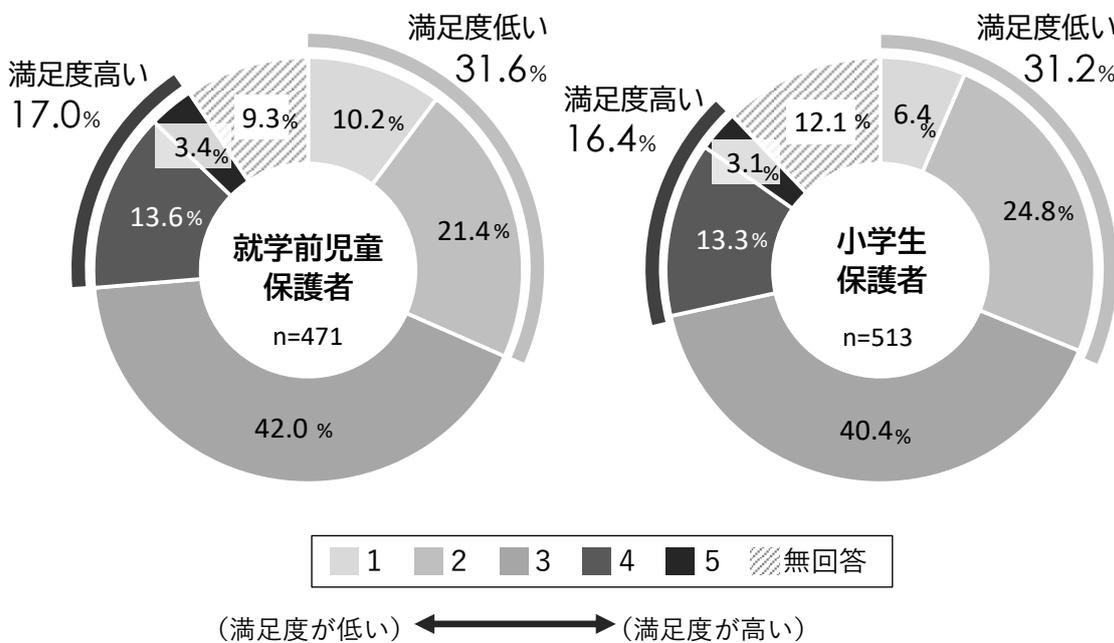
小学生保護者は「小児科や内科など、医療機関の近所への増設」が43.9%と最も多く、次いで「学習塾など、学習サポートを行うサービスの充実」が43.1%、「ショッピングモールなど、大型複合施設の誘致」が41.9%となっています。



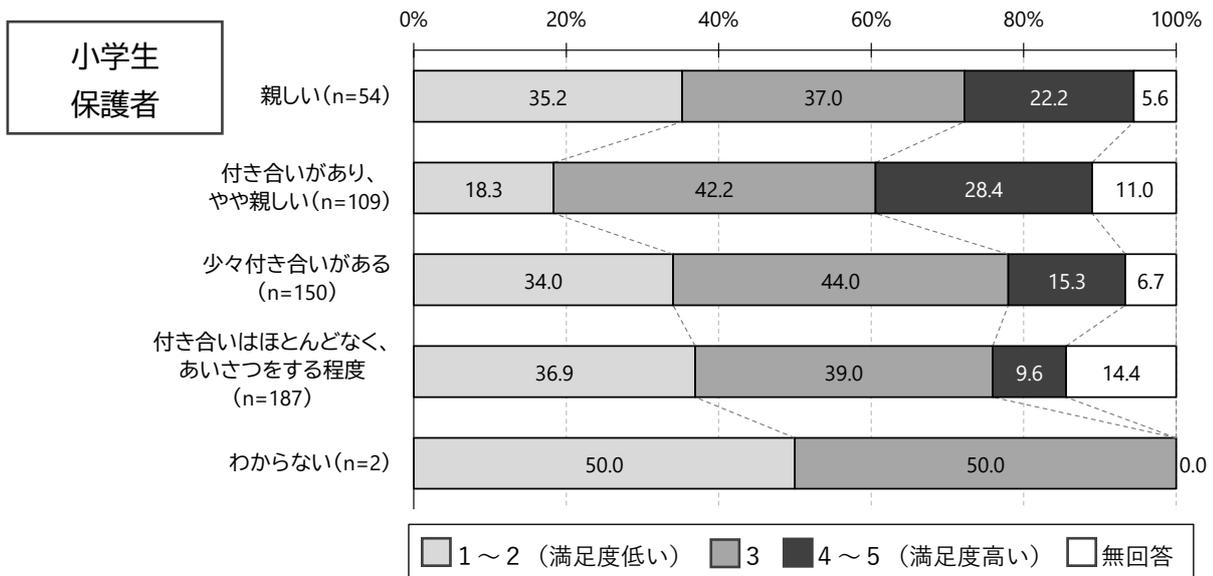
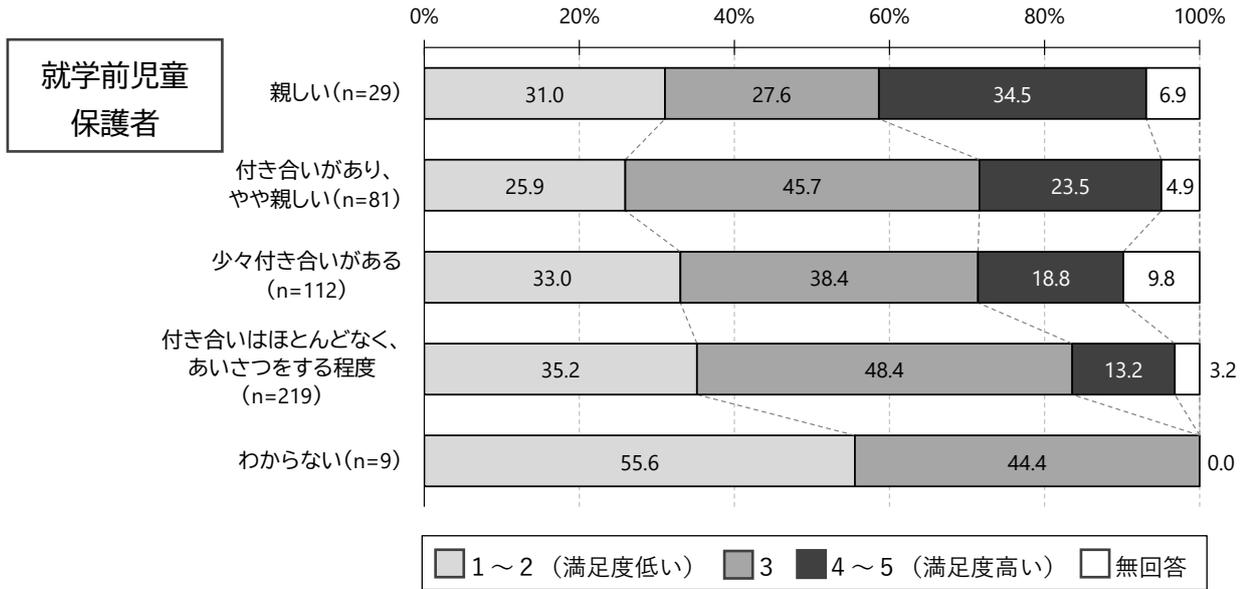
▼問 小美玉市の子育ての環境や支援への満足度について、5段階評価でお答えください。

小美玉市の子育て環境や支援への満足度について、「1」と「2」を合わせた『1～2（満足度低い）』、「4」と「5」を合わせた『4～5（満足度高い）』でみると、就学前児童保護者では『1～2（満足度低い）』が31.6%、『4～5（満足度高い）』が17.0%となっており、小学生保護者では『1～2（満足度低い）』が31.2%、『4～5（満足度高い）』が16.4%となっています。

地域とのお付き合い別にみると、就学前児童保護者では『4～5（満足度高い）』は、親しいが34.5%、付き合いがあり、やや親しいが23.5%、少々付き合いがあるが18.8%、付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度が13.2%となっており、小学生保護者では『4～5（満足度高い）』は親しいが22.2%、付き合いがあり、やや親しいが28.4%、少々付き合いがあるが15.3%、付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度が9.6%で、地域とのお付き合いの状況による差がみられます。



【地域とのお付き合い別クロス集計】



第3節 施設等調査からみる市の状況

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、これからもより安心して子育てができるまちづくりの実現に必要な取組を検討するにあたり、保育量の確保に向けた市内の保育所（園）や放課後児童クラブ等への状況把握や、生活困窮など困りごとを抱えている家庭や若者の実態及び対応等を把握することを目的として実施しました。

(2) 調査の対象、方法及び調査内容

対象の概要	調査方法及び調査内容
市内の保育所（園）、幼稚園、認定こども園	調査方法：アンケート調査 調査内容：今後の方針、運営上の課題、困りごとを抱えている子どもとその保護者（家庭）の状況
市内の放課後児童クラブ	調査方法：アンケート調査 調査内容：今後の方針、運営上の課題、困りごとを抱えている子どもとその保護者（家庭）の状況

(3) 調査の期間

施設等アンケート調査：令和6（2024）年7月17日（水）～7月31日（水）

(4) 調査の実施結果

配付件数	有効回答件数	有効回収率
31件	20件	64.51%

2 調査の結果

(1) 保育所(園)等の課題について(結果を一部抜粋して掲載)

▼問 貴園で日頃、課題だと感じていること、人材確保で工夫していることがありましたら、教えてください。

日頃、課題だと感じていること
・保育の質の向上。 ・保護者対応。
・各クラスに支援の必要な園児が増加しているように感じており、1人担任では対応することができず、複数担任にしなければならなくなり、保育士不足で定員の確保が困難な状況となっている。
・職員の休憩時間の確保。
・土曜日利用者が増えたため、(特に0～2歳児)職員の勤務の調整。
・近年、発達障がいのある子が増えていると感じる。一対一で介助員や補助の先生が対応をしているが、専門分野のある知識が豊富な職員が常駐していると心強い。
・保育する上で保育しやすい仲間、時間、空間の三間(仲間、時間、空間)を構築し、子どもの育ちのための適正な保育環境を整備したい。
・保育の質の向上のための園内研修やミーティングを行い、職員間で同じ目標を共有したい。
・近年、いわゆる気になる子が多くなり、職員の負担が大きい。様々な症例を理解し保育できるような専門的研修が必要。

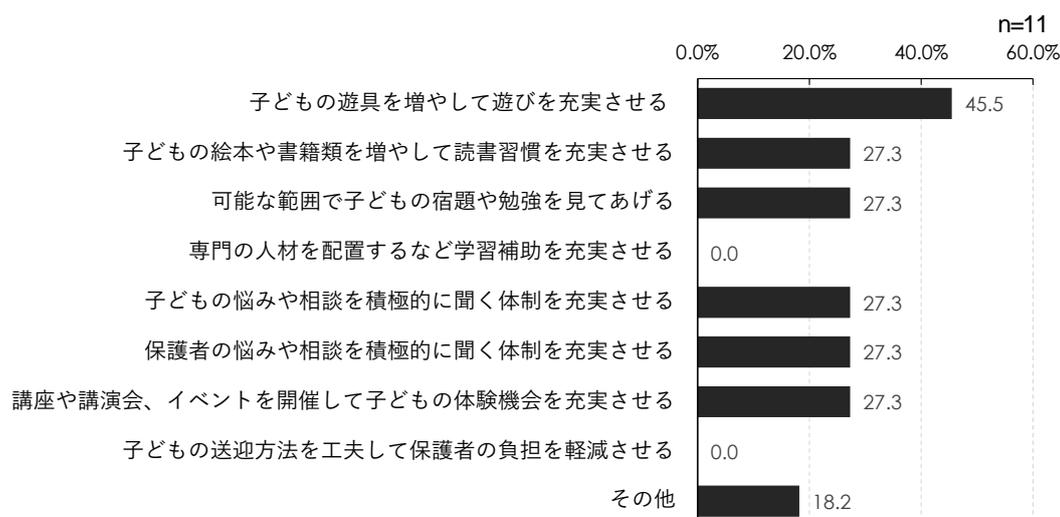
人材確保で工夫していること
・職場の環境を整える。
・保育実習生で来園した生徒さんには声をかけるようにしている。
・保育実習生(学生ボランティア)を積極的に受け入れている。
・法人事務局で養成校を回る活動を実施。 ・保育人材バンクに登録し就職のあっ旋を受ける。
・ホームページ上に保育所(園)の案内を載せている。
・実習生への声かけ。 ・養成学校への訪問。
・主任、看護師、栄養士等で情報収集の上、各職員でサポートし合うようにしている。

(2) 放課後児童クラブの今後の方針について

▼問 今後、5年間のうちで、放課後児童クラブの機能拡充等に向けた取組を検討していますか。(複数回答)

今後、放課後児童クラブの機能拡充等に向けた取組の検討について、「子どもの遊具を増やして遊びを充実させる」が45.5%（5件）で最も多くなっています。

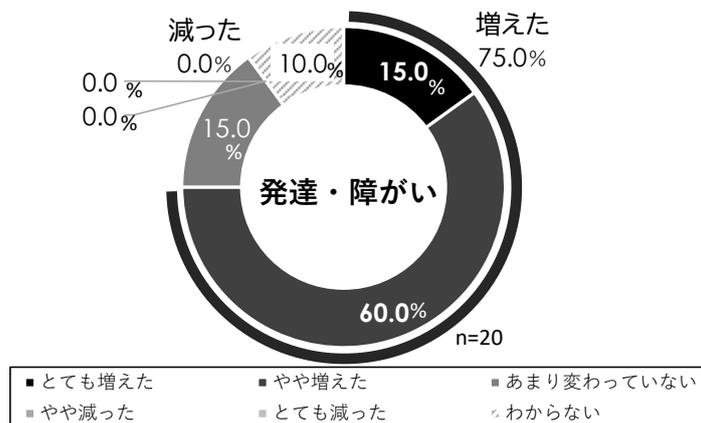
また、0.0%（0件）は「専門の人材を配置するなど学習補助を充実させる」と「子どもの送迎方法を工夫して保護者の負担を軽減させる」で、その他の取組はいずれも27.3%（3件）となっています。



(3) 困りごとを抱える子どもとその家庭について

▼問 発達や障がいのある(そう思われる場合も含む)子どもとその保護者(家族)への対応や相談の近年(過去5年間程度)の傾向について教えてください。

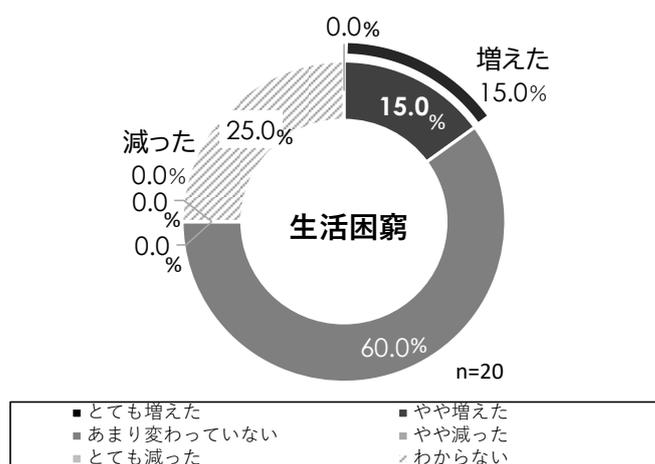
発達や障がいがあると思われる保護者（家族）とその子どもへの対応や相談の近年（過去5年間程度）の傾向について、「とても増えた」と「やや増えた」を合わせた『増えた』でみると75.0%、「やや減った」と「とても減った」を合わせた『減った』でみると0.0%となっています。



▼問 生活が経済的に困窮している保護者(家族)とその子どもへの対応や相談の近年(過去5年間程度)の傾向について教えてください。

生活が経済的に困窮していると思われる保護者(家族)とその子どもへの対応や相談の近年(過去5年間程度)の傾向について、「とても増えた」と「やや増えた」を合わせた『増えた』で見ると15.0%、「やや減った」と「とても減った」を合わせた『減った』で見ると0.0%となっています。

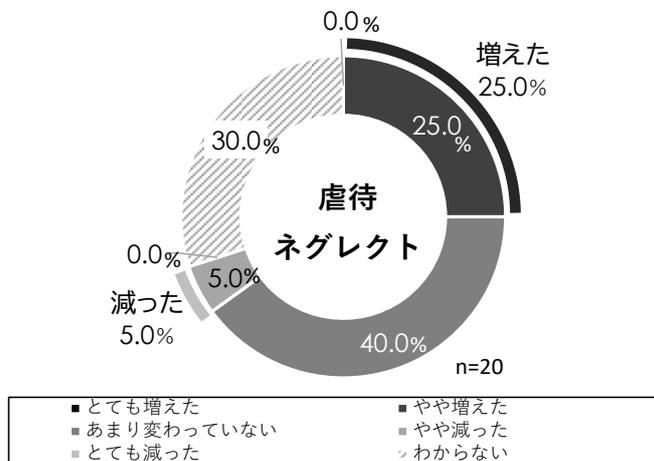
また、60.0%は「あまり変わっていない」、25.0%は「わからない」となっています。



▼問 虐待やネグレクトを受けている子どもとその保護者(家族)への対応や相談の近年(過去5年間程度)の傾向について教えてください。

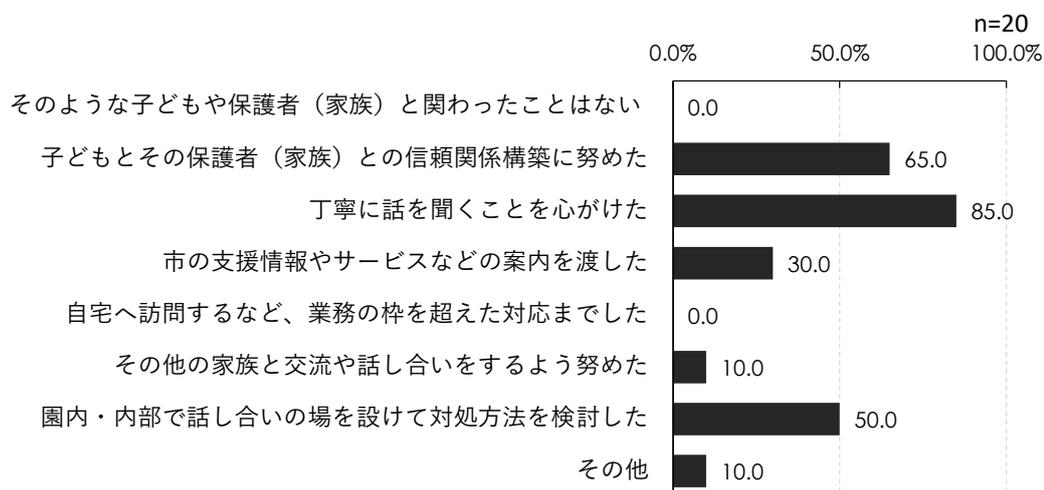
虐待やネグレクトを受けている子どもとその保護者(家族)への対応や相談の近年(過去5年間程度)の傾向について、「とても増えた」と「やや増えた」を合わせた『増えた』で見ると25.0%、「やや減った」と「とても減った」を合わせた『減った』で見ると5.0%となっています。

また、40.0%は「あまり変わっていない」、30.0%は「わからない」となっています。



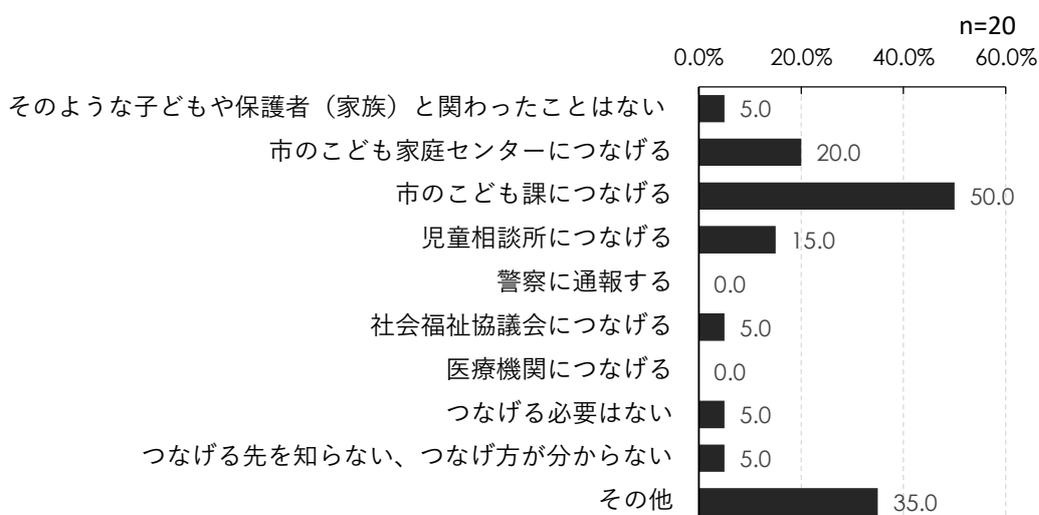
▼問 発達・障がい、生活困窮、虐待・ネグレクトのような困りごとを抱えている子どもとその保護者(家族)への対応として、どのような支援を心がけましたか。(複数回答)

困りごとを抱えている子どもとその保護者(家族)への支援として心がけていることについて、「丁寧に話を聞くことを心がけた」が85.0%で最も多く、次いで「子どもとその保護者(家族)との信頼関係構築に努めた」が65.0%、「園内・内部で話し合いの場を設けて対処方法を検討した」が50.0%となっています。



▼問 発達・障がい、生活困窮、虐待・ネグレクトのような困りごとを抱えている子どもとその保護者(家族)への対応として、どのような機関へつなげていますか。(複数回答)

困りごとを抱えている子どもとその保護者(家族)をつなげる先について、「市の子ども課につなげる」が50.0%で最も多く、次いで「その他」が30.0%、「市の子ども家庭センターにつなげる」が20.0%となっています。



第4節 第2期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価

(1) 1～3号認定の量の見込みと確保の方策

1～3号認定のいずれも、「量の見込み」が「確保の方策」を上回る年度はありませんでした。しかし、「量の見込み」では、計画値に対して実績値が大きく下回っている結果が複数ありました。令和6（2024）年度の計画値に対する実績値の差は、1号認定が27.5%少ない211人、3号認定が22.1%多い459人となっています。

今後も適切な量の見込みを想定し、不足のない「確保の方策」を検討するために、1号認定と3号認定は、傾向を踏まえた十分な「量の見込み」を算出します。

(2) 地域の量の見込みと確保の方策

ほとんどの事業で「量の見込み」の計画値に対する実績値が大きく上回ることはなく、おおむね計画どおりとなっています。しかし、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」の低学年（小学1～3年生）の「量の見込み」の計画値に対する実績値はやや上回っており、令和7（2025）年度以降の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」は、特に低学年で利用を求める人数に対して十分な量を確保するため、量の見込みの適切な推計が求められます。

(3) 事業の実施状況

第2期計画に掲載のあるほとんどの事業は、計画に沿って実施ができています。しかし、一部の事業については、既存の別事業で実施しているものが複数あるほか、交流事業などはコロナ禍により一時的な実施が困難となり、その後も感染予防等の理由から廃止になるなどで、実施率が下がりました。

今後も、PDCAサイクルによる事業の点検・評価を定期的に行うことで事業の必要性について検証するとともに、感染症対策を十分に講じた事業展開を推進します。

基本方針	基本施策数	具体的な取組の数	実施事業数	実施率
1 地域における子育て支援の充実	5	19	17	89%
2 子どもと親の健康確保	6	33	31	94%
3 子どもを健やかに育てる教育環境の整備	5	55	53	96%
4 職業生活と家庭生活の両立の推進	1	8	6	75%
5 子育てを支援する生活環境の整備	2	4	4	100%
6 子どもの安全と人権の確保	3	13	13	100%
7 特に援助を必要とする家庭への支援	2	19	19	100%

第5節 現状と傾向、課題のまとめ

現状と傾向、課題1 就学前児童の保育ニーズの高まりへの対応

本市の出生数（出生率）は平成27（2015）年の406人（7.9%）をピークにその後は減少傾向で推移し、令和4（2022）年には254人（5.3%）となりました。一方で、認可保育所（園）、認定こども園、幼稚園、その他の保育施設等、管外保育所（園）等の入所者数は微減傾向にとどまり、子育て世帯全体の保育利用のニーズは高まっていることがうかがえます。その背景には年々働く女性が増え、総じて共働きの子育て世帯が増加していること、核家族化が進行していることが要因として考えられます。

本市の働く女性の割合は、特に20歳代後半から30歳代後半の主に妊娠・出産・子育て期にあたる年齢層の増加傾向が顕著であり、全国や茨城県の水準よりもわずかに高くなっています。また、社会全体における男女平等の観点や女性の社会進出促進の方向性は、今後も大きく変わることはないと考え、結婚や出産を機に離職する女性は減少する一方で、0～2歳（3号認定）の保育ニーズは増加し、総じて3～5歳（2号認定）の保育ニーズも増加することが示唆されます。

そのためには、今後の就学前児童数の減少傾向と働く女性の増加傾向のバランスをよく検討し、今後5年間に必要な保育の提供量とその確保のための方策を見極め、保育を必要とする子育て世帯に十分なサポートができる体制の整備が求められます。

現状と傾向、課題2 就学児童・生徒の居場所づくりへの対応

本市の年少人口（0～14歳）は減少傾向のまま推移することが予測されており、それに合わせて小学校児童数、中学校生徒数も減少していくことが示唆されます。

一方、放課後児童クラブの利用者数は増加傾向にあり、令和6（2024）年度では半数近くの児童が利用している状況です。また、低学年（小学1～3年生）は特に利用割合が高く、この背景には、共働き家庭の増加や核家族化の進行が要因の一つとして考えられます。また、高学年（小学4～6年生）の利用割合が低学年ほど伸びていない背景には、家で過ごしているか塾や習い事に通っている子どもが多いとも推察できますが、低学年の利用割合が増加している点からも、将来的にみて潜在的利用意向は多いものと考えられます。

施設等調査結果からは、放課後児童クラブの今後の方針について「子どもの遊具を増やして遊びを充実させる」という意見が特に多くありました。

本市の2号認定は3～5歳が7割前後を占めており、この傾向で就学に進めば、そのまま放課後児童クラブの利用にシフトしていきます。そのため、“子どもの居場所づくり”としての放課後児童クラブの確保と役割や機能について今後、改めて検討していくことが求められています。また、中学生より上の高校生も含めた若者の居場所づくりを検討する必要がある、そのほかの関連する施設や地域活動等についても同時に検討していくことが重要となっています。

現状と傾向、課題 3 子どもとその保護者や家族の悩み・不安への対応

子ども・子育てアンケート調査結果をみると、働いている母親は就学前児童保護者が8割弱、小学生保護者が8割以上で、母親の半数近くがフルタイムで働いています。就学前児童保護者の調査結果では、育児休業の取得状況は、まだ十分ではないものの、母親、父親ともに育児休業を取得している割合は増加傾向にあります。また、就学前児童保護者の子育て（教育を含む）を父母ともに行っている家庭は増加しており、今回調査（令和6（2024）年実施）では6割以上となっています。

一方で、子育てのことについて気軽に相談できる相手は、配偶者や親族、友人・知人がほとんどで、その他には保育所（園）等の先生やわずかに小学校の先生がいますが、近所の人、地域子育て支援センターなどの機関はわずかで、相談相手が限定的になっている傾向が示唆されます。

子育てで日頃悩んでいることや不安を感じる人は9割程度で、その主な内容は子どもの養育やしつけ、子育てや教育にかかる出資となっています。また、子育て以外の保護者自身のことや日頃悩んでいることや不安を感じる人は6割以上で、その主な内容は子どもを叱りすぎているような気がする、家計が厳しい、仕事や自分のやりたいことができない、となっています。

共働きの世帯が増え、かつフルタイムで働く母親が増えていることで、父親と母親の子育てへの役割分担が少しずつ均衡化していることがうかがえるものの、家庭内の養育や教育で自分の時間を十分な時間が確保できず、また、家計面にも不安を感じるなど、まだまだ保護者にとっては時間的、経済的な余裕はなく、厳しい状況にあることが示唆されます。

子ども（特に就学前児童や小学校低学年児童）にとって家は安心して過ごせる大切な居場所であるため、母親や父親をはじめ、家族みんなの心に余裕がある状態を維持することは重要です。

そのため、相談先が限定的になる傾向がみられる中においては、子育てや生活に不安や悩みを抱える保護者や家族が、身近で気軽に相談しやすいサポート体制を充実することと、相談しやすいきっかけづくりとしての情報提供を充実させることが求められます。

また、子どものライフステージに応じた相談しやすい環境づくりを充実していくことも重要です。小学生の相談先としては、親や家族以外の相談先としては、主に担任の先生が考えられますが、子どもから相談を受けたときに、先生が親身になって十分に対応にあたる時間の確保と、そのための業務量や体制の見直しに取り組む必要があります。中学生は担任の先生以外に学校の友達も重要な相談相手であるため、学校内の環境を整備し、いじめや登校のしづらさなどをなくすとともに、学校外環境の整備も並行して行い、同年代が集い、一緒に学び、時間を過ごすことで、仲間意識の醸成や人間関係の構築が図れる交流の場づくりを充実させることが求められます。

現状と傾向、課題 **4** 生活困窮家庭とその子どもへの対応

子ども・子育てアンケート調査結果をみると、本市の生活困窮家庭（調査結果ではA層の「低所得層」が該当）は全体の6～10%程度で、そのうち就学前児童保護者の3割強、小学生保護者の6割弱は配偶者がおらず、いわゆる“ひとり親”家庭となっています。

同調査結果から、本市の生活困窮家庭の傾向をみると、就学前児童保護者では病気や発育が、小学生保護者では食事や栄養、子育てや教育にかかる出費に対しての子育ての悩みや不安を抱く割合が比較的高くなる傾向がみられます。また、子育て以外の悩みや不安では、就学前児童保護者では話し相手や相談相手、協力者がいないこと、小学生保護者では仕事や自分のやりたいことができないことの割合が比較的高くなる傾向がみられます。

生活困窮家庭への支援は、家計の安定や保護者への就労支援が重要になるため、確実な制度の活用と情報提供の充実が最も重要となりますが、そのほかにも信頼できる相談相手や相談先の確保が重要です。施設等調査結果をみると、保育所（園）等や放課後児童クラブでは、困りごとを抱える子どもやその保護者（家族）への支援として、丁寧に話を聞くことを心がけたや、子どもとその保護者（家族）との信頼関係構築に努めた、など、親身な対応が重要であることがうかがえます。

そのため、保育所（園）や放課後児童クラブ等における子どもとその保護者（家族）との良好な関係性の構築が重要なのはもちろんのこと、支援先とも連携のとれた体制づくりと、継続的なサポートができる関係性の構築が求められます。

現状と傾向、課題 **5** 発達や虐待などへの対応

施設等調査結果では、発達や障がいのある（そう思われる場合も含む）子どもとその保護者（家族）への対応や相談が近年増加していると感じている保育所（園）、認定こども園や放課後児童クラブが7割以上となっています。また、同様の調査結果で、生活困窮や虐待・ネグレクトについては、あまり変わらないと考えている割合が高く、減ったと感じている割合は1割未満と少ない状況です。

また、特に発達や障がいのある（そう思われる場合も含む）子どもが増えていることで、職員の体制や専門的な対応への困難さもうかがえ、子どもを育てる保護者や家庭の負担軽減はもとより、子どもを預かる施設等の受入体制の充実も求められています。

子どもが安全・安心に過ごせる家庭環境、学校環境、子どもの居場所環境を整備することで、子ども自身の心身のケアと健全な育成を図り、並行して、保護者や家族の問題の改善・解決に向けた取組を専門機関と連携して丁寧に進めていくことが重要です。

第3章 計画の基本的な方向性

第1節 計画の基本的な視点

国や社会情勢の動向をはじめ、第2章の第5節にある「現状と傾向、課題のまとめ」を踏まえた上で、本市における子ども・子育ての充実に向けた基本的な視点を5つ設けました。さらに、それぞれの視点を基に、特に重点的に取組を推し進める事業を「重点事業」として位置付け、その他の施策、事業と連動しながら推進することとします。

基本的な視点1 就学前児童の保育環境のさらなる整備

本市の共働き家庭の増加や核家族化が進行している中、父親、母親のどちらも仕事と子育てが両立できるよう保育環境のさらなる整備に向けて検討・調整を行います。

子どもの年齢にかかわらず保育環境が確保できるよう、市内の保育環境と体制の整備に取り組みます。

【関連する重点事業】

- ・教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策（116 ページ参照）
- ・事業番号 16 休日保育事業（80 ページ参照）

基本的な視点2 就学児童・生徒の居場所づくりの充実

子どもの就学後も、引き続き父親と母親が仕事と子育てを不安なく両立できるよう、放課後の子どもの居場所づくりの確保と機能の充実を図ります。特に、中学生以降になっても利用できるよう、自宅以外の居場所づくりとして第3の居場所（サードプレイス）の整備に向けた検討を行い、子どもが安心・安全に過ごし、互いに交流できる場づくりに向けた取組を推進します。

基本的な視点3 子どもとその保護者や家族への相談支援体制の整備

就学児童・生徒が安心して学校に通い、楽しく日々の生活が送れるよう、学校の担任の先生をはじめ、関係各所の相談支援体制を強化し、子どもが気軽に安心して相談できる環境づくりを推進します。また、子どもの保護者や家族が抱える悩みや不安に対する相談体制のさらなる充実を図ります。

【関連する重点事業】

- ・ 事業番号 94 思春期相談（99 ページ参照）
- ・ 事業番号 106 子育て広場（104 ページ参照）

基本的な視点4 生活困窮家庭とその子どもへのサポートの充実

経済的な理由により生活が困窮している家庭であっても、子どもの心身の健全な育成と学力の向上機会が不足しない環境や機会づくりを推進します。あわせて、生活困窮状況の改善に向けた各種制度の活用やサポート体制の充実を図ります。

【関連する重点事業】

- ・ 事業番号 68 生活困窮者の子どもに対する学習支援事業（93 ページ参照）
- ・ 事業番号 72 家計改善支援事業（93 ページ参照）

基本的な視点5 多機関連携による子どもが安全・安心できる環境の確保

虐待やいじめ、不登校、ヤングケアラー、発達障がいなどの理由で悩み、不自由を感じる子どもがいない社会づくり、まちづくりに向けて、関係機関と連携・協働する体制を整備します。また、早期発見と早期対応により、子どもとその保護者や家族が安全・安心できる学校環境や生活環境の確保と整備に取り組みます。

【関連する重点事業】

- ・ 事業番号 73 要保護児童対策地域協議会の充実（95 ページ参照）
- ・ 事業番号 90 連携による相談・指導体制の充実（98 ページ参照）

第2節 計画の基本理念

「小美玉市子ども・子育て支援事業計画」は、平成 27（2015）年 3 月に策定した第 1 期目から、市の子ども・子育て支援事業に関する各種施策を推進してきました。

第 3 期目となる本計画は、社会情勢や国の基本指針、市の現状や傾向、課題等を踏まえるとともに、市の最上位計画である「小美玉市第 2 次総合計画 後期基本計画」で掲げているまちづくりの将来像「「ひともの地域」が輝き はばたく ダイヤモンドシティ」と、福祉分野の上位計画である「第 3 次小美玉市地域福祉計画」で掲げている基本理念「ぬくもりあふれるまちづくり」に沿った子ども・子育て施策の推進に向けた基本理念として、『こどもが輝く未来を 家族と地域とともに育む みんなが優しいまちづくり』とします。

<基本理念>

こどもが輝く未来を 家族と地域とともに育む
みんなが優しいまちづくり

「小美玉市第 2 次総合計画 後期基本計画」のまちづくりの将来像にある“ダイヤモンド”とは、まちづくりの効果が次世代において発現し、いつまでも住み続けることのできる魅力にあふれた環境が形成されること表しています。

第 3 期計画では、ダイヤモンドの原石である“こども”が輝く未来を目指すものとして、子どもが心身ともに健康で、生き生きと輝くために、子育て中の父親、母親をはじめ家族みんなが優しい笑顔で暮らせるよう、まち全体でサポートしていきます。さらに、子どもの生まれ育った地域が愛する故郷となり、ずっと暮らし続けたいと思えるように、豊かな自然環境の中、誰もが思いやりの心で友達や仲間を大切にし、みんなが優しい気持ちで支え合えるまちづくりを目指します。

第3節 計画の基本目標

第3期計画の基本理念『子どもが輝く未来を 家族と地域とともに育む みんなが優しいまちづくり』の実現に向けて取り組む各種施策の基本目標として、「ライフステージごとの支援」と「ライフステージによらず行う支援」の2つの展開を基にした5つの目標を設定します。

ライフステージごとの支援の展開

基本目標1 誕生前から幼児期までの支援

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの母親と子どもが、安全かつ健康に過ごせるよう、保健と医療をはじめとする各種支援を充実します。

また、幼児教育・保育がすべての子どもに十分いきわたるよう提供量の確保に努めます。

基本目標2 就学後から18歳までの子どもへの支援

就学後の小学校児童、中学校生徒、さらに18歳までの子どもが、心身ともに健全に育つよう、子どもが過ごす主要な場となる学校や遊び場、放課後児童クラブ等の安全・安心な環境づくりと質の向上に努めます。

また、悩みや不安を抱える子どもに対して、適切な支援や安心して過ごせる環境づくりの整備に取り組みます。

ライフステージによらず行う支援の展開

基本目標3 課題や困難を抱える子どもや家族への支援

発達を含めた子どもの障がい、いじめ、不登校、虐待、ネグレクト、ヤングケアラーなど、子ども自身が抱える悩みや不安などの心身のケアを適切にサポートする環境整備を充実していきます。

また、子どもの安全・安心な暮らしを確保するためにも関係施設や機関と連携し、保護者とその家族に寄り添ったフォローやサポートから着実な支援へつながるよう、“人対人”の関係を大事にした配慮のある対応ができる体制づくりを目指します。

貧困により、子どもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され社会から孤立することのないよう、保育所（園）等や学校、相談窓口を通じての発見から支援へつなげるため、各関係機関が連携して対応ができる体制づくりを推進します。

基本目標4 子育て当事者への支援

共働きや子育て、家族の世話などで心身に余裕がなくなっている父親や母親などの子育て当事者が、これからも安心して子育てができるよう、各種制度の活用や支援メニューの充実を図ります。

基本目標5 子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり

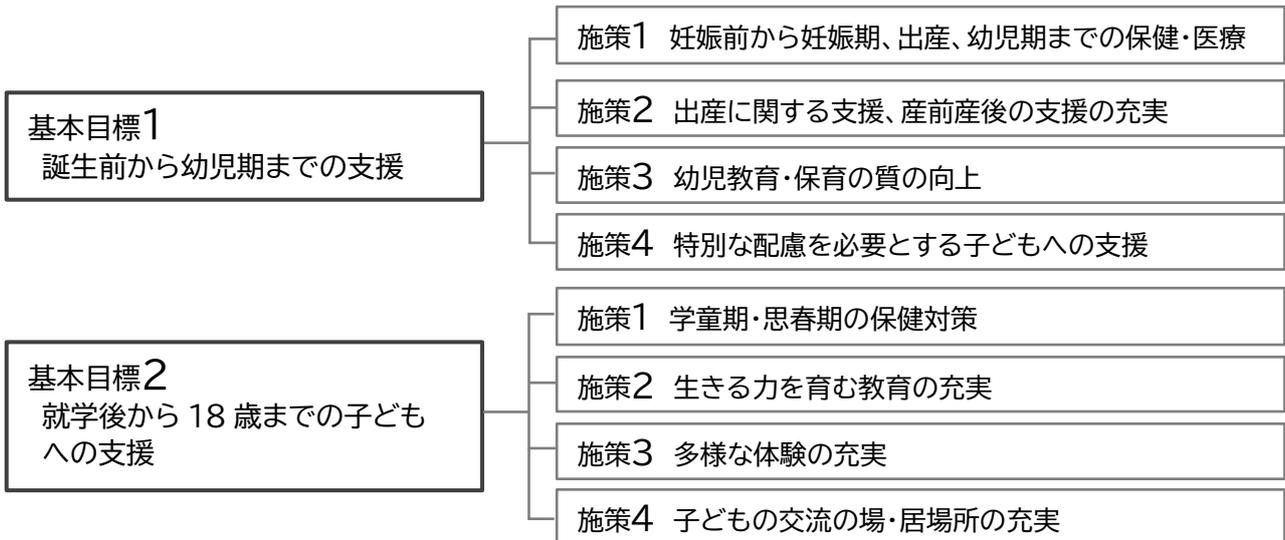
子どもが様々な体験を通じて自分らしく成長できるよう、公共の場での活躍の機会づくりを推進し、また、若者たちが積極的に社会に関わり、様々な交流の場や機会を通じて自己実現ができるよう、その機会の創出やサポートにも取り組むことで、子どもや若者、子育て世代にやさしい社会づくりを目指します。

第4節 施策の体系

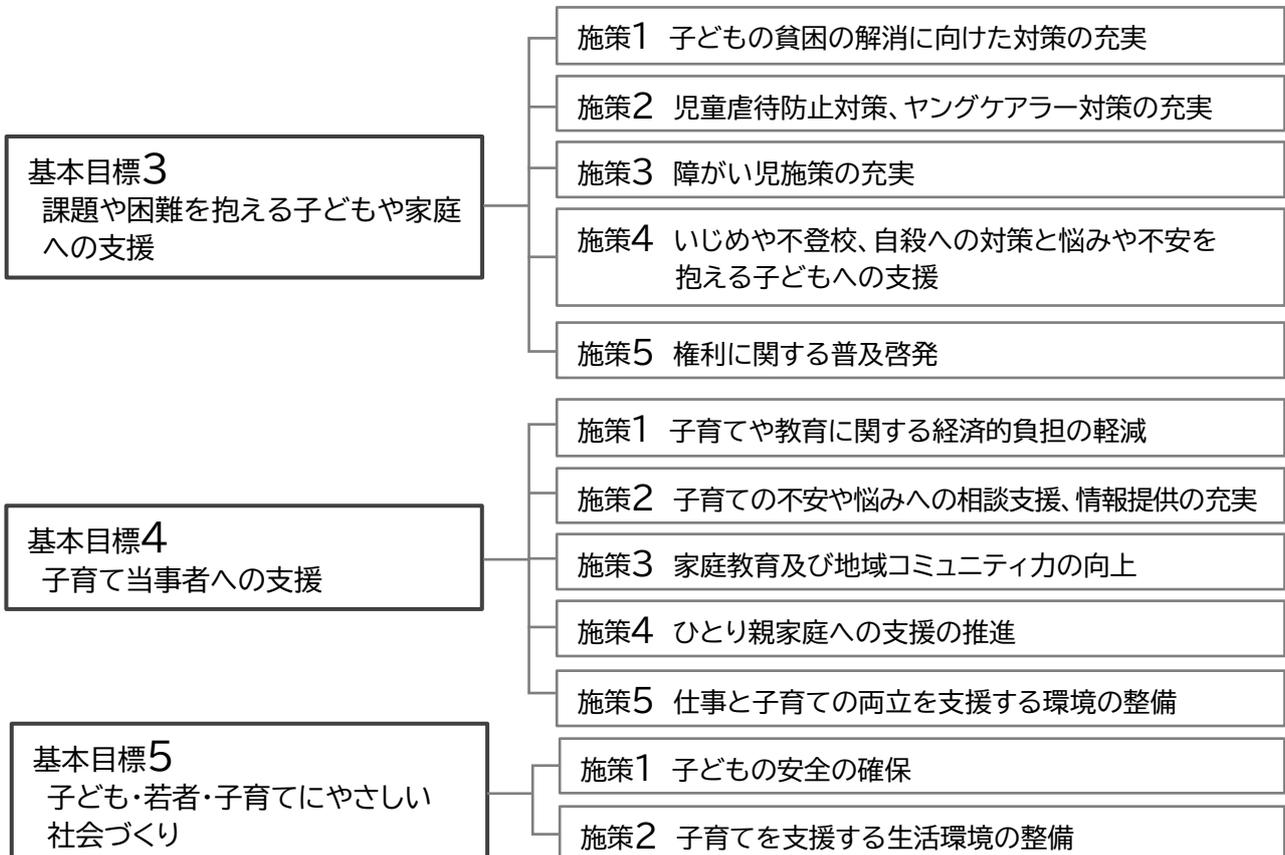
【基本理念】

こどもが輝く未来を 家族と地域とともに育む
みんなが優しいまちづくり

ライフステージごとの支援の展開



ライフステージによらず行う支援の展開



第4章 施策の展開

ライフステージごとの支援

基本目標1 誕生前から幼児期までの支援

施策1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの保健・医療

施策の 方針

- 妊娠中の母子の健康管理、指導を行うため、各種健康診査、相談対応等を行います。
- 産後の母親の健康状態や新生児から乳幼児の体調管理を行うため、新生児訪問や定期的な健康診査を行い、合わせて子育ての悩みや不安があれば話をうかがい、必要に応じて適切な支援へつなげます。

現状と 課題

- 近年、妊娠や出産をめぐる課題として、第1子の出産年齢が上昇し、妊娠・出産等に対するリスクの増加、早産・低出生体重児の増加、不妊などがあげられます。子どもを産み、育てたいという女性の気持ちを尊重し、母子の安全を確保するための各種健診が重要になりますが、経済的な負担があることからすべての家庭で徹底することは難しい状況です。
- アンケート調査結果から、理想とする子どもの人数が“3人”が最も多い割合に対して、現実的に子育てが可能と思われる子どもの人数は“2人”が最も多くなっています。また、理想の子どもの人数より現実的に子育て可能な子どもの人数が少ない理由として、子育てにかかる費用が大変なためという意見が最も多くなっています。
- このことから、出産費用のサポートなど、妊産婦の負担軽減を図る取組の充実が求められます。また、生まれてくる子どもとその母親の健康管理を行い安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊産婦及び乳幼児期の子育て家庭への保健・医療制度の周知と相談体制の強化が求められます。

関連するデータ・調査結果

- ▼問 理想とする子どもの人数と現実的に子育てが可能と思われる子どもの人数について
(子ども・子育て調査)対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 52 ページ参照

- ▼問 理想とする子どもの人数と現実的に子育てが可能と思われる子どもの人数が異なる理由について

調査結果は 52 ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
1	妊婦委託健康診査	安心して子どもを産み育てることができるように、健診費用の負担軽減を図るとともに、妊婦の健康管理を支援します。	こども家庭センター
2	産婦委託健康診査	産後健診費用の負担軽減を図るとともに、産婦の健康管理を支援します。	こども家庭センター
3	新生児聴覚委託健康診査	新生児聴覚健診費用の負担軽減を図るとともに、先天性聴覚障がいを早期に発見し、適切な療育を図ることを支援します。	こども家庭センター
4	乳児委託健康診査	乳児健診費用の負担軽減を図るとともに、乳児の健康管理を支援します。	こども家庭センター
5	乳幼児健康診査事業(1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児)	乳幼児の健康管理、疾病や虐待、障がいの早期発見、保護者の育児不安等の解消を目的として、医師、歯科医師の診察、及び専門職による保健指導、栄養指導を実施します。	こども家庭センター
6	永久歯対策事業	幼児(4歳児、年長児)と保護者を対象に、乳歯及び永久歯のう蝕罹患を予防し、生涯を通じて健康な歯と口腔内を良好な状態に保つことを目的に、正しい生活習慣とブラッシング方法を習得するための指導を行います。	こども家庭センター
7	予防接種事業	赤ちゃん訪問時に予防接種予診票綴りを交付し、予防接種法に基づき乳幼児に対し、個別に予防接種を行います。	健康増進課

施策2 出産に関する支援、産前産後の支援の充実

施策の方針

- 産後のケアから育児において必要な知識を習得する機会を提供するとともに、子育てへの悩みや不安に関する相談支援を行います。
- 子育て家庭の保護者同士が気軽に話し合い、交流ができる機会づくりの一環として、各種教室やサロンの開催を行います。

現状と課題

- 妊娠中の女性は、つわりや気分不調など様々な症状が発症し、マタニティハラスメントをはじめ、仕事や家のことに対する責任と負担に苦しむ期間が続きます。また、出産後も情緒不安定、涙もろさ、抑うつ気分、不安感等や産後うつになる女性もいます。そのため、身近な相談相手やスムーズな対処、ケアが求められますが、核家族化の進行などから一人で解決しようとしたり、誰にも頼れずにつらい思いをさせてしまっている女性がいることが示唆されます。
- このことから、産後ケアをはじめ、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うことも家庭センターの機能を充実させ、子どもと母親の心身のケアを推進していくことが求められます。

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
8	マタニティ・コンサートの実施	マタニティ（妊婦）と0歳児から小さい子どもがいる家庭を対象に、心を癒すクラシックの演奏とストレス解消のリラックス体験、映像、音楽で楽しむ絵本の読み聞かせを組合せたコンサートを実施します。	文化芸術課
9	ハローベビー教室（両親教室）	出産や子育てに対する不安を解消し、安心して出産・育児が迎えられるように、出産をひかえる両親とその家族に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及に努め、健やかな出産・育児に対する意識の啓発を図ります。	こども家庭センター
10	産後ケア事業	出産後早期から育児支援が必要な方に、安心して育児ができるよう支援します。	こども家庭センター
11	育児相談事業・4か月児相談・10か月児相談事業	乳幼児や保護者が抱えているニーズに対し、保健師、助産師、栄養士等が、個々に応じた相談や育児指導、栄養指導を行い、育児不安の解消を図るとともに、親子の交流の場を提供します。	こども家庭センター
12	コスモス教室	健康診査等で、言語の遅れや行動、社会性、親子関係等での支援が必要な親子を対象に、幼児の社会性の発達を助け、育児に関する負担の軽減を図るため、育児環境の整備や社会性の発達を促す支援、個別相談・指導を実施します。	こども家庭センター

13	子育て支援センター (子育て広場)	乳幼児（就学前児童）の親子が集い、相談や交流ができる子育て支援センターで、保育士の資格を持った専門のスタッフまたは子育て経験者と一緒にリズム遊び、歌、紙芝居、絵本の読み聞かせ等、自由に遊べる空間を提供し、季節に応じた行事を行います。	社会福祉 協議会
14	ふれあい・いきいき サロン事業 (子育てサロン)	気軽に集まる仲間づくりの場として、子育て親子同士が地域の中で孤立しないように、地域が主体となって生活をより楽しむための居場所をつくり、その輪を広げます。	社会福祉 協議会
15	在宅福祉サービス センター (子育て支援)	住民同士の自発的な参加と協力を得て、家事援助や子守り等の子育て支援を有償で提供する助け合いのサービスを実施します。	社会福祉 協議会

施策3 幼児教育・保育の質の向上

施策の方針

- 幼稚園、保育所（園）や認定こども園等でのサービスの充実を通して、子育て家庭の負担軽減を図ります。
- 家庭的保育や事業所内保育など、幼稚園、保育所（園）や認定こども園以外での保育環境の充実を図ります。

現状と課題

- 近年の少子化や核家族化などの影響により、子育て環境は昔と比べて大きく変化しています。幼児教育は、幼稚園、保育所（園）や認定こども園と家庭・地域が総合的に行うものとされていますが、現代では家庭と地域の教育力の質の低下が問題視されています。また、幼児によっては、運動能力の低下、消極的な姿勢、言語表現能力や集団との関わりの中で自己発揮する力が不十分だったり、様々な体験の不足なども見受けられることから、幼稚園、保育所（園）や認定こども園等における幼児教育・保育の質の向上への期待は高まっています。また、子どもたちの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校と保育所（園）等との連携体制を強化していくことも重要です。
- アンケート調査結果をみると、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等を利用している就学前児童は8割弱となっていますが、0～3歳が59.4%の利用状況に対して4～6歳は97.1%とほぼすべての子育て家庭が利用している状況です。
- このことから、就学前児童のうち特に教育や体づくり、多様な体験機会、コミュニケーション力などを育む時期にある4～6歳のほとんどの子どもが、日中の多くの時間を過ごす保育所（園）等の環境や取組内容から大きく影響を受けることが考えられます。一方で、教育・保育施設の質の向上には人材の確保と現場の職員の学びや経験の充実が不可欠です。教育・保育の質の向上を目指すとともに、施設的环境改善、向上も同様に重要な取組として整備が求められます。

関連するデータ・調査結果

▼問 保育所（園）、認定こども園、幼稚園などの利用状況について

（子ども・子育て調査）対象：就学前児童保護者）

調査結果は39ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
重点 事業 16	休日保育事業	多様化する就労形態に対応するため、日曜、祝日の休日の保育を実施することにより、保護者の就労を支援することで、健全な子育て環境を維持します。	こども課
17	障がい児保育事業	保育所（園）における障がい児の受入環境の整備を図り、障がい児保育を推進します。	こども課
18	家庭的保育事業	家庭的保育者（市が指定する研修を終了した保育士）により、自宅等の家庭的な雰囲気の中で行う保育です。	こども課
19	事業所内保育施設の促進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めるため、企業が仕事と子育ての両立を支援したり、地域の子どもを受け入れることにより、企業の地域貢献度アップが期待できるよう、事業所内保育施設設置を企業等に働きかけます。 現在、市内に2か所の企業主導型保育事業が開所されています。	こども課

施策4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援

施策の方針

- 乳幼児健康診査等により、子どもの発達の状況を把握し、必要に応じて医療機関等と連携して適切な支援へつなげます。
- 障がいがある児童や発達が気になる子どもに対して、保護者や家族に寄り添ったサポートを心がけ、各種支援へつなげます。
- 外国籍の子どもをはじめ、生活習慣や言語が異なる子どもとその保護者への適切なサポートを行います。

現状と課題

- 発達障がいは、社会背景や医療の発展により診断件数が増えるとともにその認知や理解も広がっており、保育所(園)等での職員の発見から医療機関を通して適切な支援へつながっています。また、小学校に進学する際に、いじめや不登校にあうなどいわゆる“二次障害”が生じることのないよう、早期発見と子どもの特性に応じた早期療育支援の対応も徐々に拡充しています。さらに、医療的ケアが必要な重度の障がいがある幼児等への施設での適切な対応も求められています。
- アンケート調査結果をみると、子育てで日頃悩んでいることや不安に感じることで、病気や発育・発達(障がいを含む)に関することは、就学前児童保護者は18.0%で、小学生保護者は15.4%となっており、就学前児童保護者のほうがわずかに高くなっています。
- このことから、乳幼児健康診査をはじめ保健師など子どもと接する機会のある専門員が子どもの発達状況を把握し、医療機関や療育支援等へ早期につなげ、子どもの発達をサポートする体制を引き続き充実させていくとともに、目に見えない子どもの発達障がいに対して、保護者や子どもと関わる関係機関、地域において正しい知識と理解を深める取組の推進が求められます。加えて、周囲のサポートが必要な重度も含めた障がいのある幼児に対して、保護者や家庭も含めて周囲の負担軽減につながる支援・サポートの検討が引き続き求められます。

関連するデータ・調査結果

- ▼子育てで日頃悩んでいることや不安に感じること
(子ども・子育て調査)対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 48 ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
20	早期発見・早期対応の強化	母子保健事業の場で早期に障がいの疑いのある子どもを発見し、専門機関と連携し、速やかに適切な支援へとつなげます。	こども家庭センター
21	連携した支援体制の強化	障がいのある、また疑いのある子どもに一貫した支援が行えるよう、保健、医療、福祉、教育部門の機関の緊密な連携のもと、支援体制の強化を図ります。特に、急増する発達障がいのある子どもに対する、支援体制の強化を図ります。	社会福祉課 健康増進課

基本目標2 就学後から18歳までの子どもへの支援

施策1 学童期・思春期の保健対策

施策の方針

- 学童期・思春期の子どもが健やかに成長できるよう、各種健康診査を通して子どもの健康管理に取り組みます。
- 学校において正しい食育や生活習慣、保健・健康に関する知識を習得する多様な学習の機会づくりを推進します。

現状と課題

- 学童期及び思春期は、身体面や精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が生涯の健康に様々な影響を及ぼすことが指摘されています。そのため、学童期及び思春期には、心身の健康の保持・増進が特に重要な役割を担っているといえます。
- このことから、家庭での生活習慣改善を促していくとともに、子どもの心身の健全な成長のために、悩みや不安を抱えている子どもを含めすべての子どもに対して学校での適切な身体活動や睡眠、食事などの健康行動の大切さの教育、指導の促進が求められます。

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
22	学校健診	児童・生徒等の健康の保持増進を図るため、毎年定期的に内科検診や歯科検診等の健康診断を実施します。	教育指導課
23	予防接種事業	予防接種法に基づき児童・生徒に対し個別に予防接種の案内の通知を送付し、個別予防接種を行います。	健康増進課
24	思春期の健康教育	第二次性徴を含む心身の成長に関する指導や性教育を推進し、自ら健康な生活を送ろうとする意識を高めます。	教育指導課
25	親子料理教室	「子どもの望ましい食習慣づくり」のため、幼稚園や保育所（園）の親子、小中学生や親を対象に、食生活改善推進員、ボランティア、学校、管理栄養士との連携で、体験調理実習や食育の講話等とおし、食の大切さの心を育み、次世代への食文化の継承を推進します。	健康増進課
26	食育講座		生涯学習課
27	栄養職員等による「食育」の推進	栄養職員等が、小・中学校等との連携により、児童・生徒、保護者等を対象に、「調理実習」や「食育の講話」等を行い、「食育」を推進します。	教育指導課

28	給食時の学校訪問 事業	給食の時間に、栄養教諭や栄養職員が各学校を回り、児童・生徒の発達段階に応じて、食に関する指導や意識の啓発を行います。	教育指導課
29	給食便りの配布	児童・生徒及び保護者に対し、食に関する意識啓発を計画的に行うため、児童・生徒を通して給食便りを配布します。	教育指導課
30	行事食の実施	七夕やひな祭り等の行事食や季節食を提供し、日本の食文化を学び、啓発・継承を図ります。	教育指導課
31	地産地消の推進	地元食材を用いた給食を提供し、地域の農業や農産物の流通の仕組み等について、理解を図ります。	教育指導課

施策2 生きる力を育む教育の充実

施策の方針

- 学校において教育の基礎となる「生きる力」を育む多様な学びの機会づくりを推進します。
- ICT教育、国際交流、福祉、道徳、キャリア教育など、時代の潮流に沿った子どもが自立して生きていける知識と教養を身に着ける教育を推進します。

現状と課題

- 文部科学省が2020年に公表した新しい学習指導要領で定義する「生きる力」は「知・徳・体のバランスのとれた力」を示します。また、「生きる力」を身に付けるための3つの柱として「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をあげています。
- 「生きる力」を育む必要がある背景には、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す「知識基盤社会」の時代の到来があります。知識基盤社会においては「課題を見いだし解決する力」、「知識・技能の更新のための生涯にわたる学習」、「他者や社会、自然や環境とともに生きること」などの変化に対応するための能力が求められます。また、その中には多様な学びの機会の充実も重要な取組として求められます。

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
32	小中学校TT教師の配置	算数や数学等、個人差が大きくなる教科の指導を複数の教員であたれるよう、教職員の加配措置をします。	教育指導課
33	ICT教育	インターネット情報の活用、コンピュータを活用した表現能力の開発等、コンピュータを活用した教育を推進するとともに、情報モラルに関する指導を行います。	教育指導課
34	外国語指導助手(ALT)の活用	中学校における外国語教育、小学校における外国語科もしくは外国語教育、外国語活動の充実を図るため、小中学校にALTを配置し、教員と協力して指導できる体制を整えます。	教育指導課
35	個に応じた学習の推進	児童・生徒の学習への興味・関心を喚起し、一人学びやグループ等集団での学習を通して、基礎的・基本的な知識・技能の定着と、思考力、判断力、表現力等の育成を図ります。 また、ICTを活用するなど、様々な学習形態を取り入れたりすることで、個別最適な学習や協働的な学習を展開します。	教育指導課

36	教員の質の向上	児童・生徒の生きる力を育み、保護者や地域の信頼に応えられる教職員を校内研修及び市の研修会の実施を通して育成します。	教育指導課
37	学校運営協議会の推進	保護者や地域住民の代表を学校運営協議会委員として任命し、学校の運営とそのために必要な支援について協議し、地域とともにある学校づくりを推進します。	教育指導課
38	学校評価の実施	教育活動の実施状況について、学校が自己評価を実施し、改善策を立て実践するとともに、その評価結果と改善策等を保護者や学校関係者に示しながら、教育活動の充実を図ります。	教育指導課
39	姉妹・友好都市との交流	姉妹都市や友好都市との交流活動を行い、青少年にホームステイ、各種体験を通し、多言語や異文化にふれることで、国際的な人材の育成を促進します。	市民協働課
40	「国際交流ひろば」の開催	市民と市内外国人が互いの国の歴史や文化、生活習慣についての交流する場として「国際交流ひろば」を開催し、多文化共生への理解を促進します。	市民協働課
41	ふくしの出前講座	市内の学校に対して福祉体験事業、出前講師の派遣を行い、次世代の地域福祉を担う新たな人材、リーダーを育成します。	社会福祉協議会
42	道徳教育の推進	学校の教育活動全般を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等の道徳性を養い、豊かな心を育む教育を推進します。	教育指導課
43	情報モラル教育の推進	情報社会に主体的に参画する態度を育むため、家庭におけるルールづくりを含め、発達段階に応じた情報モラル教育の充実を図ります。	教育指導課
44	キャリア教育の充実	子どもが「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に伴い直面するであろう様々な課題に、柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるよう、保護者等の協力を得ながら、各学校段階で指導していきます。	教育指導課
45	体験学習の推進	自然体験・職業体験・福祉体験等、直接自然や人とふれあうことを通して、実感を伴ったより深い学びを実現するとともに、自らの生き方について考える学習を推進します。	教育指導課
46	職場見学・職業体験学習	キャリア教育の一環として、夏季休業中に、中学1年生を対象に職場見学を、中学2年生を対象に職場体験学習を実施し、働くことの意義や魅力について学ぶ機会を設けます。	教育指導課
47	ライフデザインセミナーの開催	中学2年生を対象に、就職、結婚、出産等、自身のライフプランを早い段階から考える機会を提供します。	魅力発信課

48	学校における 男女共同参画教育の 推進	家庭内での男女の役割や協力のあり方について考え、学ぶ機会を作ります。	教育指導課
----	---------------------------	------------------------------------	-------

施策3 多様な体験の充実

施策の方針

- 農業や自然体験、ボランティアなど、社会や自然にふれる体験活動を通じて、子どもの視野や考え方、積極的な社会との関わりを広げる機会づくりを推進します。
- 芸術、文化、音楽など様々な価値観や多様性を学ぶ機会を多く取り入れ、子どもの将来の可能性や創造性、感性を育む体験を充実します。

現状と課題

- 文部科学省が2020年に公表した新しい学習指導要領では、AI技術が高度に発達する Society5.0 時代にこそ、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性について示されています。また、子どもの体験活動が、子どもの興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じて行われることで、子ども同士や多様な他者との「協働的な学び」の充実につながるとしています。
- こども家庭庁の資料「多様な体験活動の機会づくりと参加促進について」では、子どもの体験活動の現状と課題として、『昔の子どもに比べて、今の子どもは体力も運動能力も低い状況で、自由にのびのびと遊べる場所や環境も少ない。公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に参加経験のある子どもの割合も少なく、その理由として「子どもが関心を示さない」だけではなく、保護者が「時間的負担が大きい」と感じていたり、「団体や行事があることを知らない」ことがあげられる。』と分析しています。また、経済的な理由から、“体験格差”が生じていることもあげられていますが、やはり一番の要因は、保護者が多忙で子どもを体験活動に参加させられない状況が多いのではと推測されます。
- このことから、学校や地域での取組を通して、家庭での体験活動の不足を補う機会の充実を図り、子どもに多様な体験の機会からより多くを学ぶ機会へとつなげていく積極的な取組が今後も求められます。

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
49	農業体験学習	小中学校の学習活動の中で、水稻、野菜の栽培等の農業体験の機会を設け、自然とふれあい、収穫の喜びを味わう農業体験学習を行います。	教育指導課
50	自然体験学習	小学5年生を対象に、他校の同学年児童との交流や、自然体験活動を実施します。	教育指導課
51	ふれあい体験学習 (チャレンジ教室)	子どもが様々な福祉体験をして、地域福祉や障がい者、ボランティアについて理解を深め、思いやりの心を育みます。	社会福祉協議会
52	ボラ・チャレ	中学生以上を対象に、ボランティアに関する講話、実習を通じて、ボランティアについての理解を深めます。	社会福祉協議会

53	学校アクティビティ事業の実施	子どもが身近に芸術文化にふれ、関心を持ってもらうように、プロのアーティストが学校等に向き、クラス単位で演奏会を実施します。	文化芸術課
54	学校芸術鑑賞事業の実施	子どもに本物の芸術を鑑賞する機会を提供し、芸術文化にふれることで感受性豊かな潤いのある心を育てるとともに、劇場マナーの習得等実社会で必要とされる力の育成を図ります。	文化芸術課
55	演劇、コンサートの開催	子どもの芸術・文化活動の促進のため、身近に芸術とふれる機会を創出します。	文化芸術課
56	自主文化事業の実施	四季文化館（みの〜れ）、小川文化センター（アピオス）において、自主文化事業を実施し、市民が気軽に芸術文化にふれることができ、誰もが主体的に文化活動に参加できる機会を提供します。	文化芸術課
57	ギャラリー展の開催	四季文化館（みの〜れ）、小川文化センター（アピオス）において、市民の出展によるギャラリー展を開催し、子どもの芸術・文化活動の振興、充実に努めます。	文化芸術課
58	創作グループの育成	演劇、和太鼓、楽団等、子どもによる自主的な創作グループを育成します。また、サポート体制を充実させるなど、文化活動へ参加するきっかけづくりや、参加しやすい環境を整えることにより、芸術や文化活動を担う人材や団体を育成することで、文化芸術の推進とこれらの活動を核とした「地域力」の向上を図ります。	文化芸術課
59	市民文化祭の振興	本市の市民文化活動の一大イベントである「市民文化祭」に、より多くの子どもの参加を促し、活動の振興を図ります。 また、展示発表するだけでなく、誰もが気軽に舞台芸術にふれあうことを通して、芸術文化活動のより一層の活性化を促進します。	文化芸術課

施策4 子どもの交流の場・居場所の充実

施策の 方針

- スポーツを通じて、子どもの交流の機会を増やすとともに、チームや組織的な活動の中から、子どもが仲間や友達をつくることで社会性や信頼関係を構築する機会につなげます。
- 子どもの“居場所づくり”の観点から、放課後児童クラブの充実を図るとともに、小学生から中学生、高校生相当の子どもも含めて、子ども同士や多様な人との交流ができるスペースづくりを検討します。

現状と 課題

- 女性の社会進出の促進や共働き家庭の増加、核家族化の進行などにより、就学後の子どもの放課後の居場所のあり方が変わってきています。家庭教育、養育の時間の確保が難しい中、子どもだけで行けて、安全に過ごせる場所や、子ども同士や多世代で話したり遊んだりできる施設があること、また、習い事や塾などに通っていない子どもも放課後の時間を活用して学習機会や多様な体験機会が得られることなどへのニーズが高まっています。
- 小美玉市のデータをみると、放課後児童クラブの利用者数は増加しています。学年別に利用割合をみると低学年（小学1～3年生）の半数以上が利用しており、高学年（小学4～6年生）も小学4年生は利用割合が増えています。
- 子どもの居場所について、子どもが利用しやすい既存の施設の役割や機能を時代の潮流に沿ったものに検討していくことが求められます。

関連するデータ・調査結果

▼放課後児童クラブ利用者数の推移（統計データ）

統計データは 30～31 ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
60	課外クラブ活動の充実	課外クラブ活動において、指導者となり得るボランティア団体の活動拠点となる施設を提供・支援し、指導者の育成と活動内容の充実を図ります。指導ボランティアを確保し、特色ある課外クラブの設置を図ります。	生涯学習課
61	中学生部活動	中学生に部活動の機会と場を提供し、放課後及び休日の活動を通して、心身の健康な発達と技術の向上、異年齢との交流を図ります。	教育指導課
62	四季の広場遊具設置事業【新規】	四季の広場において、乳幼児や障がい児が最大限に自立し、楽しく遊びに参加できる環境を充実させ、すべての子どもに公平な居場所づくりを実現します。	健康増進課
63	スポーツ少年団事業	スポーツ少年団加盟団体による各種大会を開催し、子どものスポーツをとおした仲間づくりや、社会性の育成を図ります。	スポーツ推進課
64	スポーツ推進委員の育成	各種スポーツ活動を担う指導者の養成と質の向上を図るために、リーダー養成講習会への参加を促進します。	スポーツ推進課
65	スポーツ少年団指導者の育成	「JSPO 公認スタートコーチ（ジュニア・ユース）」の養成を行い、スポーツ少年団指導者の確保と質の向上を図ります。	
66	「子ども会」の育成・支援	「子ども会」を育成支援し、子どもの地域活動への参加を促進します。	生涯学習課
67	「子ども会育成会連合会」活動の推進（学区交流会・指導者養成講習会）	単位子ども会育成会と連携し、子ども会の活動活性化のため、「子ども会育成連合会」活動を推進します。学区交流会、指導者養成講習会、各種イベントの参加を進めます。	生涯学習課

基本目標3 課題や困難を抱える子どもや家庭への支援

施策1 子どもの貧困の解消に向けた対策

施策の方針

- 子どもの貧困の解消に向けた、家族に対する経済的支援や生活安定に向けた取組と、各種制度の周知徹底に向けた取組を推進します。
- 子どもがいかなる環境においても学びの機会が損なわれることのないよう、また、将来の選択肢が狭まることのないよう、学習機会の充実にに向けた取組を推進します。

現状と課題

- 厚生労働省が公表した「2022（令和4）年国民生活基礎調査」では、子どもの貧困状況を表す指標の一つである“子どもの相対的貧困率”が11.5%で約9人に1人の子どもが相対的貧困状況にあるとしました。子どもの相対的貧困率は、2012（平成24）年の16.3%（約6人に1人）をピークに減少傾向で推移しています。その背景には、共働き家庭が増え、世帯収入が増加したことが要因の一つと考えられています。しかし、ひとり親家庭の収入は変わることがないため、ひとり親家庭の約半数は依然として貧困状況にあります。また、日本の子どもの貧困は、家がない、明日食べるものがないなどの“絶対的貧困”ではなく、周囲の子どもが得られていること（習い事や進学、様々な体験の機会など）が与えられていない“相対的貧困”に重点がおかれています。地域格差や経済的格差による子どもへの不自由が生じない社会づくりが求められています。
- アンケート調査結果をみると、A層（低所得層）では就学前児童保護者の4割弱、小学生保護者の約6割が「配偶者はいない」と回答しており、いわゆる“ひとり親家庭”です。また、A層はB層（低所得層以外）と比べて「家計が厳しい」ことに悩んでいる割合が高く、近所付き合いでは「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」の割合が高く、子育てについて「不安または負担を感じる」の割合も「配偶者はいない」層で高くなっています。
- このことから、低所得層の家庭への経済的支援等を進め生活基盤を安定させていくサポートに取り組んでいくとともに、第三者機関を中心とした、身近で寄り添う相談ができる相談支援体制を確保するなど、保護者が安心して相談できるサポートの充実が求められます。また、そうした家庭の子どもが何かしら心身のケアを必要としていないかなど、日頃子どもが多く時間を過ごす保育所（園）等や小学校、中学校などでは早期発見と適切な対応に努めるとともに、他機関連携による家庭と福祉をつなげる体制づくりが重要となります。

関連するデータ・調査結果

▼配偶者の有無について(子ども・子育て調査)対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 53 ページ参照

▼子育て以外での悩みや不安について(子ども・子育て調査)対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 55 ページ参照

▼ご近所の人々とのお付き合いについて(子ども・子育て調査)対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 56 ページ参照

▼子育てで感じることについて(子ども・子育て調査)対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 56 ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
重点事業 68	生活困窮者の子どもに対する学習支援事業	低所得者等世帯の小学校や中学生を対象とした学習支援事業を実施します。勉強だけに限らず、生活や学校での悩みなどの相談も受け付けます。	社会福祉課
69	【追加検討】 自立相談支援事業	生活保護の受給には至らないが、経済的に困窮している方に対し、相談支援員と一緒に課題を整理しながらプランを立て、自立に向けたサポートを実施します。	社会福祉課
70	住居確保給付金の 給付	離職等によって住居を失った方または、失う恐れの高い方に対し、一定期間家賃相当額を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。	社会福祉課
71	就労準備支援事業	「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に対して、就労に向けた基礎能力の習得や就労体験などの支援を行います。	社会福祉課
重点事業 72	家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出します。 また、滞納の解消や各種給付金制度の利用に向けた支援、債務整理に関する支援なども行います。	社会福祉課

施策2 児童虐待防止対策、ヤングケアラー対策の充実

施策の方針

- 児童虐待がなくなる社会を目指して、その基本的な知識と理解の周知を徹底するとともに、相談しやすい窓口や専門機関の整備と適切な支援につなげる体制づくりを推進します。
- ヤングケアラーの実態を把握するとともに、ヤングケアラーについての知識と理解の周知を徹底します。

現状と課題

- 全国の児童相談所及び市町村で受ける児童虐待に関する相談件数はどちらも増加傾向で推移しています。しかし、相談件数の増加が、即虐待事案の増加とはいえ、この相談件数の増加傾向は、児童虐待への理解が促進したことや、相談窓口が身近になったことでの結果とも考えられます。また、近年の傾向を虐待の種類別の割合でみると、身体的虐待やネグレクトから心理的虐待へと移行しており、2020年度でその割合は全体の半数以上を占めています。主な心理的虐待は、家庭内の夫婦げんかやDV行為を子どもの前で行う「面前DV」が大勢となっています。
- 家族にケアを要する人がいる場合に、おとなが担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことを“ヤングケアラー”といいます。昨今、子どもを取り巻く課題の中で注目されており、子どもも保護者（家族）も自覚がないまま年数を重ねてしまっている場合があり、そのまま孤独にケアを続けてしまう場合や社会参画の機会が遅れてしまうことが社会問題となっています。
- 施設等調査結果（アンケート調査）をみると、虐待やネグレクトへの対応や相談が増えたと感じる割合は25.0%で、虐待を含めた困りごとを抱えている子どもとその保護者（家族）への対応及び支援で心がけていることとして、『子どもとその保護者（家族）との信頼関係構築に努めた』、『丁寧に話を聞くことを心がけた』といった回答が多くありました。
- このことから、子どもが虐待の被害を受けることのないよう、また、気づかれぬままヤングケアラーとなってしまうまいよう、おとなや保護者に対して虐待及びヤングケアラーについての理解を深める情報発信や周知を強化することが重要です。さらに、親子の状態を実際に確認、把握できる各種健診の機会や保育所（園）等、学校、その他の施設での早期発見と親身な対応による信頼関係の構築、加えて悩みや不安などを適切な専門機関や制度へ迅速につなげる連携体制の充実などが求められます。

関連するデータ・調査結果

▼虐待、ネグレクトの近年の対応や相談傾向について（施設等調査）対象：事業者

調査結果は63ページ参照

▼虐待、ネグレクトを含めた困りごとを抱えている子どもや保護者（家族）への対応や支援で心がけていることについて（施設等調査）対象：事業者

調査結果は64ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
重点 事業 73	要保護児童対策地域協議会の充実	代表者会議や実務者会議及び個別ケース検討会議を開催し、要保護児童の早期発見及び早期対応による適切な保護並びに関係機関の円滑な連携、協力の確保を図ります。	こども家庭センター
74	母子保健事業の活用	子どもの健やかな成長・育児環境を守るために、母子保健事業の場で早期に虐待予備軍を発見し、専門機関と連携し、速やかに適切な支援へとつなげます。	こども家庭センター
75	児童虐待防止法の周知	保護者や地域住民に、学校だよりやホームページ等の様々な機会を活用して、児童虐待防止法についてお知らせし、学校と関係機関が連携して子どもへの虐待を防ぎます。	教育指導課
76	訪問指導及び支援	食事、医療、生活環境等について、不適切な養育状態の家庭に対し、定期的に支援や見守りを行い、関係機関と連携して、適切な児童の養育環境の維持・改善、及び家庭の養育力の向上を目指し、指導、助言等の支援を行います。	こども家庭センター
77	在宅支援の充実	児童虐待の疑われる事案について、学校・関係機関が連携して状況を把握するとともに、チームで対策を検討する等、状況の改善に向けた取組を進めます。	教育指導課 こども家庭センター
78	ヤングケアラー相談支援	自分自身がヤングケアラーであると自覚していない、あるいは周囲に相談できない子ども自身や、相談できる人がいなくて子育てに悩んでいる保護者の方に対して、ヤングケアラーの相談支援を行います。	教育指導課 こども家庭センター

施策3 障がい児施策の充実

施策の方針

- 進学後も児童・生徒の中で、発達の遅れや障がいの有無などを学校で注意深く意識し、早期の発見に心がけ迅速な対応につなげます。
- 発達で気になる児童・生徒や障がいのある場合も、適切な教育や学習の機会が得られる環境づくりを推進します。

現状と課題

- 文部科学省が公表した学校基本調査結果では、特別支援学校等の児童・生徒は増加傾向で推移しています。また、特別支援学級の児童・生徒数も増加傾向にあり、近年は自閉症・情緒障がいが大きく増加しています。加えて、兄弟姉妹に重い病気や障がいのある子どもを意味するいわゆる“きょうだい児”への支援も重要です。きょうだい児は、おかれた環境から様々な経験をする機会がない、将来への選択肢の幅が狭まる、悩みを相談しづらいなどの独自の問題が生じやすいことがわかっています。障がい児施策を推進する上で、きょうだい児へのサポートも視野に入れた取組の検討が求められます。
- 施設等調査では、小美玉市の発達・障がいのある子どもとその保護者（家族）への対応や支援は75.0%が増えたと回答しています。
- このことから、学校における発達障がいを含む障がいのある児童・生徒への個々の特性に応じた学習や指導が十分に提供できる環境づくりと、早期発見と対応につなげる学校と専門機関等との連携体制の強化がますます求められるところですが、教員の過度な負担とならない仕組みづくりが重要です。スクール・カウンセラーや支援員の配置、教員の障がいへの理解の促進につながる機会の充実、適切な接し方や工夫などの知識を得る機会も必要です。さらに、障がいのある子どもだけではなく、その家族へのサポートも重要なことから、地域や専門機関との連携によるサポート体制の整備など、学校だけではなくまち全体で取り組む姿勢も、今後さらに求められるところです。

関連するデータ・調査結果

▼発達・障がいの近年の対応や相談傾向について(施設等調査)対象:事業者)

調査結果は62ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
79	障がい児教育の充実	児童・生徒の障がいの程度に応じた、きめ細かな支援を行い、将来、社会的に自立できるようにします。就学前の相談の充実、小中学校の連携によりスムーズな就学の接続等、就学支援の充実を図ります。	教育指導課
80	LD、ADHD 自閉症等への対応	児童・生徒の障がいの程度に応じた、きめ細かな支援を行い、将来、社会的に自立できるようにします。就学前の就学相談を充実します。	教育指導課
81	自立支援給付事業	障害者総合支援法に基づく自立支援給付のうち、障がい児が利用できる短期入所（ショートステイ）や居宅介護（ホームヘルプ）などの障がい福祉サービスを提供し、障がい児の健全育成と地域生活を支援します。	社会福祉課
82	障がい児通所支援事業	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う通所サービスを提供します。また、学校等に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に行う通所サービスを提供します。	社会福祉課
83	障がい児日常生活用具給付	在宅で生活する重度の心身障がい児の日常生活を容易にするため、必要に応じて日常生活用具を給付します。	社会福祉課
84	障がい児補装具費給付	障がい児の日常生活の能率を向上し、将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長するため、身体機能を補完・代替する補装具費の給付を行います。	社会福祉課
85	軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴の児童に対し、健全な言語、社会性の発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	社会福祉課
86	障がい児福祉手当	障がい児福祉手当、特別児童扶養手当等を支給し、障がい児とその家庭への経済的支援の充実を図ります。	社会福祉課
87	在宅心身障がい児福祉手当		
88	特別児童扶養手当		
89	重度心身障がい児への医療費助成	重度心身障がい児が健康保険で病院等にかかった場合、自己負担分の費用を公費で助成します。	医療保険課

重点 事業 90	連携による相談・ 指導体制の充実	保健、福祉、医療、教育部門が連携し、障がい児とその保護者への相談・指導体制の充実を図ります。	社会福祉課
91	障がい者手帳の交付	障がい児に対して一貫した指導・相談を行い、また各種の援護措置を受けやすくするために、障がい者手帳を交付します。	社会福祉課
92	福祉団体の活動の 活性化	障がい児を持つ家庭の社会参加と交流を促進するために、関係福祉団体を支援し、活動の活性化を図ります。	社会福祉課
93	日中一時事業 (障がい児学童クラブ)	学校の下校後等、家族が仕事や体調不良等で看ることができない障がいのある児童を預かり、見守ります。	社会福祉 協議会

施策4 いじめや不登校、自殺への対策と悩みや不安を抱える子どもへの支援

施策の方針

- いじめや不登校、自殺など、児童・生徒が抱える悩みや不安に対して、気軽に相談できる身近な人材や専門機関の確保を推進し、子どもが心身ともに健康に成長できるようサポート体制の充実を図ります。

現状と課題

○文部科学省が公表した児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果では、全国のいじめの認知件数はおおむね増加傾向で推移しており、特に小学校の件数の激増が認知件数を増やしている大きな要因となっています。その背景には、いじめに対する認識の変化や現場の体制が強化されたことも考えられ、一概にこれまでであったいじめをする側とされる側が急増しているわけではないと示唆されます。一方、不登校も増加の傾向で推移していますが、これは実際に学校へ通えない子どもが増えているという実状で、全国的に深刻な問題となっています。また、児童・生徒の自殺件数も年々増加の傾向で推移しており、2022年の自殺件数は1980年以降最多となっています。自殺の理由は直接的なこと・間接的なことと多岐にわたりますが、自殺対策にあたって、児童・生徒が抱える悩みや不安、困りごとを相談できる相手や体制が確保されていることが重要であることは間違いありません。

○このことから、子どもが日中多くの時間を過ごす学校において、まずは最も信頼関係が築きやすい学級担任の教員が児童・生徒一人ひとりに対して親身に接し、小さなことにも気づき、改善・解消に向けた教育・指導や相談対応を行うことが重要です。そのためには、教員一人ひとりの時間と心の余裕を確保する仕組みづくりも重要になります。次に、様々な相談先を設けることも相談しやすい体制づくりとして必要な観点であるため、スクール・カウンセラー等の配置など専門員、専門機関をはじめ地域住民との連携体制の整備も求められます。

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
重点事業 94	思春期相談	進路や友人関係、家族関係等、様々な悩み直面する中学生に対し、一人一台端末を活用した校内オンライン相談窓口を市内すべての学校で開設し、児童・生徒にとって相談しやすい機会を提供しているほか、各種相談しやすい場所と機会を提供することで、心の安定を保ちます。	教育指導課
95	教育支援センター	不登校等児童・生徒を受け入れ、家庭や学校・関係機関と連絡を取り合いながら、生徒に自信を持たせるとともに、学習面での支援を行い、学校復帰をめざします。また、不登校等児童・生徒及び保護者との相談活動を行います。	教育指導課

96	スクール・ カウンセラー	友人関係や進路、家族関係等、様々な悩みを持つ小・中学生やその保護者を対象に、臨床心理士等の資格を有するスクール・カウンセラーが相談活動を行い、悩みや不安の解消を図るとともに、安定した学校生活を送ることができるようにします。	教育指導課
----	-----------------	---	-------

施策5 権利に関する普及啓発

施策の 方針

- 様々な個性やおかれた環境にかかわらず、すべての子どもが最善の利益を得られるよう「子どもの権利条約」に掲げられている内容を基に、学校教育、家庭教育において理解の促進を図ります。

現状と 課題

- こども基本法にも取り入れられている「子どもの権利条約」は、“差別の禁止”、“子どもの最善の利益”、“生命、生存及び発達に対する権利”、“子どもの意見の尊重”の4つの原則を中核にしています。
- このことから、発達障がい、いじめ、差別、虐待、生活困窮、自殺など、子どもが不利益を被ることのないよう、また、子どもを取り巻く問題の解消につながるよう、子どもの権利を全市民が理解し、尊重していくことが求められます。また、“すべての子ども”には、外国籍の子どもや在日外国人の子どもも含まれ、こうした子どもが、普段の生活や学校教育の中で差別や不自由を受けないよう適切な対応や配慮、サポートをしていくことも求められます。

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
97	人権教育	家庭、学校における人権教育を推進します。	社会福祉課 教育指導課
98	人権啓発活動の実施	「人権教室」の開催、啓発冊子の配布、いじめや児童虐待をテーマとした啓発動画の配信など、「こどもの人権を守ろう」の啓発活動を実施します。	社会福祉課 教育指導課

基本目標4 子育て当事者への支援

施策1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

施策の方針

- 子育てや教育が子育て家庭に経済的負担として大きくのしかかることのないよう、各種制度の周知や利用しやすいアプローチに努め、すべての子育て家庭が充実した子育てや教育ができる環境づくりを推進します。

現状と課題

- 国では、これまで幼児教育・保育の無償化や子どもの医療費助成など、子育てや教育に関する経済的負担の軽減措置を実施してきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰などの家計を圧迫する事象が続き、経済的な側面から安心して子育てができている家庭は決して多くはないと考えられます。国は今後も「こども未来戦略」の加速化プランで新たに盛り込んだ「子ども・子育て支援金制度」を基に出産・子育て応援給付金や児童手当の抜本的拡充、出生後休業支援給付金の創設（育児休業給付金と合わせて受給すると給付率が80%（手取りで10割相当）となる）など、各種新制度を設けていく予定です。
- アンケート調査結果をみると、子育てで日頃悩んでいることや不安に感じていることについて、就学前児童保護者と小学生保護者ともに、子育てや教育にかかる出費についてが上位にあがり、半数以上を占めています。
- このことから、引き続き国や県の定める各種制度を周知し、その活用方法や相談支援等のアナウンスを推進し、子育て家庭の経済的負担の軽減につなげていくことが重要となります。

関連するデータ・調査結果

- ▼子育てで日頃悩んでいることや不安に感じることについて
(子ども・子育て調査)対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 48 ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
99	児童手当の支給	子育てにかかる費用の一部を児童手当として支給することにより、子どもと暮らし、子どもを養い、守り育てる方の生活を安定させ、生活の質が高まるよう支援します。	こども課
100	乳児から高校3年生(相当)までの医療費助成(マル福・マル特)	乳児から高校3年生(相当)までの子どもが健康保険で病院等にかかった場合、自己負担分の費用の一部を公費で助成します。	医療保険課
101	乳児から高校3年生(相当)までの医療費助成(無償化)【新規】	乳児から高校3年生(相当)までの子どもが健康保険で病院等にかかった場合、自己負担分(保険適用分)の費用の全部を公費で助成します。	医療保険課
102	出産育児一時金の支給	国民健康保険に加入している方に対し、出産したときに出産育児一時金の支給を行います。	医療保険課
103	不妊治療費助成事業	特定不妊治療に要する費用の一部を補助することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭センター
104	出産祝金の支給	子どもが生まれた家庭に出産祝金を支給することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども課
105	子ども・子育て支援に関する医療費助成制度の周知	市の広報紙やホームページを通して、子ども・子育て支援に関する医療費助成制度の周知を図ります。	医療保険課

施策2 子育ての不安や悩みへの相談支援、情報提供の充実

施策の方針

- 子育て家庭や保護者が、一人または家族だけで悩みや不安を抱え込むことのないよう、地域での身近な相談機関の整備に努めます。
- 各種制度やサービスの情報が、必要な人や家庭に確実に届くよう、多様な情報発信手段を確保し整備します。

現状と課題

- インターネットの普及により、スマートフォンやパソコンなどで様々な情報が取得できるようになった一方で、対面での相談や情報の取得の機会が減り、インターネット上の情報の精査に苦心し、かえって子育てに関する悩みや不安を抱え込んでしまっている保護者がいることが示唆されます。
- アンケート調査結果をみると、父母ともに子育て（教育を含む）を主に行っている割合は増加傾向にあり、子育ての役割や考え方が変化していることがうかがえます。一方で、子育て（教育を含む）について気軽に相談できる先では、就学前児童保護者と小学生保護者ともに、配偶者や友人・知人、親族などが多く、公的機関では保育所（園）等や小学校の先生以外は1割未満と相談先の選択肢の少なさが見受けられます。
- このことから、子育て家庭や保護者が不安や悩みを抱え込むことのないよう、また、限られた身近な相談者へ悩みを打ち明けることができなくなってしまった場合でも、寄り添ってくれる相談先が地域にあるよう、相談体制の整備が求められます。また、インターネットの普及により、様々な情報にアクセスしやすい環境が整っていることから、各種制度のわかりやすい周知方法の工夫が求められます。しかし、対面での相談や情報発信は、安心感や信頼関係の構築にもつながることから、引き続き窓口の充実を図るなど、多方面からの情報発信手段の維持が必要であると考えます。

関連するデータ・調査結果

▼子育て(教育を含む)を主に行っている方について(子ども・子育て調査)対象:就学前児童保護者)

調査結果は 45 ページ参照

▼子育て(教育を含む)で気軽に相談できる先について

(子ども・子育て調査)対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 51 ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
重点 事業 106	子育て広場	保育所（園）等施設に通所していない子どもや保護者の交流の場を提供し、遊びやふれあいを通じて、児童の健全な育成と保護者の子育てに対する不安等の解消を図ります。	こども課
107	子育て支援サービスの情報提供・周知	様々な子育て支援サービスの利用を促進するため、関係機関の窓口や広報紙、ホームページ、子育てサイト及び子育てアプリで情報の提供・周知を図ります。	こども課
108	「子育てガイドブック」の活用	「子育てガイドブック」を作成し、電子データとして市ホームページや子育てアプリ等で普及を図っていきます。	こども課
109	広報紙、パンフレットによる情報の提供	子育てに関する正しい知識の普及を図るために、広報紙やパンフレットの配布等により、年代別や季節に応じた健康づくりに関する適切な情報を提供します。	こども家庭センター
110	養育支援訪問指導事業の推進	養育支援が必要と判断された家庭に対し、保健や福祉機関、その他関係機関が連携し、情報交換や子どもの安全の確保、適切な養育環境整備の支援方針を検討し、支援体制を構築します。	こども家庭センター

施策3 家庭教育及び地域コミュニティ力の向上

施策の 方針

- 忙しい子育て家庭と地域コミュニティをつなぎ、地域が一体となってみんな子育てができるまちとなるよう、地域における交流や学びの機会づくりを推進します。

現状と 課題

- 地域コミュニティの希薄化が問題視されて久しく、その後も核家族化は進行し、共働き家庭が増え、昼間の時間帯を地域で過ごす若者や子育て世代、現役世代はますます減り、共助として重要である地域コミュニティの創出・持続が困難な状況です。同様に、昔のように子どもを家庭と地域が一緒になって育てたり、学ぶ機会が提供されることも少なくなり、両親ともに働いていて忙しい状況では、地域と家庭との関わる接点もなくなり、地域コミュニティの創出・持続はさらに難しくなっています。
- アンケート調査結果をみると、小美玉市の子育て環境や支援への満足度と地域との付き合いの状況には、ある程度の関係性があることがうかがえ、地域の人々と親しい関係がある家庭ほど満足度が高い傾向が見受けられます。その結果だけを見て判断することはできませんが、地域コミュニティの充実が子育て環境の充実につながる部分もあるのではないかと考えられます。
- このことから、現在の子育て家庭の事情や状況を把握した上で、家庭や地域の教育力向上につながることも含め、地域コミュニティの向上に向けた機会づくりを創出する各種取組の推進が求められます。

関連するデータ・調査結果

- ▼小美玉市の子育て環境や支援への満足度について、及び地域とのお付き合い別クロス集計(子ども・子育て調査)対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 58～59 ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
111	園庭開放	地域の子育て家庭に保育所（園）の園庭を開放し、通園していない子どもや親同士の交流の場を創出します。	こども課
112	まちづくり組織への支援	次世代を担う子どもを育成するため、小美玉市まちづくり組織条例に基づき、市民活動の育成及び活動団体への各種支援を行い、地域で支えるネットワークづくりの確立に努めます。	市民協働課
113	社会体育事業の推進	スポーツやレクリエーションの様々なイベントを開催し地域住民の交流を促進させ、地域の連帯感の醸成を図ります。	スポーツ推進課
114	子どもゆめ基金事業の周知	国立青少年教育振興機構の「子どもゆめ基金」助成事業を周知し、民間団体が行う子ども体験活動をサポートします。	生涯学習課
115	家庭教育学級の推進	講話や親子のふれあいを通じて、家庭における子どもの教育のあり方について考え、学習する家庭教育学級を開催します。	生涯学習課
116	家庭教育ブックの配付	新1年生の保護者に対し、子育てやしつけについて分かりやすく解説した「家庭教育ブック」を配付し、就学時検診や入学時説明会において研修会を実施します。	生涯学習課
117	教育相談	幼児期の子どもへの関わり方や、就学前の子どもの発達に関する悩み等、子育てに関する様々な相談に応える場や機会を設けます。	教育指導課

施策4 ひとり親家庭への支援の推進

施策の 方針

- 母子家庭、父子家庭などのいわゆる“ひとり親家庭”が経済的困窮や地域で孤立することがないように、各種制度の周知徹底や身近な相談支援機関の設置に向けた取組を推進します。

現状と 課題

- 厚生労働省が公表した「全国ひとり親世帯等調査」の各年結果では、直近10年間の母子世帯、父子世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の数は、微減傾向で推移しています。また、母子世帯、父子世帯ともに平均収入は増加傾向で推移していますが、令和4（2022）年に公表した同調査結果（令和3（2021）年度）では母子世帯が236万円、父子世帯は496万円で、母子世帯は一般世帯の平均収入545万円（令和3（2021）年）の半分以下となっています。また、「2022（令和4）年 国民生活基礎調査」によると、ひとり親世帯の貧困率は44.5%と半数近くを占めており、依然として生活が困窮している、または困窮する可能性が高い状況にあることがうかがえます。
- 小美玉市のデータをみると、直近の10年では18歳未満の子どもがいる世帯のうち、母子世帯、父子世帯の割合は1割程度となっており、世帯数そのものは減少しています。
- アンケート調査結果をみると、A層（低所得層）では就学前児童保護者の4割弱が、小学生保護者の約6割が「配偶者はいない」と回答しており、いわゆる“ひとり親家庭”です。【再掲】
- このことから、ひとり親家庭は依然として厳しい経済的状況が続いているとともに、今は生活的困窮状態ではなくても、例えば、保護者自身の体調不良や子育て事情、各種ウイルス感染症等の拡大など、社会情勢の変化や様々な要因により困窮状況に陥ってしまう可能性が高い不安定な状況にあることがうかがえます。そのため、ひとり親に対する各種制度、支援の整備を進めるとともに、その周知の徹底と、ひとり親家庭が相談しやすい体制の整備・工夫が求められます。

関連するデータ・調査結果

▼18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯の推移（統計データ）

統計データは17ページ参照

▼配偶者の有無について(子ども・子育て調査)対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は53ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
118	ひとり親家庭への医療費助成	ひとり親家庭の親、または子どもが健康保険で病院等にかかった場合、自己負担分の費用の一部を公費で助成します。	医療保険課
119	ひとり親家庭への就労情報の提供	ハローワーク石岡と連携し、合同で当事者との面談を実施する等、家庭状況に応じた就労情報の提供に努め、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。	こども家庭センター
120	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活支援のため、児童扶養手当を支給します。	こども課
121	母子・父子福祉資金	20歳未満の子どものいるひとり親家庭に対し、その経済的自立や子どもの福祉を図るため、修学資金や就学支度金等各種資金の貸付けを行います。	こども家庭センター
122	母子寡婦福祉会の活動推進	母子家庭等がお互いに親睦を深めるため、母子寡婦福祉会の活動を推進します。	こども家庭センター

施策5 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

施策の方針

- 子育て家庭が、子育てにより希望する仕事ができない、または仕事により子育てが十分に行えないなどの状況に陥らないよう、子育て支援の充実に向けて取り組んでいくとともに、民間企業への制度の周知等、子育てしやすい就労環境整備の充実に図ります。

現状と課題

- 総務省が公表した「労働力調査」では、「雇用者の共働き世帯」は増加傾向にある一方、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」は減少傾向となっており、共働き家庭が増加傾向にある状況です。また、育児休業取得率は女性で8割台、男性も低水準ですが上昇傾向（令和3（2021）年度は13.97%）となっており、女性の出産後継続就業率も5割台で年々増加しています。
- 小美玉市のデータをみると、働く女性は増加傾向にあり、特に妊娠・出産の適齢期にあたる20歳代後半から30歳代は大きく増加しています。
- アンケート調査結果をみると、育児休業の取得率は十分ではありませんが、母親・父親ともに増加傾向となっています。一方、子育て以外で日頃悩んでいることや不安に感じていることについて、就学前児童保護者では“仕事や自分のやりたいことができない”と回答している割合が高く、仕事と子育ての両立はまだ十分ではないことがうかがえます。
- このことから、共働き家庭は今後も同程度か、それ以上に増えていくことも想定し、仕事と子育ての両立支援のさらなる強化が求められます。民間企業と子育て家庭へは子育て支援制度の周知と理解を広げていくとともに、安心して子どもを預けられる環境の整備を引き続き推進していく必要があります。

関連するデータ・調査結果

▼女性の労働力率の推移（統計データ）

統計データは22ページ参照

▼育児休業や短時間勤務制度の利用について（子ども・子育て調査）対象：就学前児童保護者）

調査結果は37ページ参照

▼子育て以外で日頃悩んでいることや不安に感じていることについて

（子ども・子育て調査）対象：就学前児童保護者）

調査結果は49ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
123	「おやじの会」活動の育成・支援	子どもとともに地域活動を行う「おやじの会」の活動を育成・支援し、父親の育児及び地域活動への参加を促進します。	生涯学習課
124	「くるみん認定」制度等の普及	民間企業において、男性の育児休業等の取得や女性の継続就業が認定基準を満たした場合、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」を受けられる制度の普及を図ります。	商工観光課
125	出産、子育て後の再就職の支援	出産・育児を機に離職した女性が再就職できるように、茨城県等が実施する研修会、相談会等の情報提供を行います。	商工観光課
126	労働に関する情報の提供	茨城県、21世紀職業財団の作成した再就職に関する研修会、相談会の開催、関係法令の周知のためのパンフレット、チラシの配布等を行い、労働に関する情報提供を行います。	商工観光課
127	親が参加しやすい学校行事の推進	より多くの保護者が参加できるよう学校行事を工夫し、学校に対する理解を深める機会の拡大を図ります。	教育指導課

基本目標5 子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり

施策1 子どもの安全の確保

施策の方針

- 子どもが安全に安心して、登降園や登下校ができるよう道路を整備し、事故や事件等への注意喚起や未然防止、さらに大規模な自然災害への備えなど、日頃からできることに取り組むまちづくりを推進します。
- 子どもが事件や事故に巻き込まれることのないよう、他機関との連携による防犯対策を推進します。

現状と課題

- 近年全国で発生しているバス内や車内の置き去り事故や、登下校中の車等との衝突事故など、道路交通上の不幸な事故をなくしていくための注意喚起が求められています。また、児童買春や児童ポルノの製造等、児童に性的な被害を与える犯罪行為の撲滅、さらに全国各地で発生している大規模な自然災害への備えも重要な取組です。
- このことから、不幸な事故を未然に防ぐためにも、道路や歩道等の計画的な整備、交通安全に向けた基本的な知識やルールの周知徹底、地域住民との協働による安全確保など、子どもの命を守るために日頃からの取組を強化していく必要があります。また、子どもが犯罪被害にあわないための多機関連携や、大規模災害時にも安全の確保を図るため、日頃から広域連携の一環として各施設での危機管理の研修や訓練の徹底が求められます。

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
128	交通安全施設の設置	子どもや親子が安心して歩くことができるように、照明灯やカーブミラー等の交通安全施設の整備を推進します。	道路維持課
129	防犯関係機関との連携強化	警察と関係機関、地域組織とを結ぶ防犯ネットワークの整備を図ります。	防災管理課
130	自主防犯組織への支援	自主防犯組織に対し、青色防犯パトロール講習会の実施や青色防犯パトロール車の無償貸与を行い、パトロールを支援することで、地域の防犯意識の高揚を図ります。	防災管理課
131	自主防犯活動の推進	子どもの登下校の時間に合わせてボランティア団体によるパトロール及び見守り活動を行うことで地域の防犯意識の高揚を図ります。	防災管理課
132	防犯灯の設置	子どもの登下校時等の安全を守るため、薄暗い場所や防犯上危険な箇所等に防犯灯を設置します。	防災管理課

133	防犯連絡協議会による支援	地域組織や警察等関係機関が一体となった防犯体制の充実を図り、地域における自主的な防犯活動を行います。	防災管理課
134	交通安全教室の開催	学校等を対象に、警察官、茨城県の交通安全教育講師により、交通安全、交通指導の交通安全教室を開催します。 児童の年齢に合わせて、講話、腹話術、実技指導等多彩な方法で交通ルールを指導します。	防災管理課
135	通学路点検の実施	子どもの通学路の安全対策に万全を期するために、関係機関の協力のもと、通学路安全点検調査を行います。	教育指導課
136	登下校時の見守り活動	子どもが、登下校時に交通事故にあわないように、街頭指導及び交通安全教室等を開催し、安全な登下校を図ります。	防災管理課
137	有害図書対策 (自動販売機設置の監視活動)	青少年相談員の巡回パトロールにより、有害図書自動販売機設置の監視活動を推進します。	生涯学習課
138	社会環境浄化一斉活動の推進	関係機関・団体と連携・協力をしながら、青少年への悪影響が懸念される有害環境の浄化活動や、地域の清掃等を実施します。	生涯学習課
139	社会を明るくする運動	街頭キャンペーンによる、青少年の非行防止の広報活動を展開します。	社会福祉課
140	学校警察連絡協議会活動の推進	学校や警察及び関係団体が、児童・生徒の問題行動等の情報を共有するとともに、協力して青少年の健全育成を進めます。	教育指導課
141	「青少年を育てる小美玉市民の会」活動の推進	行政と連携し、また働きかけを行い、市民が一体となって、次代を担う青少年の健全な育成を図ります。青少年育成の善行表彰、「ファミリークッキング」、「子ども議会」の開催等活動を推進します。	生涯学習課

施策2 子育てを支援する生活環境の整備

施策の方針

- 子育て家庭が日常的に利用している道路や歩道、交通手段、公園、医療機関などの利便性と安全性の向上に向けた取組を計画的に推進します。

現状と課題

- 子育てしやすいまちの環境として、主に公園や公共施設の利便性、整備状況、通園路や通学路の整備状況、交通手段の整備状況、災害時の安全性、医療機関をはじめ日用品や食料が購入できる施設が身近にあるか、などがあげられます。こうしたまち全体で取り組むべき生活環境の整備事業は、まちの財政管理を踏まえた上で計画的に検討、調整し段階的に実施していくものです。
- アンケート調査結果をみると、子育て支援の充実を図ってほしいことについて、就学前児童保護者と小学生保護者ともに「小児科や内科など、医療機関の近所への増設」が最も多くなっています。次いで、就学前児童保護者では「カフェやファミリーレストランなど、子どももいられる休憩所の充実」が多く、小学生保護者では「学習塾など、学習サポートを行うサービスの充実」が多くなっています。
- このことから、医療機関の整備に対して高いニーズがあることがうかがえ、引き続き医療機関の誘致等が求められます。また、就学前児童の保護者は、子どもと過ごせる居場所を求めていることもうかがえることから、公園の整備をはじめ、屋内施設等も含め親子の居場所づくりについて検討していく必要があります。

関連するデータ・調査結果

- ▼子育て環境の充実に向けて望むこと(子ども・子育て調査)対象: 就学前児童保護者、小学生保護者
調査結果は 57 ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
142	子どもの遊び場の管理体制の強化	子どもの安全な遊び場の確保のため、地域住民と協働して、管理体制の強化を進めます。	都市整備課
143	公園の遊具点検の実施	市管理公園の安全確保のため、定期的な遊具点検を行います。	都市整備課
144	学校体育施設の開放	学校体育施設を開放し、子どもが集い、遊ぶことができる環境づくりを図ります。市民の利用要望に応え、管理体制等の改善を図ります。	スポーツ推進課
145	小児救急医療体制の充実	休日・夜間の救急医療体制の充実を図り、さらに近隣市医療機関による初期救急医療体制、広域医療機関と連携した二次、三次救急医療体制の充実を図ります。	健康増進課

第5章 量の見込みと確保の方策

第1節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく本市の教育・保育の提供区域は、第1期及び第2期計画に引き続き、第3期計画においても、教育・保育の提供を市全体とし、地域子ども・子育て支援事業計画においては「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」のみ小学校区の提供とし、その他の事業は市全体での提供とします。

これは、保護者や子どもが質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案したものです。

■事業一覧

取組		区域
教育・保育	特定教育・保育施設	幼稚園、保育所(園)、認定こども園
	特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業 【妊婦等包括相談支援事業】	②地域子育て支援拠点事業
	③妊婦健康診査	④乳児家庭全戸訪問事業
	⑤養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	
	⑥子育て世帯訪問支援事業	⑦児童育成支援拠点事業
	⑧親子関係形成支援事業	⑨子育て短期支援事業
	⑩子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	⑪一時預かり事業 (幼稚園型、幼稚園型以外)
	⑫延長保育事業(時間外保育事業)	⑬病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)
	⑭放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	
	⑮産後ケア事業	⑯乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)
	⑰実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑱多様な事業者の参入促進・能力活用事業		
		市全体
		小学校区
		市全体

第2節 量の見込みの基本的な考え方と市の将来人口の推計

1 量の見込みの基本的な考え方

量の見込みとは、子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の利用人数の見込みのことを意味します。

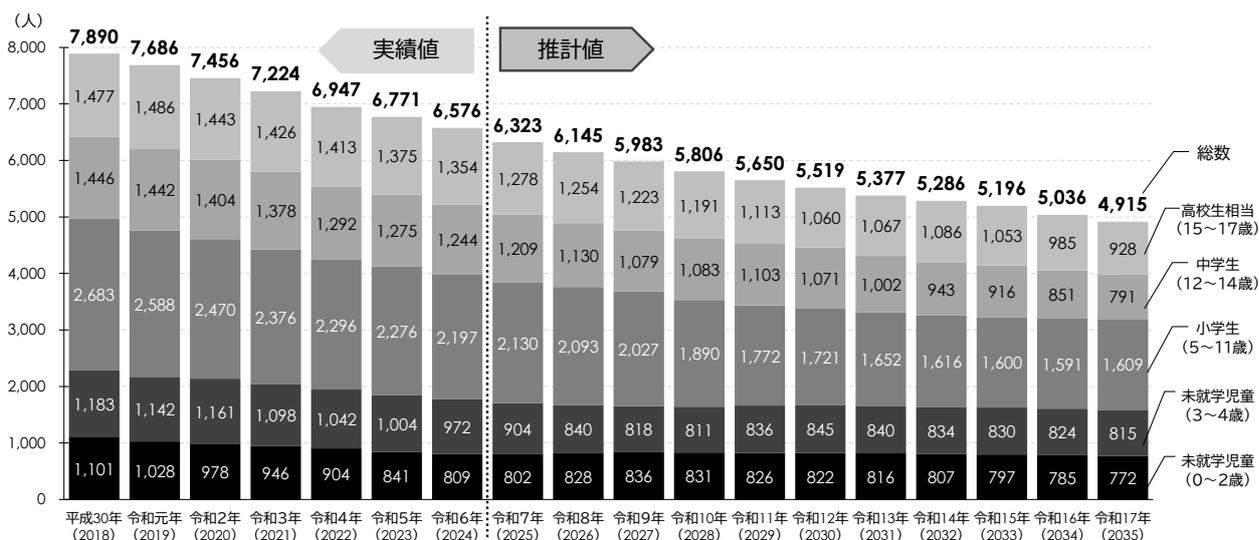
量の見込みの算出方法は、基本的に市の将来人口の推計による各年齢の子どもの数に対して、おおよそ過去5年間の認定区分の対象となった子どもの人数（実績値）や各種事業の利用者数（実績値）から算出した割合の傾向を把握した上で、今後5年間の認定区分対象者数及び各種事業利用者数の変化の方向を検討しながら設定しました。

2 市の将来人口の推計(住民基本台帳によるコーホート変化率法に基づく推計)

市の将来人口の推計は、既存の市の人口推計結果を踏まえつつ、本計画が年齢別の子どもの人数を年度ごとに必要とする特性を考慮し、改めて1歳階級別コーホート変化率法による将来人口推計を算出しました。

なお、13ページに掲載している人口推計は、国勢調査の統計データベースによる社人研推計のため、本推計とは異なる算出方法、算出結果となっています。この推計は、中長期的スパンに適している推計であり、対してコーホート変化率法に基づく本推計は、近い将来の状況を把握することに適している推計であるため、量の見込みの算出においては、本推計を採用しています。

■小美玉市の1歳階級別の0～17歳の子どもの将来人口推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）に基づくコーホート変化率法による将来人口推計

第3節 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

国が示す基本指針等に沿って、教育・保育提供区域の、計画期間における「教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めることとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等による確保の内容及び実施時期を「確保の方策」として設定します。

その他、保育の質の向上を図る上で、安定的な保育士の確保と質の向上が喫緊の課題となっています。

今後の保育ニーズの状況等により、国や県の制度も活用し、施設の整備や保育士確保策と質の向上を検討していきます。

■認定区分

認定区分	対象年齢	利用先	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分)	・専業主婦(夫)家庭 ・共働きであるが幼稚園利用の家庭
2号認定	3～5歳	・保育所(園) ・認定こども園(保育所(園)部分)	・共働き家庭
3号認定	0～2歳	・保育所(園) ・認定こども園(保育所(園)部分) ・特定地域型保育事業	

■施設(事業)の類型

施設(事業)の類型	利用先
特定教育・保育施設 (施設型給付)	・幼稚園 ・保育所(園) ・認定こども園
特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	・小規模保育(定員:6～19人) ・家庭的保育(定員:5人以下) ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育(事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る)
確認を受けない幼稚園	・施設型給付を受けるための確認を、市から受けない幼稚園 (私学助成の幼稚園)

1 1号認定（3～5歳児で幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)を利用)

世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、必要な3～5歳児教育・保育利用定員の確保を図ります。

■量の見込みと確保の方策

	実績値				見込値	計画値					
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (利用者数)	345人	297人	241人	234人	211人	182人	156人	141人	129人	124人	
確保の方策 (定員数)	特定教育・ 保育施設※	554人	554人	485人	485人	420人	405人	405人	405人	405人	405人
	確認を受け ない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	特定地域型 保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	預かり保育	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	広域利用	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(確保の方策) - (量の見込み)	209人	257人	244人	251人	209人	223人	249人	264人	276人	281人	

※特定教育・保育施設は、幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

2 2号認定（3～5歳児で保育所(園)、認定こども園(保育所(園)部分)を利用)

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、必要な3～5歳児保育利用定員の確保を図ります。

■量の見込みと確保の方策

	実績値				見込値	計画値					
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (利用者数)	717人	752人	703人	721人	673人	645人	617人	619人	632人	672人	
確保の方策 (定員数)	特定教育・ 保育施設※	684人	684人	708人	708人	708人	708人	708人	708人	708人	708人
	認可外 保育施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	広域利用	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(確保の方策) - (量の見込み)	▲33人	▲68人	5人	▲13人	35人	63人	91人	89人	76人	36人	

※特定教育・保育施設は、保育所（園）、認定こども園（保育所（園）部分）

3 3号認定（0～2歳児で保育所(園)、認定こども園(保育所(園)部分)、特定地域型保育事業を利用)

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、必要な0～2歳児保育利用定員の確保及び特定地域型保育事業の推進を図っていきます。

■量の見込みと確保の方策

0歳児保育		実績値				見込値 (2024)	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (利用者数)		81人	90人	97人	79人	93人	99人	102人	105人	107人	110人
確保の方策 (定員数)	特定教育・ 保育施設※1	99人	99人	99人	99人	106人	98人	98人	98人	98人	98人
	認可外 保育施設※2	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	特定地域型 保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	8人	8人	8人	8人	8人
	企業主導型保育 施設の地域枠	0人	0人	0人	0人	0人	3人	3人	3人	3人	3人
	広域利用	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
(確保の方策) - (量の見込み)		18人	9人	2人	20人	13人	10人	7人	4人	2人	0人

1歳児保育		実績値				見込値 (2024)	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (利用者数)		158人	160人	148人	173人	156人	169人	191人	187人	191人	196人
確保の方策 (定員数)	特定教育・ 保育施設※1	182人	182人	181人	181人	189人	179人	179人	179人	179人	179人
	認可外 保育施設※2	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	特定地域型 保育事業	0人	0人	0人	0人	10人	10人	10人	10人	10人	10人
	企業主導型保育 施設の地域枠	0人	0人	0人	0人	3人	3人	3人	3人	3人	3人
	広域利用	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	4人
(確保の方策) - (量の見込み)		24人	22人	33人	8人	33人	23人	1人	5人	1人	0人

2歳児保育		実績値				見込値 (2024)	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (利用者数)		198人	194人	214人	189人	210人	193人	211人	226人	222人	237人
確保の方策 (定員数)	特定教育・ 保育施設※1	207人	207人	203人	203人	212人	201人	201人	201人	201人	201人
	認可外 保育施設※2	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	特定地域型 保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	11人	11人	11人	11人	11人
	企業主導型保育 施設の地域枠	0人	0人	0人	0人	0人	3人	3人	3人	3人	3人
	広域利用	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	11人	7人	22人
(確保の方策) - (量の見込み)		9人	13人	▲11人	14人	2人	22人	4人	0人	0人	0人

※1 特定教育・保育施設は、保育所(園)、認定こども園(保育所(園)部分)

※2 企業主導型保育施設は除く

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び

確保の方策

国が示す基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めることとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに確保の内容及び実施時期を「確保の方策」として設定します。

1 利用者支援事業 対象:子どもの保護者(主に就学前児童保護者)

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	地域子育て 相談機関	0か所	0か所								
	特定型	0か所	0か所								
	こども家庭 センター型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の方策	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	地域子育て 相談機関	0か所	0か所								
	特定型	0か所	0か所								
	こども家庭 センター型	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
(確保の方策) - (量の見込み)		0か所	0か所								

■量の見込みと確保の方策【妊婦等包括相談支援事業】

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	利用者数× 利用回数	/	/	/	/	/	840 人回(延)	840 人回(延)	840 人回(延)	840 人回(延)	840 人回(延)
確保の方策	利用者数× 利用回数	/	/	/	/	/	840 人回(延)	840 人回(延)	840 人回(延)	840 人回(延)	840 人回(延)
(確保の方策) - (量の見込み)		/	/	/	/	/	0 人回(延)	0 人回(延)	0 人回(延)	0 人回(延)	0 人回(延)

2 地域子育て支援拠点事業 対象:乳幼児とその保護者

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用者数	11,520 人回	9,072 人回	10,296 人回	5,092 人回	10,000 人回	12,000 人回	12,000 人回	12,000 人回	12,000 人回	12,000 人回
確保の方策	利用者数	11,520 人回	9,072 人回	10,296 人回	5,092 人回	10,000 人回	12,000 人回	12,000 人回	12,000 人回	12,000 人回	12,000 人回
	施設数	9 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
(確保の方策) - (量の見込み)		0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

3 妊婦健康診査 対象:すべての妊婦

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用者数× 利用回数	283 人回	312 人回	306 人回	399 人回	315 人回	400 人回	400 人回	400 人回	400 人回	400 人回
確保の方策	利用者数× 利用回数	283 人回	312 人回	306 人回	399 人回	315 人回	400 人回	400 人回	400 人回	400 人回	400 人回
(確保の方策) - (量の見込み)		0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

4 乳児家庭全戸訪問事業 対象:生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用者数	273人	294人	257人	255人	250人	274人	274人	272人	270人	268人
確保の方策	利用者数	273人	294人	257人	255人	250人	274人	274人	272人	270人	268人
	(確保の方策) - (量の見込み)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

5 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

(1)養育支援訪問事業 対象:養育支援が特に必要な家庭(妊産婦も含む)

特に養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用者数	18人	8人	15人	9人	15人	20人	20人	20人	20人	20人
確保の方策	利用者数	18人	8人	15人	9人	15人	20人	20人	20人	20人	20人
	(確保の方策) - (量の見込み)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 要保護児童等に対する支援に資する事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

■ 量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	対策会議 開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
確保の方策	対策会議 開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回

6 子育て世帯訪問支援事業 対象:0～17歳児

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。

7 児童育成支援拠点事業 対象:6～17歳児

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

8 親子関係形成支援事業 対象:0～17歳児

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

9 子育て短期支援事業 対象:0～17歳児

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業）です。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用者数	53人日	0人日	8人日	47人日	40人日	55人日	55人日	55人日	55人日	55人日
確保の方策	利用者数	53人日	0人日	8人日	47人日	40人日	55人日	55人日	55人日	55人日	55人日
	施設数	8か所	0か所	1か所	4か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
(確保の方策) - (量の見込み)		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

10 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

対象:乳幼児～小学生等

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。今後もサービス提供体制の整備に努めます。

11 一時預かり事業

(1) 一時預かり事業(幼稚園型) 対象:3~5歳児

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所(園)、地域子育て支援拠点、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用者数× 利用日数	184 人日	312 人日	260 人日	384 人日	396 人日	390 人日	377 人日	378 人日	382 人日	398 人日
確保の方策	利用者数× 利用日数	184 人日	312 人日	260 人日	384 人日	396 人日	400 人日	400 人日	400 人日	400 人日	400 人日
	施設数	6 か所	3 か所	3 か所	3 か所	2 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
(確保の方策) - (量の見込み)		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	10 人日	23 人日	22 人日	18 人日	2 人日

(2) 一時預かり事業(幼稚園型以外) 対象:0~5歳児

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間保育所(園)において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用者数× 利用日数	2,803 人日	2,732 人日	2,601 人日	2,196 人日	2,803 人日	2,836 人日	2,870 人日	2,904 人日	2,938 人日	2,973 人日
確保の方策	利用者数× 利用日数	2,803 人日	2,732 人日	2,601 人日	2,196 人日	2,803 人日	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日
	一時預かり事業 ※1	2,803 人日	2,732 人日	2,601 人日	2,196 人日	2,803 人日	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日
	子育て援助活動 支援事業※2	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	子育て短期支援事業 ※3	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
確保の方策	施設数	6 か所	8 か所	7 か所	5 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
	一時預かり事業 ※1	6 か所	8 か所	7 か所	5 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
	子育て短期支援事業 ※3	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
(確保の方策) - (量の見込み)		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	164 人日	130 人日	96 人日	62 人日	27 人日

※1 在園児対象型を除く ※2 病児・緊急対応強化型事業を除く ※3 トワイライトステイ

12 延長保育事業(時間外保育事業) 対象:0~5歳児

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、延長して保育を実施する事業です。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用者数	375人	271人	341人	417人	475人	485人	509人	541人	576人	624人
確保の方策	利用者数	375人	271人	341人	417人	475人	485人	509人	541人	576人	624人
	施設数	10か所	10か所	9か所	10か所	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
(確保の方策) - (量の見込み)		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

13 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

対象:0～5歳児

病児について、病院・保育所（園）等に専用スペース等を設け、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	利用者数× 利用日数	433 人日	909 人日	738 人日	1,121 人日	738 人日	773人 日	785人 日	812人 日	839 人日	887 人日
確保の方策	利用者数× 利用日数	433 人日	909 人日	738 人日	1,121 人日	738 人日	900人 日	900人 日	900人 日	900人 日	900人 日
	病児・病後児対応型	114 人日	115 人日	157 人日	186 人日	157 人日	190 人日	190 人日	190 人日	190 人日	190 人日
	体調不良児対応型	319 人日	794 人日	581 人日	935 人日	581 人日	710 人日	710 人日	710 人日	710 人日	710 人日
	非施設型（訪問型）	0人日	0人日								
	送迎対応	0人日	0人日								
	ファミリー・サポ- ト・センター事業※	0人日	0人日								
確保の方策	施設数	7か所	7か所	6か所	6か所						
	病児・病後児対応型	2か所	2か所								
	体調不良児対応型	5か所	5か所	4か所	4か所						
	非施設型（訪問型）	0か所	0か所								
(確保の方策) - (量の見込み)		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	127人日	115人日	88人日	61人日	13人日

※ 病児・緊急対応強化事業

14 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 対象:小学1～6年生

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、就労等により昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に、放課後等の時間帯に保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら「生活の場」を提供し、「遊び」及び「学習」を通して子どもの健全育成を図る事業です。

放課後子供教室は、放課後健全育成事業との連携を図りながら、小学校の余裕教室や校庭等を利用し、地域住民（コミュニティ）やボランティア等の協力により、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動を行う事業です。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用人数	722人	707人	721人	685人	724人	725人	731人	737人	743人	749人
	1年生	166人	180人	237人	168人	181人	181人	182人	183人	184人	185人
	2年生	160人	165人	171人	210人	166人	166人	167人	168人	169人	170人
	3年生	152人	133人	136人	132人	178人	178人	179人	180人	181人	182人
	4年生	121人	103人	78人	95人	109人	110人	111人	112人	113人	114人
	5年生	79人	88人	57人	47人	62人	62人	63人	64人	65人	66人
	6年生	44人	38人	42人	33人	28人	28人	29人	30人	31人	32人
確保の方策	利用人数	722人	707人	721人	685人	724人	725人	731人	737人	743人	749人
	1年生	166人	180人	237人	168人	181人	181人	182人	183人	184人	185人
	2年生	160人	165人	171人	210人	166人	166人	167人	168人	169人	170人
	3年生	152人	133人	136人	132人	178人	178人	179人	180人	181人	182人
	4年生	121人	103人	78人	95人	109人	110人	111人	112人	113人	114人
	5年生	79人	88人	57人	47人	62人	62人	63人	64人	65人	66人
	6年生	44人	38人	42人	33人	28人	28人	29人	30人	31人	32人
(確保の方策) - (量の見込み)		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

15 産後ケア事業 対象:産後母子

産後の母子に対し、助産師等の専門職が心身のケア、授乳や相談等の育児支援を行う事業。委託助産院等で行う「宿泊（ショートステイ）型、通所（デイケア）型、訪問型により希望により計7日間利用可能な事業です。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用者数	/	/	/	/	/	20人	20人	20人	20人	20人
確保の方策	利用者数	/	/	/	/	/	20人	20人	20人	20人	20人
	(確保の方策) - (量の見込み)	/	/	/	/	/	0人	0人	0人	0人	0人

16 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 対象年齢:0歳6か月～2歳

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用者数	/	/	/	/	/	0人	20人	20人	19人	17人
確保の方策	利用者数	/	/	/	/	/	0人	20人	20人	19人	17人
	(確保の方策) - (量の見込み)	/	/	/	/	/	0人	0人	0人	0人	0人

17 実費徴収に係る補足給付を行う事業

私立幼稚園に通う子どもの保護者の世帯収入の状況等を勘案し、保護者が支払うべき実費徴収のうち、給食（副食材料費分に限る。）の提供や日用品・文房具等に要する費用を助成する事業です。

18 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

第5節 その他の基本的な取組

1 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

1 世帯当たり人員の減少や保護者の就労形態の変化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。また、子どもの人口は減少が続いていますが、幼児期の教育・保育に対するニーズは多様化しています。

幼稚園、認定こども園などにおける一時的な預かりなど、多様なニーズに対応できる体制の確保が求められるため、引き続き、幼稚園、保育所（園）、認定こども園による教育・保育の提供体制について、総合的な充実を図る必要があります。

幼児期の教育・保育は、生涯の人格形成の基礎を培うために極めて重要であり、各施設がこれまで培ってきた知識・技能をいかしながら、子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供していきます。

また、幼稚園、保育所（園）、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、幼稚園、保育所（園）、認定こども園と小学校との連携・交流を推進するため、連携・交流事例に関する情報提供や、連携を図るための環境づくりを進めていきます。

2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元（2019）年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

本市における子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しながら、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

第6章 計画の推進体制と進捗管理

第1節 計画の推進体制

各施策・事業の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組む必要があります。

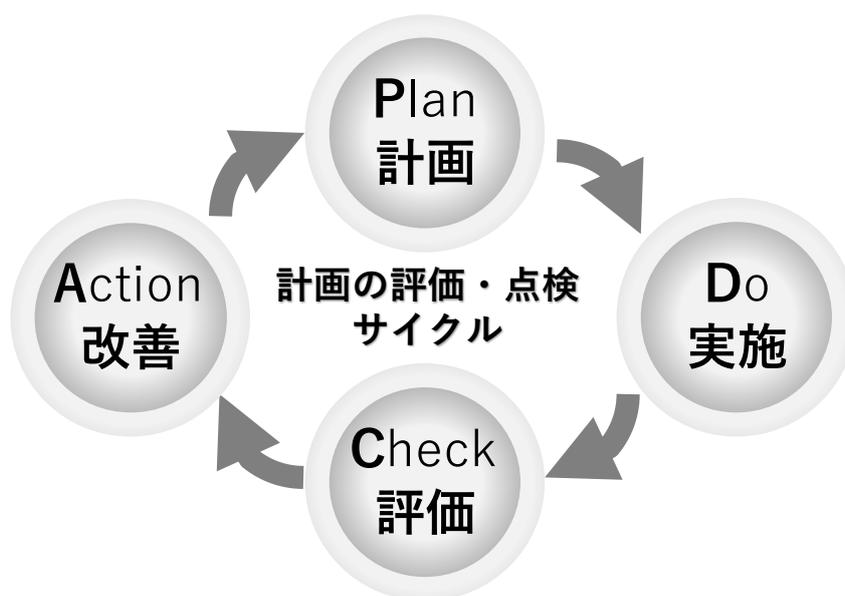
また、社会・地域・家庭での支え合いの観点から、教育・保育関係者、子どもの保護者、学識経験者等から構成される「小美玉市子ども・子育て会議」が中心的役割を担いながら、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体、行政がともに協力して計画の推進に取り組めます。

第2節 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、定期的に点検・評価することが重要です。そのため、計画策定後も適切に進行管理を行うにあたり、計画を立案し（Plan）、実施する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）を構築します

また、計画の進捗状況について、「小美玉市子ども・子育て会議」において、毎年度の計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主人公である「子どもの声」や「子育て家庭の声」を中心に、多くの市民の声が生かせるよう意見の収集に努め、本計画の評価、改善を継続的に進めます。

■PDCA サイクルによる計画の推進イメージ



資料編

資料 1 小美玉市子ども・子育て会議条例

○小美玉市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 24 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、小美玉市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項

(2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)及びこども基本法(令和 4 年法律第 77 号)、その他の子どもに関する法律による施策に関する事項

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子どもの保護者

(4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 会議は、第2条各号に掲げる事項を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年小美玉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成27年条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小美玉市次世代育成支援地域協議会設置条例の廃止)

2 小美玉市次世代育成支援地域協議会設置条例(平成18年小美玉市条例第101号)は、廃止する。

(小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年小美玉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和2年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料2 小美玉市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同 敬称略)

■令和5(2023)年委員

	氏名	所属	備考
1	鶴町 みち子	学識経験を有する者	
2	村田 春樹		
3	白井 律子		
4	戸田 見良	子ども・子育て事業に従事する者	
5	森川 道成		
6	成井 修也		
7	久保田 輝男		
8	久保田 英行	子どもの保護者	
9	高野 和之		
10	小沼 拓也		
11	中根 記代子		
12	佐川 正仁		
13	保田 美由記		
14	伊藤 葉子		

■令和6(2024)年委員

	氏名	所属	備考
1	鶴町 みち子	学識経験を有する者	
2	石井 旭		
3	井元 潤一		
4	戸田 見良	子ども・子育て事業に従事する者	
5	森川 道成		
6	成井 修也		
7	久保田 輝男		
8	久保田 英行	子どもの保護者	
9	古渡 洋一		
10	小沼 拓也		
11	中根 記代子		
12	大枝 隆寿		
13	保田 美由記		
14	川島 純子		

資料3 計画策定の経過

月 日	主な検討事項等
令和6(2024)年 2月19日(月)	令和5年度 第3回小美玉市子ども・子育て会議開催 ＜主な議事＞ ・第3期子ども・子育て支援事業計画について
3月15日(木)～3月31日(金)	・「第3期 小美玉市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査の実施
7月	・子ども・子育て支援に関する施設アンケート調査の実施
8月22日(木)	令和6年度 第1回小美玉市子ども・子育て会議開催 ＜主な議事＞ ・子ども・子育て支援事業計画の実施状況について(報告) ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定について ① 小美玉市の現状と課題の整理について ② 計画の基本的な方向性について
11月22日(金)	令和6年度 第2回小美玉市子ども・子育て会議開催 ＜主な議事＞ ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定について ① 計画素案について
12月13日(金)～	・パブリックコメントの実施

第3期小美玉市子ども・子育て支援事業計画

発行 小美玉市

編集 小美玉市 福祉部 こども課

〒311-3495

小美玉市上玉里 1122 番地

TEL:0299-48-1111(代表)

URL:<http://www.city.omitama.lg.jp>
